

第7期中札内村まちづくり計画

後期基本計画(案)

令和8年度～令和11年度
(2026年度～2029年度)

パブリックコメント用 計画書

令和8年3月

中札内村

村長あいさつ 今後追記

CONTENTS

序論	1
第1章 まちづくり計画について	2
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の進行管理（政策評価）	2
4. 計画の構成と計画期間	2
第2章 計画策定の背景	3
1. 中札内村の現状と課題	3
2. 村民ニーズの把握	4
基本構想	7
第1章 中札内村の将来像	8
第2章 将来人口の推計	9
第3章 まちづくりの基本目標	10
後期基本計画	13
第1章 施策の展開	14
1. 体系図	14
2. 分野別施策	15
資料編	71



序論



第1章 まちづくり計画について

I. 計画策定の趣旨

中札内村では、まちづくりについて定める本村の最上位計画である「総合計画」として、令和11年度を目標年次とする「第7期中札内村まちづくり計画」を令和4年3月に策定しました。

計画の中間年を迎えたことを受け、村の現状等を踏まえて「第7期中札内村まちづくり計画 後期基本計画（以下、「本計画」という）」を策定します。

2. 計画の位置づけ

まちづくり計画は、本村の行政運営における最上位の計画として位置づけられています。

また、まちづくり基本条例の実践に向けた計画にもなっており、村民のみなさんとの協働によるまちづくりのための行動計画となるものです。

3. 計画の進行管理（政策評価）

本計画では、毎年度政策評価を行い、年度ごとの進捗状況の把握を実施します。

また、毎年度の総合的な進捗管理を行いつつ、公約との整合性を図る観点から必要に応じて柔軟に見直しすることとします。

4. 計画の構成と計画期間

この計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。

また、計画期間は令和8年度から令和11年度とします。

◆計画期間図◆



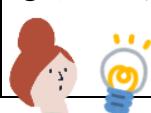
第2章 計画策定の背景

I. 中札内村の現状と課題

各種データ等からみえる中札内村の現状と課題



村の強み (Strength)	村の弱み (Weakness)
<ul style="list-style-type: none"> ●日高山脈や札内川をはじめとする豊かな自然環境 ●村の好きなところとして人の優しさを挙げる方が多い ●基幹産業である農畜産業が生む魅力的な農作物や酪農畜産物 ●文化・芸術あふれるまち ●自然環境や特産品を生かした観光 ●ゼロカーボンシティ宣言の実施 ●帯広市・とかち帯広空港から近い立地環境 ●魅力的な民間企業の誘致 ●活発な村民参画、幅広い村民の活躍 	<ul style="list-style-type: none"> ●少子高齢化・人口減少の進行 ●若年層の転出超過 ●交通利便性が低い ●商業施設や飲食店等が少なく、買い物の不便さがある ●魅力的な雇用の場が少なく、やりたい仕事が見つけにくい
機会・チャンス (Opportunity)	社会的脅威 (Threat)
<ul style="list-style-type: none"> ●新しい技術の発展 (AI、IoT、ビッグデータ、3Dプリンター、ロボット工学等) ●DXの推進による、作業効率化や生産性の向上 (スマート農業等) ●SNS等の情報発信方法の多様化、誰もが発信者となる ●ふるさと納税の浸透、件数の増加 ●テレワーク等の柔軟な働き方の広がりと地方移住への関心の高まり ●インバウンド市場の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ●東京・都市一極集中の流れ ●地方創生・地方分権の推進による、都市間競争の激化 ●安価な海外農作物輸入の増加 ●全国的な災害の多発化・激甚化 ●新たな感染症等の脅威



2. 村民ニーズの把握

アンケート調査やワークショップからの主な意見



【アンケート調査実施概要】

調査名	調査概要
村民アンケート	対象：中札内村にお住まいの18歳以上の方 500人（無作為抽出） 実施時期：令和6年8月下旬～9月30日 回収数：154票（回収率30.8%）
中学生アンケート	対象：中札内中学校に通う全生徒 123人 実施時期：令和6年8月下旬～9月30日 回収数：87票（回収率70.7%）



【ワークショップ実施概要】

ワークショップ「未来のむらを語る座談会」	
実施日時	令和7年2月27日（木）19:00～20:45
実施テーマ	望む未来を創るために必要なことを考えよう
参加者	村民12人 役場職員10人 計22人



【主な意見概要】

（1）中札内村のイメージや中札内村らしさを活かしたまちづくりについて

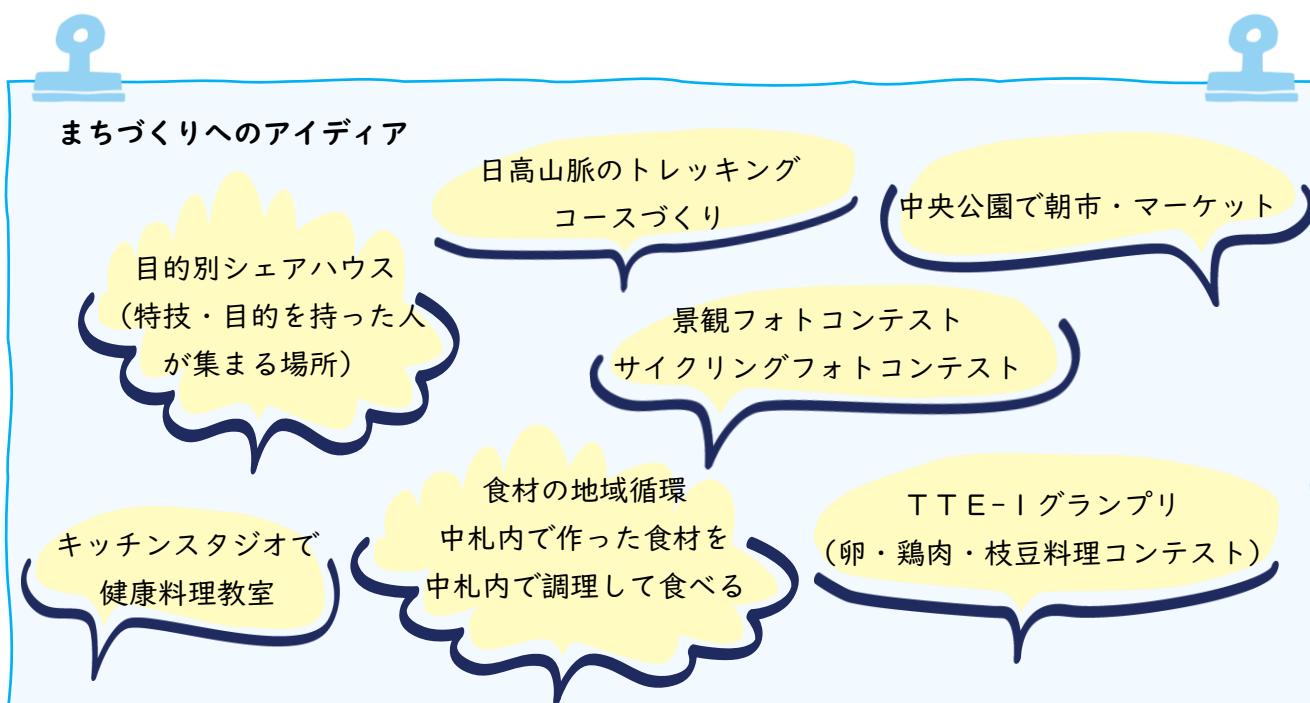
アンケート	○中札内村のイメージとしては「農業の盛んなまち」が最も多く、次いで「自然豊かなまち」が多い。（村民）
	○中札内村の自慢できるものとしては、「農作物や酪農畜産がたくさんある・おいしい」を選んだ人が多い。（村民・中学生）
	○農業の振興に関して重点的に取り組んでいくべきこととしては、「新規就農者の受入」が32.5%（前回22.7%）と最も多い。（村民）
座談会	●自然環境の維持、美しい村づくりの維持・継続が必要。
	●農業への新規参入・担い手や人材の確保に向けた取組が必要。
	●村で作った農産物が村に出回らない。料理コンテスト等の食のイベントを開催するのも良いと思う。
	●中央公園等の資源を活用して、イベントの開催やスポーツ大会の開催が出来るといい。
	●インバウンド含め、観光振興をもっと進めていくことが大切。特に、メインストリートの活性化や冬の観光を強化していくことが必要。

(2) 地域のコミュニティ活動やまちづくりへの参画について

アンケート	○地域のコミュニティ活動への参加意向について、68.2%（前回76.8%）の方が「すでに参加している」または「機会があれば参加したい」と回答。（村民）
	○「今後参加したいとは思わない」方の理由では、「参加する時間がとれない」「役員等を任せられることが負担」が多い。（村民）
	○協働のまちづくりが中札内村で行われていると感じる方は、48.7%（前回54.0%）となっている。協働のまちづくりに必要なこととしては「住民と村との交流や意見交換する機会をつくること」が多い。（村民）
座談会	●まちづくりへの意見を出す場を設けることが大事。そして、多くの人にその場に参加してもらうことが必要。

(3) 情報提供・情報発信について

アンケート	○村からの情報発信については、72.7%（前回63.2%）の方が「満足している」「どちらかというと満足している」と回答。（村民）
	○行政サービスの向上に関しては、「わかりやすく、利用しやすい役場」「積極的でわかりやすい情報公開」を多くの方が希望している。（村民）
	○デジタル推進によって希望する変化として、「行政手続きの利便性向上」が求められている。（村民）
座談会	●観光にも移住促進にも、村のPRが重要。SNSの発信や活用をすることで、村の認知度向上・PRになり、移住者の増加に繋がり、住民からの情報発信が観光の促進にもつながる。



(4) 住みやすさ、定住、移住について

アンケート	○「住みやすい」または「どちらかというと住みやすい」と回答した人が93.5%（前回94.6%）で、年代別でもすべての年代で90%を超えている。（村民） ○89.0%（前回91.9%）の方が「ずっと住み続けたい」または「当分は住み続けたい」と回答。（村民） ○住み続けたい理由としては「自分の家がある」が最も多く、次いで「自然環境が良い」となっている。（村民） ○住み続けたくない理由としては、「日常生活が不便」が最も多く、前回調査から大きく増加。（村民） ○「中札内村外で暮らしたい」と回答する方が45.9%（前回37.0%）となっている。（中学生） ○将来中札内村に住み続ける際の不安については「働く職場が少ない」が最も多い。（中学生） ○少子化対策に関して重点的に取り組んでいくべきこととしては、「子育てに対する経済的支援の拡充」が最も多い。（村民） ○超高齢社会に関して重点的に取り組んでいくべきこととしては、「公共交通などの移動手段の充実」が最も多い。（村民）
座談会	●住居の確保は重要なポイント。シェアハウスで人を集めのも良いかもしれない。 ●空き家やフリースペースの活用が必要。子どもが集まって遊んだり、保護者同士が交流できるスペースにできると良い。 ●交通手段の充実は重要課題。くるくる号に変わるオンデマンドの交通システムも必要になってくるだろう。 ●子育て世代・高齢者世代への支援だけでなく、中間層へのサポートも必要。

基本構想



第1章 中札内村の将来像

「第7期中札内村まちづくり計画」では、「みんなでつくる！自然と笑顔になるまち なかさつない」を将来像として掲げました。本計画においても、この将来像を踏襲し、実現に向けた取組を進めていきます。



豊かな自然の中で暮らし、自然とともに笑顔になる

雄大な日高山脈、清流札内川、広大な畠や牧草地が広がる風景のある中札内村は、豊かな自然環境に恵まれた村です。豊かな自然に囲まれた環境で、自然とともに暮らし、笑顔があふれる中札内村であり続けます。



温かい人との交流の中で、思わず自然と笑顔になる



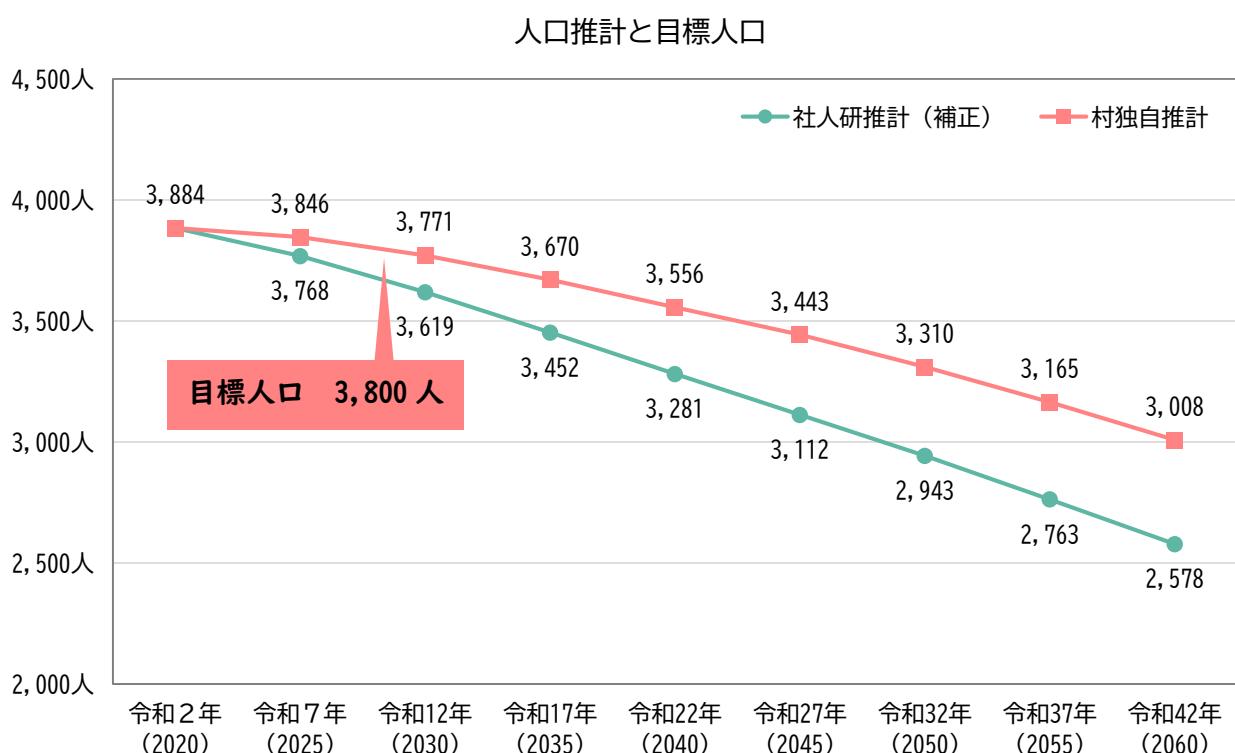
人と人の繋がりが温かく、多くのコミュニティが形成されている中札内村は、住民同士の交流がたくさん行われている村です。心優しい人達の交流が行われる中で、地域付き合いや人付き合いに心温まり、自然に笑顔がこぼれるような中札内村であり続けます。

第2章 将来人口の推計

本村では、人口減少対策を推進し、「第7期中札内村まちづくり計画」で定めた、令和42年での人口約3,000人を目指し、人口減少を緩やかにすることを目標としています。

本計画においても同様に、基本構想の最終年度である令和11年度では3,800人程度の人口を目指します。

第7期中札内村まちづくり計画 目標人口
令和11年度 3,800人
(2029年度)



	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)	令和37年 (2055)	令和42年 (2060)
社人研推計(補正)	3,884	3,768	3,619	3,452	3,281	3,112	2,943	2,763	2,578
村独自推計	3,884	3,846	3,771	3,670	3,556	3,443	3,310	3,165	3,008

※社人研推計（補正）：国立社会保障・人口問題研究所による平成30年時点将来推計人口をもとに、令和2年国勢調査の結果を踏まえて補正し、推計した人口

第3章 まちづくりの基本目標

～ 将来像実現に向けた5つの基本目標 ～



協働

～みんなが主役のまちづくり～
村民参画 # 行財政運営

安心

～優しさと安心が繋がるまちづくり～
福祉 # 保健・医療

学び

～文化と学びが紡ぐまちづくり～
学校教育 # 社会教育・生涯学習 # 文化・芸術、スポーツ

活力

～元気あふれるまちづくり～
農業・林業・商工業 # 観光・交流

快適

～潤いと安らぎのまちづくり～
環境保全 # 生活基盤 # 防犯・防災

基本目標1 ～みんなが主役のまちづくり～

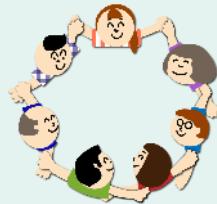
まちの主役である村民の皆さんのが、積極的にまちづくりに参画していけるよう、村民参画の推進や担い手育成に取り組みます。

1 みんなで創るまち

●積極的なまちづくりへの参画ができるよう、そして、誰もが役割を持って活躍できるまちになるよう、情報共有の強化と村民参画の促進を図ります。また、地域と一緒に考えていく担い手を育成するとともに、村民主体の取組を支援します。

2 未来に続くまち

●より良い住民サービスの提供、将来を見据えた健全な財政運営、広域行政の推進等を行い、安定した行財政運営を行います。



基本目標2 ～優しさと安心が繋がるまちづくり～

子どもから高齢者まで、みんなが健康で、そして、安心して暮らし続けられるよう、福祉の充実や保健・医療体制の充実に取り組みます。

1 優しさで繋がるまち

●子どもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせるよう、各種福祉の充実を図ります。

2 健やかに暮らせるまち

●生涯を通じて、ずっと健康でいられるよう、健康づくりや食育の推進を図ります。

3 ずっと安心のまち

●もしもの時も安心して医療が受けられるよう、医療体制の充実を図ります。また、社会保障制度の適正な運用を実施します。



基本目標3 ～文化と学びが紡ぐまちづくり～

地域の誰もが学び、人と人との触れ合い、文化を育み、スポーツを楽しめるよう、学校教育の推進、社会教育・生涯学習の振興に取り組みます。

1 学びを育てるまち

●次代を担う子どもたちが健やかに育ち、「生きる力」を育む学校教育の推進を図ります。

2 心豊かに暮らせるまち

●何歳になっても、学ぶ喜びを感じ、生涯を通じた学習に取り組めるよう、社会教育・生涯学習の振興を図ります。また、村民の誰もが、歴史や文化・芸術に触れ、スポーツ活動を楽しむことが出来るよう、文化・芸術、スポーツの振興を図ります。

基本目標4 ~元気あふれるまちづくり~

豊かな地域資源や立地条件を活かした本村の力強い各種産業や観光の更なる発展と、それにともなう交流の活性化に向けた取組を進めます。

1 未来に種まくまち

- 本村の持つ肥沃な大地や雄大な自然環境を活かした農林業が、今後もより一層発展していくための振興に取り組みます。

2 人と人を繋ぐ活気あるまち

- 地域産業と観光の活性化による本村の魅力増進を図り、移住・定住も含めた関係人口の創出に繋がるよう取組を進めます。

3 生き生きと働けるまち

- 働きやすい環境を整えるため、労働者福祉の充実を図ります。



基本目標5 ~潤いと安らぎのまちづくり~

本村の豊かな自然と生活基盤が調和した快適に暮らせる環境を守り、住み続けたい思いを叶えられるよう、生活環境・基盤の整備に取り組みます。

1 環境に優しいまち

- 豊かな自然環境を保全し、美しい景観を将来に渡って残せるよう、自然と共に生きていく村づくりに取り組みます。

2 快適で住みよいまち

- 道路や社会資本の整備と有効活用を行い、安心して暮らせる生活基盤整備を図り、快適な住環境の整備や住みよい環境づくりに取り組みます。

3 安全に暮らせるまち

- 防犯・防災体制の確保、消防・救急体制の強化等、安全な村民生活を守る体制の確保を図ります。



後期基本計画



第1章 施策の展開

I. 体系図

後期基本計画では、将来像の実現に向け、以下の体系で取組を推進します。

将来像	基本目標	方向性	政策
みんなでつくる！ 自然と笑顔になるまち なかさつない	<p>1 みんなが主役のまちづくり</p> <p>2 優しさと安心が繋がるまちづくり</p> <p>3 文化と学びが紡ぐまちづくり</p> <p>4 元気あふれるまちづくり</p> <p>5 潤いと安らぎのまちづくり</p>	<p>1 みんなで創るまち</p> <p>2 未来に続くまち</p> <p>3 優しさで繋がるまち</p> <p>2 健やかに暮らせるまち</p> <p>3 ずっと安心のまち</p> <p>1 学びを育てるまち</p> <p>2 心豊かに暮らせるまち</p> <p>1 未来に種まくまち</p> <p>2 人と人を繋ぐ活気あるまち</p> <p>3 生き生きと働けるまち</p> <p>1 環境に優しいまち</p> <p>2 快適で住みよいまち</p> <p>3 安全に暮らせるまち</p>	<p>1 協働によるまちづくり</p> <p>2 男女共同参画社会の実現</p> <p>1 効率的で健全な行財政運営</p> <p>1 地域共生社会の実現</p> <p>2 子育て支援の充実</p> <p>3 高齢者福祉の充実</p> <p>4 障がい者福祉の充実</p> <p>1 健康づくりの推進</p> <p>2 食育の推進</p> <p>1 医療体制の維持・充実</p> <p>2 社会保障制度の適正な運用</p> <p>1 幼児教育の充実</p> <p>2 学校教育の推進</p> <p>1 社会教育・生涯学習の推進</p> <p>2 國際・地域間交流の推進</p> <p>3 文化・芸術、スポーツの振興</p> <p>1 農業基盤整備と経営支援</p> <p>2 有害鳥獣対策の推進</p> <p>3 森林資源の活用</p> <p>1 商工業の振興</p> <p>2 観光・交流の振興</p> <p>3 移住・定住の促進</p> <p>1 雇用促進、就業環境の整備</p> <p>1 総合的な土地利用の推進</p> <p>2 自然環境の保全と景観形成</p> <p>3 環境衛生・美化対策の充実</p> <p>1 道路、交通環境の整備</p> <p>2 水道・下水道の整備</p> <p>3 公園・緑地・河川の整備</p> <p>4 住宅環境の整備</p> <p>1 防災対策の推進</p> <p>2 消防・救急体制の充実</p> <p>3 防犯対策の推進</p>

2. 分野別施策

施策の体系に沿って、基本目標ごとに各施策について示します。

協働

基本目標1 みんなが主役のまちづくり

村民参画 # 行財政運営

P.18～P.21

安心

基本目標2 優しさと安心が繋がるまちづくり

福祉 # 保健・医療

P.22～P.35

学び

基本目標3 文化と学びが紡ぐまちづくり

学校教育 # 社会教育・生涯学習

文化・芸術、スポーツ

P.36～P.43

活力

基本目標4 元気あふれるまちづくり

農業・林業・商工業 # 観光・交流

P.44～P.55

快適

基本目標5 潤いと安らぎのまちづくり

環境保全 # 生活基盤 # 防犯・防災

P.56～P.69

基本計画の見方

分野別の「方向性」です

分野別の「基本目標」です

後期基本計画 ー基本目標1 みんなが主役のまちづくりー

方向性2 未来に続くまち



I-2-I 効率的で健全な行財政運営

施策の背景

分野別の「政策」です

人口減少と超少子高齢化が進む中、地方経済の縮小と国の財政状況の悪化など、歳入の先行きは不透明な状況にあります。一方、社会情勢の急速な変化により、住民ニーズは多様化・高度化・複雑化しており、物価や人件費の高騰も相まって、委託料などの経常経費の増加が続いていること、公共施設の老朽化に伴う改修や更新費用も増加していることから、限られた財源で効率的で健全な行財政運営を行う必要があります。なお、ふるさと納税による寄附は本村の重要な財源となっていることから、安定的な制度運用を図り、自主財源の確保に取り組みます。

これまで業務の民間委託、グループ制の導入など組織・機構の見直しや、事務事業の見直し等により職員数の抑制を図ってきましたが、同時に職員の年齢構成の変化や会計年度任用職員の増加等により、将来の自治体運営を牽引する人材の育成が課題となっています。

自治体におけるデジタル化の推進は、行政サービスにおいてデジタル技術を積極的に活用し、住民の利便性向上や職員の業務負担軽減が求められています。

広域行政については、十勝管内市町村のスケ

組を行っており、十勝管内をはじめとする他市町

現状の課題や重要な視点等の

「施策の背景」を記載しています

めざすべき姿

多様化する行政課題や住民ニーズに対応できるよう、政策評価による事務事業の評価・検証を行い、業務の改善を図り、持続可能で健全な行財政運営に繋げます。また、民間活力の導入を進めるとともに、デジタル化による行政事務の簡素化・効率化を図ります。

職員一人ひとりの能力・資質向上を高める

分野別政策における

「めざすべき姿」を記載しています。

主要な施策

①効率的で健全な行財政の運営

主な取組	公約 No
(1) まちづくり計画の実施計画や国・北海道の動向を踏まえた財政推計により、行財政改革を進めながら将来を見据えた健全な行財政運営を行います。	I-7
(2) 公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の長寿命化を進めます。計画的な施設整備により、管理費用や更新費用を抑制し、経費を平準化します。	I-7
(3) 政策評価によって事業内容や効果を検証するほか、行政改革大綱に基づき効果的で効率的な行財政運営を行います。	I-7
(4) 民間活力の導入や指定管理者制度等の活用により、専門的知識を活かした質の高い行政運営を行います。また、マイナンバーの利用促進による住民負担の軽減、デジタル化による行政サービスの効率化や業務負担の軽減を図ります。	I-7

各課で取り組む

具体的な施策内容を記載しています。

後期基本計画 - 基本目標 1 みんなが主役のまちづくり -

(5) 税の公平性を維持するため十勝市町村税滞納整理機構と連携し、未納者に係る滞納処分を強化するほか、自主財源の確保や受益者負担の適正化に取り組むなど歳入の確保を図ります。	I-7
(6) 村民全体の納税意識を高めることを目的として、税に関する情報を分かりやすく、かつ効果的に発信するとともに、税への関心と理解を深める目的で、職員による小学生等への租税教育を実施します。	
(7) ふるさと納税寄附額の増額により、地方創生の推進に必要な財源を確保するとともに、地場産品の返礼品開発を進めます。	I-3

②職員の資質の向上

主な取組	公約 No
(1) 職場外研修や自主企画研修への参加を奨励します。	I-8
(2) 公務員倫理観の形成や心身の向上を図り、公務員としての適応能力を強化するため、メンタルヘルス研修やコンプライアンス研修を実施します。	I-8
(3) プロジェクトチームの設置等により、職員間の情報共有を進め、業務の迅速化・効率化と役場組織の機能向上を図ります。	I-9
(4) 人事評価制度を実施し、業務の見える化と目標の進捗管理を行うとともに、人材育成に活用します。	I-8

③広域行政の推進

主な取組	公約 No
(1) とかち広域消防事務組合や十勝圏複合事務組合等の構成市町村との連携を深め、効率的・効果的な広域行政を進めます。	
(2) 各分野での自治体間連携を強化するとともに、帯広市を中心とした十勝定住自立圏共生ビジョンに基づく広域事業を推進します。	
(3) 他市町村と連携し地域の共通課題の解決に取り組むとともに、更別村との指導主事の共同設置をはじめとする連携事業を行います。	

関連公約

- I-3 ふるさと納税返礼品の魅力向上のため、企業・事業所と連携した新たな商品開発の支援
 I-7 政策に基づく施策の選択と集中による健全な行政
 I-8 村政を担う職員一人ひとりがいきいきと力を発揮
 I-9 職員間の情報共有、業務の迅速化と効率化による

関連する村長公約
を記載しています

主な関連計画

- ◆第3期中札内村まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和7年度～令和11年度）
 ◆中札内村財政計画（令和8年度～令和11年度）
 ◆公共施設等総合管理計画（令和8年度～令和17年度）
 ◆中札内村人材育成基本方針
 ◆第7次中札内村定員適正化計画（令和8年度～

関連する個別計画
を記載しています

方向性1 みんなで創るまち



I-1-1 協働によるまちづくり

施策の背景

中札内村は他自治体との合併協議を経て自律を選択した後、平成19年に「中札内村まちづくり基本条例」を制定しました。村民・議会・村がそれぞれの責務を果たし協働でまちづくりを進めるなどを規定した条例であり、村の最上位の条例としてその理念や意義を広く周知していく必要があります。

情報発信においては、SNSなどのツールを用い、情報の受け手に合わせたきめ細かな発信を継続します。

行政区運営においては、役員のなり手不足や未加入者等の課題があります。

めざすべき姿

「まちづくり基本条例」に基づき、村民が自らの意思と責任で主体的にまちづくりに参画する協働のまちづくりを進めます。

主要な施策

①協働のまちづくりに向けた情報発信と共有の強化

主な取組	公約 No
(1) 職員自らがまちづくり基本条例の理念を実践するとともに、広く村民に周知します。	1-1
(2) 防災行政無線、メール配信、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等を活用し、わかりやすく迅速な情報発信を行い、住民との共有を図ります。	1-10

②住民参画と地域を担う人づくり

主な取組	公約 No
(1) 地域担当制への職員の積極的な参加や「まちづくりトーク」の開催により、村民との対話による情報共有の機会をつくり、意見等を村政に反映します。	1-1
(2) 無作為抽出によるワークショップなどを実施し、村民のまちづくりへの関心を高めるとともに、地域の担い手づくりと村民参加のまちづくりを進めます。	1-1

③住民活動の支援

主な取組	公約 No
(1) 各種制度を活用し、行政区活動の活性化への支援や各種まちづくり団体などの育成と支援を行います。	

関連公約

- I-1 まちづくり基本条例を実践し、村民の暮らしに寄り添い対話と住民参加による協働のまちづくりを推進
 I-10 村の諸団体等との情報共有

主な関連計画

- ◆第3期中札内村まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和7年度～令和11年度）

方向性1 みんなで創るまち



I-1-2 男女共同参画社会の実現

施策の背景

村のまちづくりの基本理念を定めた「中札内村まちづくり基本条例」では、全ての村民がお互いの人権を尊重しながら、まちづくりを進めることができます。

その実現のためには、だれもが性別に関わらず、その個性と能力を十分に発揮し、個人として互いを尊重し合える環境づくりが必要です。

めざすべき姿

家庭・職場・学校・地域など社会のあらゆる分野において男女が人権を尊重し、平等に責任を分かち合い、村民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、自分らしさを大切にできる『男女共同参画社会』の実現を目指します。

主要な施策

①男女共同参画の推進

主な取組	公約 No
(1) あらゆる人が様々な場において、人権の尊重や男女共同参画について正しく学ぶことができるよう、男女平等の視点に立った教育の推進に取り組みます。	1-2
(2) 人権や男女共同参画に関する認識を広めて村に深く根付かせていくため、広報紙やホームページ等による啓発活動に取り組みます。	1-2
(3) 多様な性のあり方について、認識を浸透させる啓発活動に取り組み、若年層を中心 に誰もが自分らしく生きられる環境整備を行います。	1-2
(4) 男女がともに働きやすい環境整備と就業機会の促進を図るとともに、各種委員会等における女性委員の登用を積極的に行い、女性の参画促進に取り組みます。	1-2
(5) 女性に対するあらゆる暴力をなくすため、啓発活動に取り組むとともに、関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。	1-2

関連公約

I-2 さまざまな分野で男女が共に活躍する男女共同参画の推進

主な関連計画

◆第4次中札内村男女共同参画推進計画（令和8年度～令和12年度）

方向性2 未来に続くまち



I-2-I 効率的で健全な行財政運営

施策の背景

人口減少と超少子高齢化が進む中、地方経済の縮小と国の財政状況の悪化など、歳入の先行きは不透明な状況にあります。一方、社会情勢の急速な変化により、住民ニーズは多様化・高度化・複雑化しており、物価や人件費の高騰も相まって、委託料などの経常経費の増加が続いていることから、公共施設の老朽化に伴う改修や更新費用も増加していることから、限られた財源で効率的で健全な行財政運営を行う必要があります。なお、ふるさと納税による寄附は本村の重要な財源となっていることから、安定的な制度運用を図り、自主財源の確保に取り組みます。

これまで業務の民間委託、グループ制の導入など組織・機構の見直しや、事務事業の見直し等により職員数の抑制を図ってきましたが、同時に職員の年齢構成の変化や会計年度任用職員の増加等により、将来の自治体運営を牽引する人材の育成が課題となっています。

自治体におけるデジタル化の推進は、行政サービスにおいてデジタル技術を積極的に活用し、住民の利便性向上や職員の業務負担軽減が求められています。

広域行政については、十勝管内市町村のスケールメリットを活かした効率的・効果的な取組を行っており、十勝管内をはじめとする他市町村との連携を進めています。

めざすべき姿

多様化する行政課題や住民ニーズに対応できるよう、政策評価による事務事業の評価・検証を行い、業務の改善を図り、持続可能で健全な行財政運営に繋げます。また、民間活力の導入を進めるとともに、デジタル化による行政事務の簡素化・効率化を図ります。

職員一人一人の能力・資質向上を高めることで、組織全体の総合力を高めます。

主要な施策

①効率的で健全な行財政の運営

主な取組	公約 No
(1) まちづくり計画の実施計画や国・北海道の動向を踏まえた財政推計により、行財政改革を進めながら将来を見据えた健全な行財政運営を行います。	1-7
(2) 公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の長寿命化を進めます。計画的な施設整備により、管理費用や更新費用を抑制し、経費を平準化します。	1-7
(3) 政策評価によって事業内容や効果を検証するほか、行政改革大綱に基づき効果的で効率的な行財政運営を行います。	1-7
(4) 民間活力の導入や指定管理者制度等の活用により、専門的知識を活かした質の高い行政運営を行います。また、マイナンバーの利用促進による住民負担の軽減、デジタル化による行政サービスの効率化や業務負担の軽減を図ります。	1-7

(5) 税の公平性を維持するため十勝市町村税滞納整理機構と連携し、未納者に係る滞納処分を強化するほか、自主財源の確保や受益者負担の適正化に取り組むなど歳入の確保を図ります。	1-7
(6) 村民全体の納税意識を高めることを目的として、税に関する情報を分かりやすく、かつ効果的に発信するとともに、税への关心と理解を深める目的で、職員による小学生等への租税教育を実施します。	
(7) ふるさと納税寄附額の増額により、地方創生の推進に必要な財源を確保するとともに、地場産品の返礼品開発を進めます。	1-3

②職員の資質の向上

主な取組	公約 No
(1) 職場外研修や自主企画研修への参加を奨励します。	1-8
(2) 公務員倫理観の形成や心身の向上を図り、公務員としての適応能力を強化するため、メンタルヘルス研修やコンプライアンス研修を実施します。	1-8
(3) プロジェクトチームの設置等により、職員間の情報共有を進め、業務の迅速化・効率化と役場組織の機能向上を図ります。	1-9
(4) 人事評価制度を実施し、業務の見える化と目標の進捗管理を行うとともに、人材育成に活用します。	1-8

③広域行政の推進

主な取組	公約 No
(1) とかち広域消防事務組合や十勝圏複合事務組合等の構成市町村との連携を深め、効率的・効果的な広域行政を進めます。	
(2) 各分野での自治体間連携を強化するとともに、帯広市を中心とした十勝定住自立圏共生ビジョンに基づく広域事業を推進します。	
(3) 他市町村と連携し地域の共通課題の解決に取り組むとともに、更別村との指導主事の共同設置をはじめとする連携事業を行います。	

関連公約

- I-3 ふるさと納税返礼品の魅力向上のため、企業・事業所と連携した新たな商品開発の支援
- I-7 政策に基づく施策の選択と集中による健全な行財政運営
- I-8 村政を担う職員一人ひとりがいきいきと力を発揮できる環境づくり
- I-9 職員間の情報共有、業務の迅速化と効率化による役場組織の機能向上

主な関連計画

- ◆第3期中札内村まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和7年度～令和11年度）
- ◆中札内村財政計画（令和8年度～令和11年度）
- ◆公共施設等総合管理計画（令和8年度～令和17年度）
- ◆中札内村人材育成基本方針
- ◆第7次中札内村定員適正化計画（令和8年度～令和12年度）

方向性1 優しさで繋がるまち



2-1-1 地域共生社会の実現

施策の背景

少子高齢化に伴うライフスタイルや家族構成の変化や、担い手・後継者不足が進み、家庭や地域での相互扶助や行政区活動の組織力の低下を招いています。

こうした支え合いの基盤が弱まってきている中、人生における様々な困難に直面した場合でも、お互いが存在を認め合い、時に支え合うことが大切です。孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような地域社会としていくことが求められています。

めざすべき姿

福祉団体等との連携、ボランティアの育成・支援を行うとともに、地域の相互支援体制の構築や住民の相互扶助意識の高揚を図り、地域と共に創っていく社会を目指します。

主要な施策

①地域福祉の環境づくり

主な取組	公約 No
(1) 福祉意識の高揚を図るため、学校や行政区をはじめとする各種団体を対象に、福祉関係の講座や講話を開催します。	3-4
(2) 村内の福祉団体における事業が効率的かつ効果的に進むよう、相互の連携を図り協力体制を構築し、高齢者や障がい者が安心して暮らせるまちづくりを推進します。	3-4
(3) 避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、災害発生時に福祉関係団体と連携した対応がとれる体制をつくります。	3-4
(4) 経済的困窮や障がいなどの多岐にわたる相談体制の明確化と自立支援を進めます。	3-4
(5) 非課税の高齢者世帯などを対象に、福祉灯油の支給により経済的負担の軽減を図ります。	3-4

②住民参加による社会福祉活動の推進

主な取組	公約 No
(1) ボランティア団体などによる住民の福祉活動を促進します。	3-4 3-6
(2) 地域福祉計画と連動した福祉団体における事業の取組を推進します。	3-4 3-6
(3) 地域福祉の担い手としての福祉団体の機能の充実と、自立した活動への支援を行います。	3-4 3-6

関連公約

- 3-4 安心できる福祉、保健、医療、介護サービスを提供
- 3-6 地域住民、ボランティア、NPOなどとともに共助のまちづくりを推進

主な関連計画

- ◆第5次中札内村地域福祉計画（令和6年度～令和10年度）

方向性1 優しさで繋がるまち



2-1-2 子育て支援の充実

施策の背景

少子化や働き方の多様化により、子どもを取り巻く環境は著しく変化し、子どもの健やかな成長の実現のために子育て支援の充実を図ることが重要となっています。

共働きする家庭が一般的になり、ひとり親も増加していることから未満児の保育園入園希望が多く、多様な保育ニーズを把握するとともに、受入体制を整備してきています。また、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに対する不安や孤独感をもつ保護者へ寄り添うとともに、子育ての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう支援することが求められています。

このようなことから、家庭や地域における子育て力の向上と、子どもを安心して生み育てることができる環境づくりを進めるため、「第3期中札内村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、総合的な子育て支援策を展開しています。

めざすべき姿

家庭や地域における子育て支援の充実と、子どもを安心して生み育てることができる環境を整え、すべての子どもが健やかに育つことができるまちづくりを進めます。

主要な施策

①子育て支援の充実

主な取組	公約 No
(1) 子育て支援センターでは、子育て家庭の実情に合わせた事業を展開するなど、育児不安等が解消されるよう子育て支援の充実を図ります。	3-1 3-2
(2) 一時保育等の預かり事業等について、安定的に実施できる体制を整備します。	3-1 3-2
(3) 子育て家庭や地域の実情に合わせた事業を展開し、子育て支援の充実を図ります。	3-1 3-2
(4) 関係機関との連携により、乳幼児から中学生までの「家庭支援」の強化を図ります。	3-1 3-2

②保育の充実

主な取組	公約 No
(1) 保育目標「たくましく、豊かに生きる子どもに」を基本に、保育園は子どもが自ら考え行動できる基礎を育てるよう、「子どもの育ちを支える保育」＝「見守り保育」を実践します。	3-1 3-2 3-3

(2) 地域住民や教育委員会、外部講師と協力しながら「健康でしっかりととした身体作り」「地域全体での子育て」「学校との連携」を強化します。「キッズ・イングリッシュ」では、英語に自然と向き合える時間を、「運動教室」では幼児期からの運動への親しみの土台作りとなるよう教育・保育の提供に取り組みます。	3-1 3-2 3-3
(3) 上札内保育園について、将来を見据え、地域の必要性に合わせた今後の在り方を検討します。	3-1 3-2 3-3
(4) SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を活用し、保育の特色を発信するとともに、地域住民への情報共有を図ります。	3-1 3-2 3-3

③地域における児童福祉の推進

主な取組	公約 No
(1) 放課後児童対策の充実のため、児童館を引き続き子ども専用施設と位置付けし、児童の居場所づくりなど健全育成活動を推進します。	3-1 3-2
(2) 放課後児童クラブは、給食交流会やボロシリ大学に参加する高齢者との異世代交流を推進します。	3-1 3-2
(3) 児童虐待の未然防止・早期発見のため、関係機関と連携を図りながら、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図ります。	3-1 3-2

関連公約

- 3-1 妊娠から出産、子育ての切れ目ない包括的な支援
- 3-2 子育て支援制度の充実
- 3-3 子どもたちが健やかに育つ保育環境づくり

主な関連計画

- ◆第3期中札内村子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～令和11年度）

方向性1 優しさで繋がるまち



2-1-3 高齢者福祉の充実

施策の背景

本村の高齢化率は毎年上昇していますが、今後も高齢の単身世帯や高齢者のみの世帯の増加、さらには家庭の介護力の低下が見込まれています。

高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）をより一層推進することが必要となっています。

めざすべき姿

高齢者が必要なサービスを適切に受けながら、住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりを目指します。

主要な施策

①生きがいづくりの推進

主な取組	公約 No
(1) 高齢者自らが社会貢献や生きがい活動を積極的に行えるよう、社会福祉協議会や教育委員会と連携を図りながら取り組みます。	3-4
(2) 介護予防運動教室の参加拡大を図るほか、介護予防に関する講演や啓発活動を通して、健康についての意識向上を図ります。	3-4

②生活支援サービスの充実

主な取組	公約 No
(1) 福祉移送サービスにより、高齢者等の外出を支援します。また、日常生活や社会活動を支援するため、高齢者の村外外出時のバス運賃を助成します。	3-4 3-8
(2) 緊急通報システム設置事業は、民生委員児童委員協議会や地域ケア会議との情報共有により、設置を必要とする高齢者情報を把握して、引き続き利用を促進します。	3-4
(3) 民生委員や社会福祉協議会、サービス事業者（ポロシリ福祉会、N P O 法人 夢といろ）など関係機関との連携により、高齢者の状況を把握するとともに、必要なサービスの調整を行います。	3-4
(4) 成年後見制度や相談窓口の普及啓発を図るとともに、民生委員や社会福祉協議会、サービス事業者（ポロシリ福祉会、N P O 法人 夢といろ）など関係機関との連携により、高齢者や障がい者の状況を把握するとともに、必要なサービスの調整を行います。	3-4
(5) 高齢者への除雪サービスの継続と工夫を図ります。	3-4

③地域包括ケアシステムの構築

主な取組	公約 No
(1) 高齢者の推計人口を見据えながら「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき事業を推進します。	3-4
(2) 認知症の早期診断と適切な医療・介護を受けられるよう、複数の専門職で構成する認知症初期集中支援チームの機能充実を図ります。また、介護者の負担軽減のため、家族支援に取り組みます。	3-4
(3) 入退院の相談支援を実施するとともに、安心して在宅療養できるよう医療機関との連携を図ります。また、地域での医療・介護の連携について普及啓発に取り組みます。	3-4
(4) 高齢者の様々なニーズに対応できるよう相談窓口となる地域包括支援センターの機能充実を図ります。	3-4
(5) 生活支援体制整備事業を社会福祉協議会へ委託し、生活支援コーディネーターや協議体による、ニーズの把握、既存の生活支援・介護予防サービスの充実、新たな資源の開発を目指します。	3-4

関連公約

3-4 安心できる福祉、保健、医療、介護サービスを提供

3-8 高齢者が安心して暮らせるための地域交通の充実

主な関連計画

◆第9期中札内村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）

方向性1 優しさで繋がるまち



2-1-4 障がい者福祉の充実

施策の背景

村では、「第6期障がい福祉計画」に基づき施策を進めてきました。障がい当事者とその家族に行ったアンケートにおいて、18歳未満では地域での自立を望む声が増加し、相談支援と療育の充実を求める意見がありました。また、18歳以上では在宅で家族と生活することを希望される方が多数を占めていました。この結果を踏まえ、中札内村基幹相談支援センターと関係機関が連携し、地域全体で障がいのある方を支える体制を構築する目的で「第7期障がい福祉計画」に基づき施策を推進しています。

めざすべき姿

障がいのある人が、自ら必要とする障がい福祉サービスや支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことができるまちづくりを進めます。

主要な施策

①障がい福祉サービス

主な取組	公約 No
(1) 障がいのある人を対象にした福祉サービスを提供します。	

②相談支援の充実

主な取組	公約 No
(1) 地域における相談支援体制を充実させるため、基幹相談支援センターの機能を強化します。また、「地域生活支援拠点」を広域設置したことにより、南十勝における情報共有や連携を進めます。	
(2) 必要に応じて適切なサービス等を受けられるよう、関係機関との連携体制の充実を図ります。また、サービスを利用される方が、暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応できるよう、利用計画を作成します。	
(3) 障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、地域の実情に精通されている方へ障害者相談員を委嘱し、障がいのある人やその家族からの多様な相談に対応します。	3-7

③障がい児支援の強化

主な取組	公約 No
(1) 保健・医療・福祉の連携や南十勝こども発達支援センターなど関係機関と連携し、早期に専門的な支援を行います。	

④自立と社会参加の促進

主な取組	公約 No
(1) とかち生活あんしんセンターや十勝障がい者就業・生活支援センターなど関係機関と連携し、本人の希望や適性等に応じた就労の機会や場の確保を進めるなど支援の充実を図ります。	3-7
(2) 当事者の日常生活の充実や社会参加につながるよう、補装具や日常生活用具の給付、要約筆記の派遣等を実施します。	

⑤地域生活支援体制の充実

主な取組	公約 No
(1) 必要に応じて成年後見制度や日常生活自立支援事業につなぐなど、障がいのある人の権利擁護の充実を図ります。	
(2) 障害者虐待の相談窓口を設け、虐待防止等を図るとともに、暮らしやすい地域づくりを推進します。	
(3) 障がいのある人が村外の社会資源も含め、希望するサービスを利用できるよう、各関係機関と連携を図り継続して支援します。	
(4) 障がいがある人の経済的負担を軽減するため、医療費の助成を行うとともに、各制度について周知します。	

⑥普及啓発・情報提供の充実

主な取組	公約 No
(1) 障がいのある人が地域の一員として暮らせるよう、適切な情報提供を行います。また、障がいの理解を深めるため、講演会を開催します。	

⑦村内障がい者施設への支援

主な取組	公約 No
(1) 社会福祉法人が運営する中札内のぞみ園等の障がい者支援施設は、入所者の高齢化や施設の老朽化、ユニバーサル化への対応も必要となってきていることから、今後の改築等への支援について、法人と協議をしながら進めていきます。	

関連公約

3-7 障がい者就労の場を創出

主な関連計画

◆第7期中札内村障がい福祉計画（令和6年度～令和8年度）

方向性2 健やかに暮らせるまち



2-2-1 健康づくりの推進

施策の背景

村では、「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」を目指し、妊娠期から高齢期まで、あらゆるライフステージに対応した健康増進計画を策定しています。

この計画は、村民一人一人が主体的に健康づくりに取り組めるよう支援するとともに、健康を支え守る環境の整備を進めることで、地域全体の健康レベルの向上を図るもので

その実現のためには、村民自身が積極的に参加できる仕組みを整えるとともに、行政や関係機関が一体となって、健康づくりのための施策を総合的・計画的に推進していくことが必要です。

めざすべき姿

健康に対する村民意識の向上、日常的な健康づくりへの支援や環境整備を進め、心身が健康で安心して暮らし続けられる地域づくりを目指します。

主要な施策

①子どもと家族の健康づくりと子育て支援の推進

主な取組	公約 No
(1) 「子育て世代包括支援センター(母子保健)」と「子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)」を統合し、新たに「こども家庭センター」を設置します。 すべての妊産婦、子育て家庭及び子どもを対象に、切れ目のない支援を行います。	3-1 3-2 3-4
(2) 乳幼児健診、関係機関との連携・支援体制による発達支援を行います。	3-1 3-2 3-4
(3) 歯及び口腔の健康を保つことは、全身の健康に影響を与え、食事や会話を楽しむなど豊かな人生を送るために基礎となることから、歯科健診、歯科保健指導、フッ化物利用等の歯科保健事業を実施します。	3-1 3-2 3-4
(4) 不妊治療費、不育症治療費について助成を実施します。	3-1 3-4
(5) 電子母子手帳を導入し、妊娠から出産、育児に関する情報のデジタル化を進めます。	3-1 3-4

②健やかな妊娠・出産・育児への支援の充実

主な取組	公約 No
(1) 母子手帳の交付とあわせて保健師が健康相談を実施し、妊婦が利用可能な各種サービスについて情報提供、健康相談を行います。また、妊婦一般健康診査後期受診券の交付時にも健康相談を行い、継続的な支援に繋げます。	3-1 3-4
(2) 妊婦一般健康診査(14回)や超音波検査(11回)をはじめ、妊娠期から産後にかけて必要となる健診費用および通院費等に対して助成を行い、妊産婦への経済的支援を実施します。	3-1 3-4

(3) 妊娠・出産に関わる正しい情報提供を行い、母子、父親を含めた交流を促す機会を設けることで妊娠期を心身ともに健やかに過ごし、産後の育児不安を軽減できるよう各種事業、教室を実施します。	3-1 3-4
(4) 妊娠を希望する女性やカップルが妊娠前から健康状態を整えられるよう支援します。また、若年層が生活習慣を見直す機会となるよう、健康相談を実施し、その普及・啓発を図ります。(プレコンセプションケア)	3-1 3-4

③予防接種の実施体制の充実

主な取組	公約 No
(1) 予防接種法に基づく定期の予防接種を推進します。	3-4
(2) 予防接種の効果とリスクを十分に理解し、村民自らの意思で接種できるよう、適切な情報提供を図ります。	3-4
(3) 医療機関と連携し、安心・安全かつ利便性に考慮した接種体制を構築します。	3-4
(4) 社会情勢を踏まえた予防接種対策を推進します。	3-4

④地域や関係機関が連携した誰もが自殺に追い込まれることのないまちづくり

主な取組	公約 No
(1) こころの健康づくりや病気に関する正しい知識や情報の普及啓発を行います。また、適切な相談機関・窓口に関する情報発信に取り組みます。	3-4
(2) 保健、医療、福祉、教育、労働分野などの関係機関と連携した総合的な支援に取り組みます。	3-4

⑤成人保健・生活習慣病対策の推進

主な取組	公約 No
(1) 健(検)診事業の充実を図り、生活習慣病の早期発見・早期治療、発症・重症化予防の取組を推進します。	3-4
(2) 予防可能な生活習慣病を抑えるため、健(検)診を契機とした生活習慣の改善や受診勧奨などの保健指導を推進します。	3-4
(3) 村民全体の健康づくりを推進するため、社会環境の変化に対応した保健活動の充実を図るとともに、健康に配慮した環境整備を進めます。	3-4
(4) 歩く習慣を基盤とした科学的根拠に基づく健康づくりを進め、健康寿命の延伸と介護・医療費の抑制を目指します。	3-4

関連公約

- 3-1 妊娠から出産、子育ての切れ目ない包括的な支援
- 3-2 子育て支援制度の充実
- 3-4 安心できる福祉、保健、医療、介護サービスを提供

主な関連計画

- ◆第3期中札内村健康増進計画（令和6年度～令和11年度）
- ◆第5次中札内村地域福祉計画〔精神保健〕（令和6年度～令和10年度）
- ◆中札内村新型インフルエンザ等対策行動計画

方向性2 健やかに暮らせるまち



2-2-2 食育の推進

施策の背景

食は命の源であり、健康で心豊かな生活を送るためには、健全な食生活を日々実践し、おいしく楽しく食べることが重要です。また、それを支える社会や環境を持続可能なものにしていくことも大切です。

村民の健康や食を取り巻く環境の変化、社会のデジタル化など、食育をめぐる状況を踏まえ、生涯にわたって健康で豊かな生活を実現するためには食育の推進が不可欠です。社会、環境、文化の視点から持続可能な食を支えるため、食育の推進を多様な関係者との連携・協働を強化しながら総合的に進める必要があります。

めざすべき姿

「中内村食育・地産地消推進計画」と「中札内村健康増進計画」に基づき、関係機関や地域ボランティアなどと協力体制を築きながら、生涯を通じた心身の健康を支える食育に関する施策と持続可能な食を支える食育に関する施策を連携し、総合的に推進します。

主要な施策

①健康づくり及び疾病予防対策の推進

主な取組	公約 No
(1) 乳幼児期、学童・思春期、成人、高齢者など年齢層に応じた健康教育、栄養相談を実施します。	3-5
(2) 生活習慣病の発症予防、重症化予防対策に取り組み、普及・啓発活動を実施します。	3-5
(3) 食生活の実態を把握及び分析し、栄養の改善、その他の生活習慣の改善に関する課題を明確化します。	3-5

②多様な関係者との連携・強化による地域ニーズに沿った食育の推進

主な取組	公約 No
(1) 地域の生産者や各機関・団体・地域住民と連携し、地場産野菜の地域における消費拡大と地域食文化の特性を融合させた健康づくり事業（七色献立プロジェクト）を実施します。	3-5
(2) 村の健康づくりを進める地域ボランティアとして、食育サポーターの活動を支援します。	3-5
(3) 保健、医療、福祉及び教育等関係機関または関係団体・企業等の関係者並びに村民とのネットワークの構築を図り、地域ニーズに沿った食育の推進を図ります。	3-5
(4) 地元農畜産物加工体験など、児童生徒に村の基幹産業である農業に対しての理解と地産地消を推進します。	3-5

関連公約

3-5 食育と連動した安心安全な地場食材の利用拡大

主な関連計画

- ◆中札内村食育・地産地消推進計画（令和4年度～令和8年度）
- ◆第3期中札内村健康増進計画（令和6年度～令和11年度）

方向性3 ずっと安心のまち



2-3-1 医療体制の維持・充実

施策の背景

本村の医療機関は、村立の診療所と歯科医院がそれぞれ1カ所、民間歯科医院が1カ所あり、一般診療に加えて住民健診や予防接種、乳幼児を対象とした健診など、地域住民の疾病予防や健康づくりに積極的に取り組んでいます。

村立診療所については、令和3年4月より医療法人北海道家庭医療学センターを指定管理者とした運営を開始しました。今後も指定管理者との連携により、患者一人一人に寄り添った医療の提供を継続します。

めざすべき姿

医療に対するニーズが高度化・多様化する中、村民がいつまでも安心して医療サービスを受けられる体制を構築するとともに、保健・福祉・介護に係る関係機関との包括的な連携を図ります。また、近隣市町村の医療機関等との広域的な協力関係を築き上げ、地域に根ざした医療提供体制の維持・充実を図ります。

主要な施策

①地域医療の充実

主な取組	公約 No
(1) 住民の健康増進を図り、地域に密着した医療サービスを効果的に提供できる体制づくりと機能充実を図ります。	3-4
(2) 住民が必要とする医科及び歯科医療の提供体制を堅持します。	3-4
(3) 医療・保健・福祉・介護の関係機関が連携し、村民が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう地域包括ケアシステムの推進を図ります。	3-4
(4) 救急救命医療機関との連携や、近隣市町村の医療機関との協力関係を強化します。	3-4

関連公約

3-4 安心できる福祉、保健、医療、介護サービスを提供



2-3-2 社会保障制度の適正な運用

施策の背景

国民健康保険制度は、誰もが加入できる国民皆保険制度の基盤として、昭和36年から市町村により運営されてきましたが、被保険者の高齢化や保険給付費の増大などの問題や、財政運営の不安心さというリスクに対応するため、平成30年度に都道府県が財政運営主体となる制度改革が行われ、現在は都道府県と市町村が両軸を担う形で運営されています。

平成30年度以降は、医療費負担を全道の被保険者で公平に分担するという理念のもと、市町村ごとの被保険者数・世帯数・所得の3要素に応じた金額を都道府県に納付する「国民健康保険事業費納付金制度」により成り立っています。北海道内において平均より高い所得水準を維持する本村は、納付金が高額となる傾向にあり、その大部分を被保険者が負担する保険税によって賄う必要があります。

北海道では、全道どこに住んでいても同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料負担となる「保険料水準の統一（完全統一）」を目指しており、令和12年度を目指して、本村が定める保険税率を北海道が示す標準保険料率と同率とする必要があります。

そのため、保険税率の段階的な引き上げや基金の効果的な活用など国民健康保険運営協議会における審議や、十勝市町村税滞納整理機構と連携した収納率向上対策を通して、国保の安定的な財政運営の確保を図っています。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方及び65歳以上かつ一定の障がいのある方が加入する制度で、道内すべての市町村で構成する「北海道後期高齢者医療広域連合」が運営主体となり、保険料の決定や医療の給付等を行っています。

対象者が増加傾向にあること、また医療費負担の増加に対応するために、被保険者負担の増額を盛り込んだ制度改革が進められていることから、情報提供を主体とした説明会の開催や広報紙などを活用した制度の周知徹底、保険料納付の理解を求めるとともに、制度が持続可能となるよう国民健康保険同様の取組が必要です。

国民年金制度は、平成22年から日本年金機構が運営し、本村では各種届出の受付と相談業務を行っていますが、加速する高齢社会における老後の社会保障として、その果たす役割は大きく、すべての人が受給できるための年金財政の確立や受給権の確保が重要な課題となっています。

このため、現行制度の維持・充実を図るとともに、一番身近な相談窓口として関係機関と連携し、被保険者一人一人が自らの老後を安心して迎えるための年金制度としての理解と、未加入者の加入促進や啓発活動に取り組むことが必要です。

めざすべき姿

持続可能な各医療保険制度の構築を最終目的として、保険者・被保険者の双方が医療保険制度の適正化に課題と問題意識をもって取り組む施策を目指します。

被保険者の医療費負担はもとより、医療保険制度の健全財政のため、疾病予防の取組や早期発見・早期治療を目指した健診と保健指導体制を強化することで、医療費の適正化にも努めます。

国民年金制度では、加入者及び受給者のための身近な相談窓口として、関係機関と連携しスムーズな処理や加入促進を図ります。

主要な施策

①医療保険制度の適正化

主な取組	公約 No
(1) 国民健康保険においては、財政運営主体である北海道と連携し、全道どこに住んでいても同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料負担となる「保険料水準の統一（完全統一）」による、持続可能な医療保険制度の構築を目指します。	
(2) 税の公平性の維持と国保税収納率向上対策として、村税収納や、十勝市町村税滞納整理機構と連携し、未納者減少と滞納処分の強化に取り組みます。	
(3) 国保資格点検による資格管理の適正化と、効果的なレセプト点検の実施により、医療費の適正支出に繋げます。	
(4) 医療費の適正化のため、疾病の予防、早期発見・早期治療を念頭に、保健師・管理栄養士等による特定健診・特定保健指導等の生活習慣病予防対策を推進します。	
(5) 医療・健診等を活用したデータ分析をもとに、各種保健事業への反映、ジェネリック医薬品の利用促進、重複受診及び多剤服薬の是正を行うなど、村内外の関係機関との連携を図り、医療費の適正化に取り組みます。	

②公的年金制度の理解

主な取組	公約 No
(1) 年金制度に関する広報紙への掲載とSNSを活用した情報発信を行い、多くの人が年金制度について理解できるよう取り組みます。	
(2) 全ての住民が安心して年金を受給できるよう、年金事務所等と連携した個別相談などを継続し、様々な手法を用いて制度の啓発に取り組みます。	

主な関連計画

◆中札内村国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）第4期特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）

方向性1 学びを育てるまち



3-1-1 幼児教育の充実

施策の背景

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であるため、保育園と共に持つ視点を持って質の高い幼児教育を実現するとともに、義務教育へ円滑に接続させる体系的な教育を行うことが重要です。

めざすべき姿

幼児教育に関わる関係機関と連携し、地域全体で家庭教育を支えながら、幼児が健やかに成長できる環境づくりを進めます。

主要な施策

①多様な感性を育む幼児教育の推進

主な取組	公約 No
(1) ブックスタート事業（7・8ヶ月）・ブックフレンド事業（3歳）や保育園読書活動支援など、幼児期から本に親しむことのできる環境づくりを進めます。	
(2) 外国語指導助手による幼児向け英語教室やキッズイングリッシュなどの事業を行い、幼児期から楽しんで英語を学べる機会を提供します。	4-4
(3) 幼児期から演劇や音楽などの舞台芸術に触れ、豊かな感性を育むことを目的に、更別村と連携した芸術鑑賞事業を行います。	

②幼児教育に関わる関係機関などとの連携

主な取組	公約 No
(1) 支援が必要な幼児の情報を共有するため、子育て支援センター・保育園・小学校との情報交換会を開催し、就学時の合理的配慮の提供に繋げます。	
(2) 幼児教育から小学校への円滑な接続を図る観点から、保育園等との情報共有、連携に取り組みます。	

関連公約

4-4 外国語教育の推進

主な関連計画

- ◆第9期中札内村社会教育中期計画（令和5年度～令和8年度）
- ◆第4次中札内村子どもの読書活動推進計画（令和8年度～令和12年度）

方向性1 学びを育てるまち



3-1-2 学校教育の推進

施策の背景

社会情勢の変化が激しく予測困難な時代において、子どもたちが豊かな人生を切り拓いていくため、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決する思考力、判断力、表現力等を育むとともに、個性を活かし多様な人々との協働を促す教育の充実が求められています。

めざすべき姿

自らの生涯を生き抜く力を培っていくため、主体的に学習に取り組む態度を養い、確かな学力の向上、豊かな人間性や健やかな心身を育み、多様な人々と協働で新しい時代を切り拓く資質・能力の育成を目指します。

主要な施策

①一人一人の可能性を引き出す教育の推進

主な取組	公約 No
(1) 外国語教育の推進 英語でのコミュニケーション能力の向上を図るため、幼児・低学年を対象とした外国語活動を実施するとともに、各学校に外国語指導助手を配置し、子どもたちが生きた外国語に触れる機会を充実します。	4-4
(2) 特別支援教育の推進 特別支援員の配置や中札内高等養護学校の専門教諭による巡回相談事業の活用などにより、子ども一人一人に応じた支援を行います。	
(3) ふるさと教育の推進 地域の特色を生かした体験学習や職業体験、学校支援ボランティアの充実などにより、ふるさとへの愛着や誇りを育む教育に取り組みます。	
(4) 道徳教育の推進 小中学校9年間の指導計画による体系的な道徳教育を推進し、自他を尊重する人権教育などの道徳性を養う教育に取り組みます。	
(5) 体力・運動能力の向上 体力テスト結果の分析により、子どもの体力・運動能力の実態を把握し、体力向上の取組を進めます。	

②多様な学びの機会を保障し、質を高める環境の確立

主な取組	公約 No
(1) 教育DXの推進 情報通信技術（ICT）を効果的に活用した授業に取り組むとともに、情報の正しい選択の方法やルール、マナーの指導を行います。	
(2) 不登校児童生徒への支援 スクールカウンセラーや不登校支援専門員を配置し、学校と保護者、教育委員会が相互に連携をとり、子どもたちへ多様で適切な教育機会を確保します。	

(3) 教員の研修・交流の充実 校内研修の充実や学校間の連携活動を推進し、相互訪問や情報交流を行うとともに、保育園との交流活動も実施し、就学の円滑な接続ができるようにします。	
(4) 学力向上への支援 児童生徒の基礎学力の定着と学習意欲の向上を図るため、各種検定料の助成を行います。	
(5) 高校・高等教育への支援 経済的理由で高校・高等教育を受けられないことのないよう、高校生への助成や永井明奨学金制度等により支援します。	4-1 4-2

③地域と歩む持続可能な教育環境の実現

(1) 地域と学校の連携・協働の推進 地域、家庭、学校が一体となった子どもを育てる環境づくりのため、地域協働型学校づくり協議会（コミュニティ・スクール）を核にした取組を進め、地域人材の活用による教育活動を展開します。	4-3
(2) 開かれた学校づくりの推進 地域参観日の実施や学校だよりの全戸配布などによる教育活動の状況・情報を広く公開し、開かれた学校づくりを進めます。	4-3
(3) 学校施設・設備などの整備 子どもたちの学びの充実を図るための学校施設の整備を計画的に進めます。また、学校配置については、地域社会の動向や児童・生徒数の推移を踏まえつつ、社会及び教育環境に急激な変化が生じた場合は見直しを行います。	

④健やかな成長と健康を支える学校給食の提供

主な取組	公約 No
(1) 安全で安心な学校給食の提供 地場農産物の積極的な利用と安定的な供給先を確保し、衛生管理の向上や適切な栄養管理を行い、安全・安心な給食を提供します。	3-5
(2) 学校での食育の推進 栄養教諭による給食指導・食育授業を実施するとともに、児童生徒が地場産食材や地元加工品への理解と愛着を深めるために「ふるさと味覚給食」の提供や給食 darüber 等で食に関する情報を発信します。	3-5

関連公約

- 3-5 食育と連動した安心安全な地場食材の利用拡大
- 4-1 学びを支える就学支援制度の充実
- 4-2 返済を必要としない奨学資金制度（一定の条件有り）の創設
- 4-3 地域で子どもを育む共育の推進
- 4-4 外国語教育の推進

主な関連計画

- ◆中札内村教育大綱（令和8年度～令和11年度）

方向性2 心豊かに暮らせるまち



3-2-1 社会教育・生涯学習の推進

施策の背景

AIの急速な進展など、社会が大きな転換期を迎える中、地域を支える人づくりを担う社会教育・生涯学習の重要性は一層高まっています。

すべての村民が充実した生活を送るため、生涯を通して豊かに学び、その成果を社会の中で活かすことができる生涯学習の環境づくりが必要です。

めざすべき姿

社会教育中期計画に基づき、村民のニーズに応じた多様な学習機会の充実や自主的活動の支援を行い、学習の成果を活用できるよう生涯学習の環境づくりを推進します。

主要な施策

①生涯学習と社会教育活動の推進

主な取組	公約 No
(1) 多様な学習ニーズに応え住民の自主的な学習を支援していくために、「自主企画講座」「社会教育活動振興助成事業」の積極的な利用を促進します。	4-5
(2) 学習意欲の醸成を図るため、生涯学習講座を開催します。	4-5
(3) シニア世代の学習意欲や社会参加を促していくために「ポロシリ大学」を開講し、長寿社会での学びの充実を図ります。また、漢字検定などの検定料を助成し、生涯を通じた学びを支援します。	
(4) 子どもたちが自然体験などを通じて豊かな心や思いやりを育んでいくよう、ジュニアアウトドアスクールやサマーカレッジなどの体験事業を実施します。	
(5) 「中札内村共育の日」の理念に基づき、地域・家庭・学校が一体となり、地域全体で子どもたちを育てていくため、地域協働型学校づくり協議会が中心になり、意識啓発の取組を推進します。	4-3
(6) 中札内村子どもの読書活動推進計画に基づき、図書館における児童書の充実や親子が利用しやすい環境づくりを進めるとともに、学校・保育園等の読書活動を支援します。また、時代の変化やニーズに対応するため、情報発信拠点としての蔵書の充実や道内の図書館と連携した広域利用を推進します。	

②社会教育施設の活用

主な取組	公約 No
(1) 文化創造センター・上札内交流館などの必要な機器の更新や施設の修繕等を計画的に行います。また、住民主体の企画による活用や効率的な運営を図ります。	
(2) 各体育施設は、村民がスポーツを気軽に親しむことができるよう利用状況やニーズを把握し、適正な管理運営を行います。交流の杜は、適正な維持管理を行い、スポーツや文化の交流拠点として利用促進を図ります。	4-8
(3) 社会教育施設の改修や更新については、人口推計や財政状況も踏まえながら、将来的な施設の統廃合も含めて検討を行います。	

関連公約

- 4-3 地域で子どもを育む共育の推進
- 4-5 多様な世代が共に学ぶ環境づくり
- 4-8 中札内交流の杜のサッカー合宿利用の促進

主な関連計画

- ◆第9期中札内村社会教育中期計画（令和5年度～令和8年度）
- ◆第4次中札内村子どもの読書活動推進計画（令和8年度～令和12年度）

方向性2 心豊かに暮らせるまち



3-2-2 國際・地域間交流の推進

施策の背景

国内交流では、平成14年に友好都市盟約を締結した埼玉県川越市等との交流を進めています。

また、国際交流では、ハワイ州エバ・マカイ ミドルスクール中学生との相互訪問交流による様々な体験活動を通じて、語学力向上や外国の生活文化の相互理解などを推進しています。

めざすべき姿

互いの地域資源や歴史・文化を生かした持続的な市町村交流事業を引き続き行うとともに、民間主体の交流事業のきっかけづくりや環境づくりを進めます。

外国の生活習慣や文化の違いを認識し、理解を深めることによって、国際社会に対応できる豊かな人間性の育成を図ります。

主要な施策

①友好都市川越市との交流

主な取組	公約 No
(1) 互いの文化や歴史を学ぶ貴重な体験機会として、中学生の交流事業を実施します。 また、児童生徒の交換絵画作品展を開催します。	4-7
(2) 産業フェスタへの出店参加を継続するとともに、産業・文化分野における住民主体の相互交流を促進します。	4-7

②国際交流の推進

主な取組	公約 No
(1) 外国への中学生派遣と海外生徒の受入れを行い、多文化への理解を深め、グローバル社会に対応できる人材を育成します。	4-7

関連公約

4-7 国際交流、友好都市交流の推進

主な関連計画

◆第9期中札内村社会教育中期計画（令和5年度～令和8年度）

方向性2 心豊かに暮らせるまち



3-2-3 文化・芸術、スポーツの振興

施策の背景

文化芸術活動やスポーツ活動は、感性を豊かに育み、心身を健康に保つだけでなく、生きがいや生活に潤いを与え、交流や連帯感をもたらすなど、村民の生活に非常に重要な役割を果たしており、様々な年代が参加できる環境づくりが必要です。

また、人口減少が進む中、少年団活動や中学校の部活動については、持続可能な運営体制を構築する必要があります。

めざすべき姿

多くの村民が文化芸術に触れることができるよう、アートの村らしい芸術鑑賞機会の充実と村民の文化芸術活動の支援を推進します。

誰もが気軽に参加できる生涯スポーツの環境整備に取り組み、健康な心と体づくりを推進します。

少年団活動や中学校の部活動の持続可能な運営体制を構築します。

主要な施策

①文化、芸術活動の推進

主な取組	公約 No
(1) 各種文化団体やサークル活動に対して支援を行うとともに、村民主体による文化祭の開催や文芸誌の発行など、発表や活動の場を提供します。	
(2) 住民が自主的に企画するコンサートやイベントなどを支援し、地域全体で文化・芸術の振興を図ります。また、各種コンクールなどに参加する費用を助成します。	
(3) 芸術大学と連携した「子どもアートプロジェクト」、音楽などを中心とした「なかさつ音まちプロジェクト」を推進します。	4-6
(4) 地域の歴史と文化を伝える文化財などの保存・保護を行います。	

②生涯スポーツ活動の推進

主な取組	公約 No
(1) 保健事業と連携し、村民の健康な身体づくりにつながるスポーツ講習会や各種教室を開催するほか、四季を通じてスポーツに取り組める環境づくりを進めます。	
(2) 青少年の健全な心身育成のため、スポーツ指導者を養成する講習会や研修会の情報提供や参加支援を積極的に行います。	
(3) 各スポーツ団体やスポーツ少年団の持続的な活動を支援するとともに、相互の協力による村民スポーツ大会の開催、団体間における情報交換の機会をつくります。	

(4) スポーツ振興奨励事業補助金を活用して、各団体の自主的な活動を支援します。また、各種スポーツ大会に参加する費用を助成します。	
(5) 誰もが気軽に体を動かすことのできる総合型地域スポーツクラブを目指し、会員拡大に向けた取組や教室を行います。	
(6) 地域住民が学校や少年団と連携しながら児童生徒のスポーツ・文化活動に関わる体制を構築し、部活動の地域展開を進め、持続可能なクラブ活動の環境を整備します。	

関連公約

4-6 なかさつない音まちプロジェクトの推進

主な関連計画

◆第9期中札内村社会教育中期計画（令和5年度～令和8年度）



4-Ⅰ-Ⅰ 農業基盤整備と経営支援

施策の背景

本村の農業は、小麦、甜菜、馬鈴薯、豆類を基幹とする畑作と酪農・養鶏・養豚といった專業的経営体を主体に、地域複合システム循環農業を提唱してきました。耕畜連携による有機物の還元や土づくりを通じて、環境と調和した農業を目指した取組を進め、営農支援体制や機械化の推進によって、省力化と生産性の向上が図られています。

また、農業経営の法人化の推進や農業機械センター、酪農ヘルパー利用組合などの営農支援組織が整備され、経営基盤の強化とコスト削減、担い手支援などに寄与しています。

本村では主要作物である畑作4品に加え、枝豆やさやいんげん等の作付により、安定した輪作体系のもとで営農が行われています。酪農分野においては、個体乳量の高水準維持とともに、搾乳ロボットの導入等による生産性の向上が見られます。養豚・養鶏分野では、安定的な畜産物の供給と高品質化により、ブランドの確立に向けた基盤整備が継続しています。

一方で、担い手の高齢化や後継者不足、労働力不足といった構造的な課題も続く中で、農業経営を取り巻く環境は年々変化し、物価高騰や気候変動への対応、環境負荷軽減、生物多様性の保全など、地域農業にも持続可能性の視点が求められるようになっています。

本村では、引き続き関係機関・団体と連携しながら、地域農業の振興と農村環境の整備を両立させ、将来にわたって持続可能な農業・農村づくりを推進していく必要があります。

めざすべき姿

「農業の発展方策」を基本に、農業支援施策の拡充を図りながら、関係機関・団体と連携して本村農業の持続的な発展を目指します。国内外の情勢変化に対応できる柔軟な経営感覚を醸成するとともに、安全・安心な農畜産物の生産と環境に優しい農業を展開する豊かで住みよい農村づくりを推進します。

主要な施策

①農業生産基盤の整備

主な取組	公約 No
(1) 計画的な国営・道営土地改良事業や村単独の小規模土地改良事業のほか、多面的な農業振興策に取り組み、生産性向上を推進します。	2-1
(2) 優良な乳用後継牛の確保のため、草地の土壤や植生の診断と計画的な整備改良を推進し、良質な粗飼料の生産確保を図ります。	

②農地の集積・集約化

主な取組	公約 No
(1) 農地の面的集約による農作業の効率化や経営規模の拡大を促進させるため、適正な流動化を進めます。	
(2) 地域計画に基づき、農地中間管理事業の活用による農地の効率的な利用と優良農地の確保を推進します。	

③担い手の育成・確保

主な取組	公約 No
(1) 農業担い手育成センター及び関係機関と連携しながら、新規就農や農業体験実習希望者の支援など多様な担い手の確保を図ります。	2-3
(2) 農業後継者の配偶者対策として、婚活に係る情報や交流の場の提供のほか、農業後継者自らが行う各種婚活事業への支援等に取り組みます。	2-3

④農業経営体質の強化

主な取組	公約 No
(1) 地域担い手育成総合支援協議会及び関係機関と連携し、栽培技術・飼養管理技術の向上、耐暑性・病害虫抵抗性品種及び高収益性作物の導入、高品質化を図り、農畜産物の安定生産と経営体質の強化を目指した取組を推進します。	
(2) スマート農業技術の導入を支援し、省力化と効率化による持続可能な農業経営の実現を目指します。	2-2
(3) 多様な経営体を側面から支える営農支援組織の体制強化を図り、利用促進による経費節減や労働負担の軽減を図ります。	
(4) 農薬・化学肥料の適正な使用・管理による安心・安全な農産物の生産体制の整備を推進します。	
(5) 家畜自衛防疫組合や関係機関と連携を図り、家畜伝染病等の予防や防疫対策の強化を推進します。	2-5

⑤環境と調和した農業の推進

主な取組	公約 No
(1) 地域複合システムによる耕畜連携や輪作体系を基軸に、環境保全に効果の高い営農を推進します。	
(2) 農業者及び地域住民が共同で行う農地や水路などの保全管理、質的向上を図る活動を支援します。	
(3) 悪臭の防止・低減対策に取り組むとともに、農業系廃棄物の適正処理を図り、生産現場における環境への負荷の軽減を図ります。	
(4) 耕地防風林の適正な管理により景観や防風機能の保全を図ります。	

⑥付加価値の高い農畜産物づくり

主な取組	公約 No
(1) 地場農畜産物の付加価値向上に向けた取組を推進します。	
(2) 地場産食品の消費拡大を図るとともに、地域ブランドとしてのイメージを高め、安全、安心、良質な農畜産物のPRや販売促進、販路拡大に取り組みます。	

⑦大規模草地育成牧場の運営・整備

主な取組	公約 No
(1) 大規模草地育成牧場の運営にあたっては、指定管理者による哺育・育成施設と連携した効率的な運営体制を確立し、適正な飼養管理を行います。	2-4 2-5
(2) 道営事業を活用した施設整備や草地更新を計画的に行うことにより、飼養環境の改善を図り、優良な後継牛を育成します。	2-4 2-5

関連公約

- 2-1 土づくり、生産基盤整備の推進
- 2-2 デジタル技術の導入によるスマート農業の推進
- 2-3 次代を担う農業者の育成、確保に向けた仕組みづくりや支援策
- 2-4 大規模草地育成牧場の整備による後継牛の育成支援
- 2-5 家畜衛生や防疫体制の強化、酪農畜産経営安定のための支援

主な関連計画

- ◆中札内村農業の発展方策（令和4年度～令和8年度）
- ◆中札内村食育・地産地消推進計画（令和4年度～令和8年度）

方向性1 未来に種まくまち



4-1-2 有害鳥獣対策の推進

施策の背景

有害鳥獣による農林業被害、生活環境被害は依然として毎年報告されていることから、村では鳥獣被害防止計画を策定するとともに、村内関係団体と共に有害鳥獣等対策協議会を構成し、国の補助事業を活用しながら駆除等の対策を実施しています。

しかしながら、アライグマの目撃や駆除頭数の増加、エゾシカが平野部に野営する事例の発生、市街地近くのヒグマの出没など、近年までは見られなかった形での鳥獣被害や目撃情報が報告されており、これまでの対策が結果として結びつかない、予期しない変化が起きるといった、自然生物を相手とした施策であるが故の課題が残っています。

また、駆除を主体に実施する猟友会会員の高齢化や経験の少ない新規会員が増加していることから、駆除の担い手となる人材の確保・育成が長期的な課題となっています。

村内におけるキツネの個体数増加に伴い、人への感染を未然に防ぐため、エキノコックス駆除事業を導入し春から秋の期間において駆虫薬散布を実施しており、数年の期間における効果が表れています。

めざすべき姿

有害鳥獣対策は、エゾシカや鳥類は生息個体数の調整、ヒグマは人の生活圏からの隔離、アライグマは地域からの根絶と、獣種によって目的と対策が異なることから、それぞれの獣種と被害の状況などに応じて、駆除以外の方法も視野に入れた複合的な対策を講じるとともに、人と鳥獣などが適切に共存できる生活環境を模索していきます。

エキノコックス駆除事業は、近隣自治体間のキツネの移動が伴うため、広域的な取組として継続していきます。

主要な施策

①有害鳥獣対策の取組

主な取組	公約 No
(1) 有害鳥獣捕獲対策支援事業補助金を活用し、農業者を中心とした狩猟免許取得者の増員と猟友会会員の拡大を図るため支援を継続します。	
(2) 獣種や地理的条件によって有効なわなや物品が異なることから、大型箱わなやアライグマ専用わななど、多様な駆除方法の研究に取り組みます。	
(3) 成果の実証されている捕獲方法や、駆除以外の音響機器を用いた鳥獣の追い払いのほか、帯広畜産大学や小樽商科大学などを含めた関係機関と連携し、新たな鳥獣被害対策について研究を進めます。	

②エキノコックス駆除対策の推進

主な取組	公約 No
(1) 人への感染源となる、エキノコックスに感染したキツネの個体数が減少傾向にあるため、村における効果的な手法や対策を継続するとともに、近隣市町村と連携し実施していない市町村への働きかけを進めます。	

主な関連計画

◆中札内村鳥獣被害防止計画（令和7年度～令和9年度）

方向性1 未来に種まくまち



4-1-3 森林資源の活用

施策の背景

森林は、木材生産のほか、渇水や洪水を緩和する水源かんよう機能、洪水・土砂崩壊・風害など災害の防止機能、二酸化炭素の吸收・貯蔵や騒音・悪臭防止などの生活環境の保全機能、レクリエーションや自然環境教育の場、野生動物・野鳥の生息の場など多面的な機能を持っています。

村では、地域の特性や森林資源の特徴と機能を活かすため、「森林整備計画」に基づき森林を機能別に区分し、村有林の計画的な植栽、保育、除間伐、伐採などの整備を行っています。一方で近年、一部の私有林では間伐等の管理が行き届いていなかったり、木材価格の低迷から造林が進まない等といった課題もあることから、森林環境税及び森林環境譲与税を活用した森林の整備促進が求められています。

今後も森林が持つ多面的かつ公益的な機能の維持増進を図っていくため、地域、関係機関と連携して森林の適正な維持管理を図っていくことが必要です。

めざすべき姿

森林の有する多面的、公益的な機能の維持増進を図るため、「中札内村森林整備計画」に基づき、計画的な植栽・保育、間伐、伐採等を実施し、効果的な森林整備を実施します。

私有林管理者に対して森林の適切な管理、整備を周知するとともに、持続的な森林経営ができるよう森林環境譲与税等を財源とした各種支援制度の活用の周知を図ります。

主要な施策

①多面的機能を発揮する森林づくり

主な取組	公約 No
(1) 健全な森林づくりのため、村有林の計画的な植栽、保育、除間伐、伐採事業のサイクルを推進します。	
(2) 本村は森林面積の大半を国有林が占めていることから、管理する十勝西部森林管理署と情報の共有を図り、山地災害防止、水源の保全及び自然災害防止のための森林整備を要請します。	

②持続的な森林経営の推進

主な取組	公約 No
(1) 私有林の森林管理者に対して、「豊かな森づくり推進事業」や「造林推進事業」の周知及び活用を促し、適切な森林管理に対する意欲を高めます。	
(2) 十勝地域担い手確保推進協議会等の関係機関と連携し、林業を支える森林担い手の育成に取り組みます。	

③親しまれる森林づくり

主な取組	公約 No
(1) 農業者に対して防風保安林の持つ効果の普及啓発を図るほか、適切な樹種の選定や管理を行います。	

主な関連計画

◆中札内村森林整備計画（令和6年度～令和15年度）

方向性2 人と人を繋ぐ活気あるまち



4-2-1 商工業の振興

施策の背景

本村の商工業を取り巻く環境は、人口減少と少子高齢化が進行する中で、特に小規模事業者において経営者の高齢化や後継者不在が課題となっています。一部では、事業の承継が行われていますが、廃業による地域の衰退化を防ぎ、技術やノウハウなどの経営資源を次世代へ引継ぎ、持続的な発展に繋げていくため、事業承継への計画的な取組や、生産性の向上と経営革新を図ることが必要です。また、事業者が活用しやすい支援体制の充実を図っていくほか、新規起業者への支援や空き家・空き店舗の利活用が必要です。このほか、メインストリートを中心とした市街地活性化のために、まちなかキッチンスタジオの有効利用を図っていく必要があります。

商工会では、各種イベント事業の実施等により村内のにぎわいの創出に努めていますが、村内の消費拡大に向けて村と連携を密にし、新たな取組を検討する必要があります。また、経営発達支援計画による小規模事業者の経営状況分析や、事業者に寄り添った伴走型の経営指導・助言、販路開拓に向けた技術や知識・経験の取得などの支援に取り組む必要があります。

令和7年に帯広と韓国を結ぶ国際定期便が就航しました。今後、訪日外国人観光客に対応するため、キャッシュレス決済の導入や多言語対応など受け入れ体制の整備を推進する必要があります。

めざすべき姿

社会情勢や経済状況の変化に対応するため、商工会と連携を図り小規模事業者への支援に取り組み、村内商工業のにぎわいを創出します。

雇用の拡大や地域の活力を増進するため、優遇制度など支援体制を確立し、地域に根付く企業立地を促進します。

主要な施策

①経営体质の強化

主な取組	公約 No
(1) 商工会と連携し、商工業者の経営安定化と事業承継に向けた支援を行います。	
(2) 商工会と連携し、村の融資制度の活用による経営基盤の強化を図るとともに、国及び道制度の活用を推進します。	
(3) 商工会が行う経営発達支援などを通じ、商工業者の情報化や国際化に寄与する取組を推進します。	2-8

②地域商工業の活性化

主な取組	公約 No
(1) 商業活動の活性化を促進するため、商工会の活動を支援します。	
(2) 商工会と連携し、魅力あふれる企画やイベントを支援することで、村内購買を高め、商工業の活性化を図ります。	
(3) 民間事業者の新規出店等を支援することで、事業者と連携したにぎわいづくりを推進します。	2-6
(4) 地場資源の付加価値向上と地域産業との連携により、地場産品のブランド化を推進します。	

③村内のにぎわいづくり

主な取組	公約 No
(1) 地域のコミュニティの活性化や、多くの方が集うまちなかにぎわいづくりに向けて、まちなかキッチンスタジオの活用を推進します。	
(2) 観光客の中心市街地への誘導や、道の駅をはじめとした地域資源との連携を図ります。	

④企業立地の促進

主な取組	公約 No
(1) 企業への支援制度の充実や周知活動を行います。	2-7
(2) クラウドファンディング型ふるさと納税の活用等による企業への支援を行います。	2-7

関連公約

- 2-6 村内での起業を支援
 2-7 空港に近い有利性や景観などの優れた環境を生かし、企業や事業所の立地を促進
 2-8 (商工業における) DXの促進

主な関連計画

- ◆経営発達支援計画（令和3年度～令和7年度）

方向性2 人と人を繋ぐ活気あるまち



4-2-2 観光・交流の振興

施策の背景

本村の観光は、全国的に有名な民間観光施設が所在するほか、十勝管内でも上位の観光入込客がある道の駅なかさつないや、日高山脈襟裳十勝国立公園内に位置する札内川園地、令和4年度にはコテージ型宿泊施設に温泉・サウナ施設が誕生する等、多くの観光資源に恵まれており、本村の令和6年度観光入込客数は、84万7千人となっています。今後は、ナショナルサイクルルートに指定された「トカプチ400」を契機としたサイクルツーリズムや、日高山脈襟裳十勝国立公園指定を活かした観光振興など地域の観光ブランド力を高める取組を図っていく必要があります。そのためには、国立公園に関わる自治体や民間観光施設と連携した観光振興を図っていくことも必要となっています。

令和7年に帯広と韓国を結ぶ国際定期便が就航しました。とかち帯広空港とのアクセスの良さ等地理的優位性を活かし、観光協会や商工会と連携することで外国人観光客等の新たな誘客に取り組んでいく必要があります。

本村の「花のむらづくり」活動は、これまで村の重要な観光資源として広く周知され、花フェスタ事業などを行っていますが、花づくりの担い手不足が課題となっています。普及啓発事業等を実施することで次代の担い手の確保につなげていく必要があります。

めざすべき姿

本村は、観光情報発信拠点である道の駅を中心に、日高山脈や札内川といった豊かな自然環境、民間観光施設、花のむらづくり、国立公園内に位置する札内川園地、安全で良質な農畜産物など、多様な観光資源に恵まれています。情報発信と滞在型観光の推進に取り組み、交流人口の増加に繋げます。

主要な施策

①観光資源の活用と受入体制づくり

主な取組	公約 No
(1) 自然環境を活かし、農業、食、民間観光施設等と連携することで、外国人観光客を含む観光の多様化に対応できる受入体制づくりを推進し、交流人口の増加を図ります。	2-10
(2) 地域資源である「花のむら」を継続させるため、持続可能な花づくり体制を構築し、美しい村としての景観づくりを推進します。	2-10
(3) 新たな観光事業（アドベンチャートラベル等）を推進し、体験型・滞在型観光の充実を図ります。	2-10

(4) 高規格道路網の延伸やとからち帶広空港に近いという地理的優位性を活かし、南十勝の自治体や民間施設等との広域連携により、道外客・外国人観光客など新たな観光客誘致に取り組みます。	2-10
(5) 日高山脈を村の貴重な資源として、保護と利用の両立を図りながら魅力発信を行い、観光振興に繋げます。	2-10

②観光基盤の整備

主な取組	公約 No
(1) 道の駅なかさつないは、村の魅力発信の拠点施設として、村民や観光客が気軽に立ち寄れる憩いの場となるよう、情報発信機能の充実及び施設の長寿命化を図ります。	2-9 2-10 2-11
(2) 札内川園地は、日高山脈襟裳十勝国立公園指定の好機を活かし、新たなアウトドアなどの拠点として更なる魅力向上のため、山岳センターの施設設備機能の充実及び展示物の見直し等を図ります。	2-10
(3) 観光振興事業の拠点となる観光協会は、観光情報発信機能の中核として、村の魅力と観光資源を効果的に発信し、特色ある観光振興に取り組みます。	2-10
(4) 開拓記念館を改修し、道の駅のさらなる「食」の充実を目指し飲食施設の出店者を募集します。	2-9

関連公約

- 2-9 道の駅の新たな魅力づくりと発信力の向上
 2-10 日高山脈や農村の美しい景観を生かし、観光事業者と連携した観光の推進
 2-11 道の駅の災害時の避難所機能を充実

主な関連計画

- ◆中札内村観光基本方針（平成30年4月）

方向性2 人と人を繋ぐ活気あるまち



4-2-3 移住・定住の促進

施策の背景

村への移住・定住を促進するため、住宅に関する支援制度や子育てに関する支援制度を整えてきています。また、民間アパート情報や空き地・空き家情報の収集に努め、「空き地・空き家バンク」として取組を進めています。

村所有の分譲地が完売し、中札内村に住みたいが宅地分譲地がないといった声もあることから、個人所有の未利用地の流動化や未利用村有地の活用などに取り組む必要があります。

めざすべき姿

移住を考えている方に「中札内村に住みたい」と思ってもらえるよう、移住に関する適切な情報を収集・発信します。

地域住民に「いつまでも住み続けたい」と思ってもらえるよう、定住施策を進めます。

主要な施策

①移住・定住の促進

主な取組	公約 No
(1) 移住相談ワンストップ窓口の充実を図り、移住促進協議会(なかさつサポーターズ)や地域おこし協力隊等と連携した移住相談や支援を行います。また、村の魅力や各種施策及び移住体験住宅の利用について、移住相談会や窓口で本村への移住PR活動を積極的に行います。	1-6
(2) 移住・定住を推進するため、現行支援制度の検証、見直しを行いながら、定住促進住宅取得奨励金、中札内スタイル住宅建設奨励金、定住促進奨励金、民間賃貸住宅家賃助成や住宅リフォーム支援金による支援を継続します。	1-5
(3) ホームページによる空き地・空き家の情報、民間アパート情報や各種住宅支援制度など暮らしや住まいに関する情報を提供し、空き地・空き家の流動化を図ります。	1-6
(4) 東京23区内から北海道への移住者を対象としたU-I-Jターン新規就業支援事業を北海道と協働で実施します。	1-6

②宅地分譲地の造成

主な取組	公約 No
(1) 未利用村有地を有効活用した宅地分譲の整備を行います。	1-4

関連公約

- I-4 人口減少の緩和を目指して新たな宅地分譲を実施
- I-5 定住促進事業の取り組み強化による若者定住の促進
- I-6 移住に関する相談体制、住宅・土地や雇用等の情報発信を充実

主な関連計画

- ◆第3期中札内村まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和7年度～令和11年度)

方向性3 生き生きと働くまち



4-3-1 雇用促進、就業環境の整備

施策の背景

有効求人倍率は、新型コロナウイルスの2類指定期間中は緩やかな上昇傾向にあり、十勝では全国平均を上回る水準にありましたが、令和4年12月には1.40をピークに新型コロナウイルスが5類に指定された令和5年5月には0.92と急激に下がっています。その後1.00前後を行き来する水準に留まり、全国平均を下回り、令和6年10月では全国1.16に対し十勝1.03となり0.13低い水準となっています。十勝圏での令和5年度の職種別状況では求職者の多い「事務職」や「軽作業」は有効求人倍率が低いなど、未就業者や短期間就業者、非正規労働者の増加要因があると考えられます。また、技術職など求人数と求職者数に大きな隔たりがある職種も散見されます。

本村では、特に雇用状態が不安定な季節労働者の通年雇用化の取組として、帯広・南十勝通年雇用促進協議会と連携した雇用相談窓口の開設や職業訓練講習会の開催等に取り組んできました。

また、村独自の取組として、無料職業紹介所の開設、季節労働者支援対策として冬期における季節労働者の就労支援、労働者の福利厚生や生活安定のため福祉資金融資を行っています。

めざすべき姿

ハローワークと連携した幅広い雇用情報の提供、帯広・南十勝通年雇用促進協議会との連携による通年雇用化に向けた継続的な取組により、労働者の生活の安定を図ります。

企業誘致や起業支援による新たな雇用機会の創出により、地域内における雇用の場の確保と就業環境の整備に取り組みます。

主要な施策

①雇用の確保と労働環境の整備

主な取組	公約 No
(1) 村内事業所での雇用の確保・拡大と継続雇用の環境づくりを進めます。また、無料職業紹介所を活用し、地元雇用と人材不足の解消を図ります。	1-6
(2) 勤労者福祉資金貸付制度により、労働者の突発的な支出を援助するなど、生活安定化に繋げます。	
(3) 労働者の安全と生活の安定化のため、労働条件の改善や福利厚生の充実に向けた啓発を行います。	
(4) ハローワークや帯広・南十勝通年雇用促進協議会などの関係機関と連携し、情報提供と雇用促進に向けた有効な取組を進めます。	
(5) 地域活性化と新たな雇用機会の創出のため、企業誘致や起業支援に係る制度・施策の情報提供を行います。	
(6) 季節労働者の冬期就労支援として、就労機会の確保と提供に取り組みます。	

②労働福祉の充実

主な取組	公約 No
(1) 村内事業所における現状把握に努めながら、職場単位による健診体制や長時間労働の是正など労働者福祉の体制づくりを進めます。	

関連公約

1-6 移住に関する相談体制、住宅・土地や雇用等の情報発信を充実

方向性Ⅰ 環境に優しいまち



5-Ⅰ-Ⅰ 総合的な土地利用の推進

施策の背景

少子高齢化や人口減少の影響などにより、市街地の空洞化や空き地・空き家の増加が課題となっています。良好な住環境の保全や地域活性化のため、自然環境や景観との調和を保ちながら、計画的な土地利用を図る必要があります。

めざすべき姿

民有地においては、空き地・空き家に関する情報収集や積極的な情報発信、活用支援を行います。未活用の村有地においては、長期的視点から活用方法を検討し、適正な利用に繋げます。

主要な施策

①総合的、計画的な土地利用の推進

主な取組	公約 No
(1) 社会環境の変化や住民ニーズを反映させるため、必要に応じて土地利用計画を見直します。	
(2) 未利用村有地の利活用を図るとともに、必要に応じて適正な処分を進めます。	
(3) 民有地の空き地・空き家状況の把握や情報発信、活用促進に取り組みます。	

主な関連計画

- ◆中札内村土地利用計画（令和6年度～）
- ◆中札内村空家等対策計画（令和9年度施行予定）

方向性1 環境に優しいまち



5-1-2 自然環境の保全と景観形成

施策の背景

本村は、日高山脈や清流札内川、広大な農地に並ぶ防風林など美しい景観に恵まれており、それらは村の価値を高める貴重な財産といえます。これまで「豊かな自然を未来につなぐふるさと景観条例」の制定やNPO法人「日本で最も美しい村」連合への加盟等によって様々な景観まちづくりを進めてきました。

環境問題では、地球温暖化の進行による異常気象など地球環境への影響、化石燃料の資源枯渇への対応として、国がゼロカーボンの実現に向けた取組を進めており、環境にやさしい再生可能エネルギーの有効活用が求められています。

めざすべき姿

「日本で最も美しい村」連合との連携や、景観行政団体への移行、景観計画の策定等により、村独自の景観施策に取り組みます。

また、ゼロカーボンの実現に向けて、村民や事業者と協力・連携して取組を推進します。

主要な施策

①自然環境の保護・保全と景観づくりの推進

主な取組	公約 No
(1) 自然環境や景観を保護するため、環境への負荷軽減対策や環境美化活動などに取り組みます。	
(2) 景観計画に基づいて、村民や事業者等への理解活動や建築物・屋外広告物についてルールの徹底など、実効性のある景観まちづくりを推進します。	2-10
(3) 「日本で最も美しい村」連合加盟町村と連携して、美しい村としての魅力向上や情報発信、景観資源を活かした事業を推進します。	
(4) 美しいふるさとづくり事業などの支援制度を活用したファームサイン設置や環境保護活動等、住民主体の活動を推進します。	

②地球温暖化防止に向けた取組

主な取組	公約 No
(1) 公共施設の改築等において、再生可能エネルギーの活用やLED化を進め、二酸化炭素の排出を抑制します。	5-5
(2) 省エネルギー行動の取組を住民に周知して関心を高めるとともに、地域における地球温暖化対策に資する施策を推進します。	5-5

関連公約

- 2-10 日高山脈や農村の美しい景観を生かし、観光事業者と連携した観光の推進
5-5 地域が連携した二酸化炭素排出実質ゼロの推進

主な関連計画

- ◆第4期中札内村地球温暖化対策実行計画（令和6年度～令和12年度）
- ◆豊かな自然を未来につなぐ中札内村景観計画（令和9年度施行予定）



5-1-3 環境衛生・美化対策の充実

施策の背景

平成12年度に他市町村に先立って家庭ごみ処理の有料化を行い、併せて生ごみと資源ごみの無料回収を行ってきました。その結果、村民1人あたりの年間ごみ排出量が北海道廃棄物処理計画内の目標値を既に下回っており、ごみの減量及び資源リサイクルの意識は相応の程度において住民に浸透していると考えられます。

しかしながら、ごみの排出量だけでは評価できない問題として、ごみステーションの適正管理や不適切に分別されたごみ回収への対応、物価高騰によるごみ収集に係るコスト増加、ポイ捨てや不法投棄など、いくつもの課題が残されている状況にあります。

し尿処理に関しては、適正な回収のもと十勝圏複合事務組合の処理施設において共同処理しています。

環境美化活動では、「日本で最も美しい村」を冠に掲げ村民参加によるごみ拾い活動を進めるとともに、ボランティアごみ袋の無償配布を行うほか、地域の公園等の花壇づくりを奨励し、生活環境の美化を図っているところです。

火葬場は必要に応じて工事・修繕等を実施しながら、設備の維持に努めていますが、墓地利用に関しては新規の利用申込みが低迷し返還する方も増加傾向にあるため、今後のあり方について検討が必要です。

めざすべき姿

廃棄物処理については、処理量に応じた処分料が必要であるほか、最終的に埋め立てる処分地は将来に亘る広域的な問題・課題に結び付くことから、食品残渣処理施設の稼働、古着古布の再資源化、小型家電と充電式電池の無料回収などを利用することで搬出減量や処分費用を低減させる取組を行います。

し尿処理については、下水道整備と合併処理浄化槽の普及による汲み取り処理件数の減少が顕著であるものの、一定の処理件数が残っています。合併処理浄化槽の増加に伴い汚泥処理量が増加することを考慮したうえで、適正な受給者負担のもと適正に処理します。

環境美化活動については、村主催の一斉清掃活動や、自主的な清掃活動によって出た廃棄物に関しては無料で回収するなどの取組を契機として、村民一人一人が自発的に環境美化に取り組む意識を醸成していくことを目指します。

火葬場については、適正な維持管理による施設の長寿命化を図るとともに、墓地を含めた周辺の環境整備を図ります。

主要な施策

①適正なごみ処理・廃棄物処理対策の実践

主な取組	公約 No
(1) ごみの減量化や資源リサイクルを推進するため、有効な処理方法を随時検討していくほか、ごみの分別・排出方法の徹底や再資源化に関する様々な取組について分かり易く周知し、更なる住民意識の高揚を図ります。	
(2) 十勝圏複合事務組合が運営する広域的なリサイクル施設を利用し、資源ごみの再資源化の取組を促進します。	
(3) 行政区と周辺住民の協力により、ごみステーションの適切な管理を行います。	
(4) 排出者（住民・事業者）、処理者（一般廃棄物処理業許可業者）の双方に対し適正な廃棄物処理について指導を行います。	
(5) し尿及び浄化槽汚泥は、持続的な適正処理を目指して低コストかつ排出者負担増を抑えた回収方法を検討のうえ、広域処理施設へ搬出し適正に処理します。	

②悪臭防止対策

主な取組	公約 No
(1) 住民・事業者における悪臭対策のため、ルールやマナーを啓発するほか、農業者による堆肥の保管・散布についてルールの徹底などに取り組みます。	

③環境美化の推進

主な取組	公約 No
(1) 環境美化に対する住民意識の高揚を図り、自主的な環境維持・環境美化への取組を推進します。	

④火葬場・墓地の適正管理

主な取組	公約 No
(1) 火葬場の施設・設備について、適切な維持管理と敷地内の環境整備を行います。	
(2) 墓地の適正管理と環境美化を図ります。	

主な関連計画

◆第2期中札内村ごみ処理基本計画（令和2年度～令和12年度）

方向性2 快適で住みよいまち



5-2-1 道路、交通環境の整備

施策の背景

本村の道路網は、広域幹線道路の国道236号線をはじめ、道道5路線や高規格道路帯広・広尾自動車道（帯広市～忠類大樹区間）が整備されています。

国道関係では、近年の車両大型化や高速化、交通量の増大などが進み、重大事故につながる危険性が懸念されていることから、交通状況や将来的な交通体系を勘案し環境及び景観に配慮した道路整備を要請する必要があるほか、道道関係では、全線において歩道を含めた安全性確保に向けた補修、改修や日高山脈の国立公園化に伴い、より一層の美しい環境・景観を保全するための維持管理についても継続して要請する必要があります。

また、主要道道静内・中札内線の未供用区間の適切な維持管理や安全対策などについても引き続き要請する必要があります。

国道及び道道の老朽化は喫緊の課題であり、継続的な維持、補修の実施を要請していく必要がある一方で、劣化により大きな影響を及ぼす橋梁保全整備についても要請する必要があります。

村道関係では、快適な生活環境の基盤となる生活路線の整備及び維持を推進していくとともに、道路交通の円滑化と安全性のため、幹線道路の整備に努めるとともに、劣化が顕著な市街地歩道の整備についても推進を図る必要があります。

また、冬期の除排雪作業は、日常生活の基盤となる道路の安全、安心確保に重要であることから、更なる住民に優しい除雪サービスを推進するとともに、住民の除排雪作業に対する理解度を高める必要があります。

国道236号を通過する十勝バス広尾線は、自治体間をつなぐ生活路線バスとして国や道、自治体からの補助金により運行を維持しています。近年は、利用者の減少による収入減、燃料費高騰や運転手不足等の影響により、沿線自治体の負担額が増加傾向にあることから、バス利用促進の取組が必要です。

村民の暮らしの足として、平成28年度からコミュニティバスくるくる号を運行しています。今後は、現状を踏まえた運行形態の改善や利便性の向上が求められています。

めざすべき姿

道路整備は、効率的かつ効果的な事業効果発現のため、整備計画の立案及び事業実施を推進します。また、除排雪作業においては、住民に優しい除雪を推進するとともに、安全、安心な生活路線の確保に向けて、除雪サービスの充実を図ります。

広域での公共交通については、他自治体やバス事業者の参画する各種協議会で利用促進に向けた取組を行います。村内についてはコミュニティバスの利用状況の分析やニーズ調査等により、最適な交通環境の整備を図ります。

主要な施策

①道路の整備

	主な取組	公約No
(1) 国道	<p>ア 地域環境や景観に配慮した草刈り等の適期維持管理実施を要請します。</p> <p>イ 冬期の安全、安心な路線確保のための除雪管理体制の充実を要請します。</p> <p>ウ 老朽化した歩道などの改修及び補修を要請します。</p>	

<p>(2) 道道</p> <p>ア 日高山脈の国立公園化に伴い、より一層の周辺環境に配慮した草刈り等の適切な道路維持管理を要請します。</p> <p>イ 老朽化した歩道などの改修及び補修を要請します。</p> <p>ウ 一般道道上札内・帶広線上札内橋架替工事の早期完了を要請します。</p> <p>エ 主要道道静内・中札内線の供用区間の維持管理や安全対策など適切な対応を要請します。</p> <p>オ 主要道道清水・大樹線に架かる中札内橋において、安全性及び利便性向上を目的に、線形の早期改善を要請します。</p>	
<p>(3) 村道</p> <p>ア 主要幹線道路の通行性や安全性を確保するため、舗装面及び路盤の補修、再整備を推進します。</p> <p>イ 生活路線となっている未舗装道路及び防塵処理道路の補修、再整備を推進します。</p> <p>ウ 景観に配慮した環境整備、道路維持に努め「安全で美しい道路づくり」を推進します。</p> <p>エ 橋梁長寿命化計画に基づき、安心、安全な交通体系の確保のため橋梁点検整備を推進します。</p> <p>オ 地域住民参加の協力体制を確立し、環境に配慮した維持管理を推進します。</p> <p>カ 歩行者の安全性向上を目的に歩道整備計画を策定し、地域の景観に配慮した歩道再整備を推進します。</p>	

②冬期交通の確保

主な取組	公約 No
(1) 冬期の安全・安心な生活路線を確保するため、住民に優しい除雪方法の調査研究を行い、除雪体制を確立します。	5-3
(2) 住民へ配慮した除雪を行うために、除雪進捗状況等のきめ細やかな情報発信を行うなど、除雪サービスの向上を図ります。	5-3

③交通機関の確保

主な取組	公約 No
(1) 十勝バス広尾線の維持のため、沿線自治体やバス事業者と連携し、利用促進や効率的・効果的な運行に取り組みます。	
(2) コミュニティバス「くるくる号」は、利用者ニーズに応じた運行ルート・ダイヤの見直し、利用促進に向けた説明会や試乗体験などを行います。	3-8
(3) 公共交通に対するニーズを把握し、デマンド型車両の運行など交通空白の解消に向けた取組を推進します。	3-8
(4) 十勝地域公共交通計画に基づき、推進協議会の構成市町村や交通事業者と連携した公共交通の利便性向上に取り組みます。	

関連公約

3-8 高齢者が安心して暮らせるための地域交通の充実

5-3 大雪時の除雪体制の強化

方向性2 快適で住みよいまち



5-2-2 水道・下水道の整備

施策の背景

水道事業について、更別村との共同施設である取水施設、導水管、南札内浄水場は建設後50年以上が経過し、老朽化が進んでいます。今後の水需要、近年の異常気象、災害、維持管理費用の増加などを踏まえ、水道の強靭化と自己水源施設の更新など時代の変化を反映した比較検討を実施し安心安全な水道施設に更新していくことが必要です。また、全体の水需要については工場用水が増加傾向にあり将来水不足が予想され対応が必要です。

下水道事業については、十勝において近年の状況から大地震が予想され耐震診断等の災害対策を進めるとともに、浄化センター機器類の老朽化が進み計画的な更新工事、さらには広域的な連携が必要になってきています。

めざすべき姿

水道事業については、安全で安心な水を安定して供給するため、予想される巨大地震の対策として、強靭化を図ります。

下水道事業についても安定した浄化機能を維持するためストックマネジメント計画に基づく更新工事（耐震化）と将来を見据え、コスト削減に向けた広域化を検討します。

主要な施策

①水道施設の中期的な更新計画策定

主な取組	公約 No
(1) 持続可能な水道事業を目指し資産管理（アセットマネジメント）により、中期的な更新（耐震化）計画を策定します。また、経営基盤の長期的な安定のためダウンサイジング、料金の見直しにより経営の健全化を図ります。	5-4
(2) 十勝中部広域水道企業団と南札内浄水場の安定した水源確保の継続と、機器・配管等更新（耐震化）計画を策定します。	5-4

②計画的な下水道施設の更新

主な取組	公約 No
(1) 下水道機器の更新には多額な費用が必要となることから、コスト縮減のためのストックマネジメント計画に基づき、効率的な機器更新と近年予想されている大地震対策として耐震診断を実施し耐震化を進めます。また、経営基盤の長期的な安定のためダウンサイジング、料金の見直し、広域化検討により経営の健全化を図ります。	5-4

③合併処理浄化槽事業の推進

主な取組	公約 No
(1) 定住促進及び快適な住環境向上のため、合併処理浄化槽の設置を支援します。	

関連公約

5-4 上下水道施設の計画的更新

主な関連計画

- ◆中札内村簡易水道事業認可（令和3年度～）
- ◆中札内特定環境保全公共下水道事業計画（令和8年度～令和12年度）
- ◆下水道事業ストックマネジメント計画（令和7年度～令和11年度）

方向性2 快適で住みよいまち



5-2-3 公園・緑地・河川の整備

施策の背景

公園や緑地は、スポーツ、レクリエーション、交流の場としての機能だけではなく、二酸化炭素を吸収し温暖化を防止する環境保全機能や、防災対策上の避難場所として重要な役割を果たしていることから、各公園の特色を生かしつつ、住民に親しまれ魅力ある公園として、周辺環境に配慮した整備、維持管理及び利用促進を図る必要があります。

本村が管理する河川の整備については、周辺自然環境に十分配慮するとともに、近隣流域市町村が一体となった環境保全活動を推進する必要があります。また、国及び北海道管理河川についても適切な維持管理の実施を要請する必要があります。

めざすべき姿

公園や緑地は、村民の憩いの場所や緊急時の避難場所として、住民の声を反映した心安らぎ親しみのある多機能な整備を推進します。また、周辺環境に配慮した河川の保全活動や計画的な維持補修を推進します。

主要な施策

①公園・緑地などの保全と利活用

主な取組	公約 No
(1) 自然や緑地と調和した、親しみやすく心安らかな憩いの場として、住民の声を反映した公園づくりを推進します。	
(2) 周辺環境や景観に配慮した樹木等の管理など、公園・緑地の適切な保全を図ります。	
(3) 遊具施設の定期的な巡視により健全化を図り、適正管理を図ります。	
(4) 公園整備基本計画期間の中間年であることから、計画の見直しを検討します。	

②自然環境・景観の維持保全

主な取組	公約 No
(1) 「美しい村」を象徴する自然環境（緑地、樹木等）の適切な保護・保全を図ります。	

③河川整備と環境保全

主な取組	公約 No
(1) 河川整備については、定期的な施設点検を実施し機能状況を適切に把握するとともに、自然と調和した保護・保全及び河川整備を推進します。	
(2) 河川の維持管理については、河川愛護組合や多面的機能支払交付金事業による活動組織など地域住民との協力を確立します。	

④広域事業の推進

主な取組	公約 No
(1) 札内川の水質を守るため、河川流域市町村が一体となった環境保全活動や親水事業に積極的に参加するなど、広域的な保全・保護活動を推進します。	

主な関連計画

◆中札内村公園整備基本計画（令和3年度～令和12年度）

方向性2 快適で住みよいまち



5-2-4 住宅環境の整備

施策の背景

中札内らしい、景観に配慮した緑豊かで美しい住宅・住環境の形成に向けた「中札内スタイル住宅」の建設を推進し、心地よく、ゆとりのある暮らしと魅力ある個性的な住文化の実現に取り組んでいます。

公営住宅の整備では、新たな「中札内村公営住宅等長寿命化計画」を策定し、長寿命化改善による予防保全的な維持管理を行うとともに、居住環境の向上やゼロカーボン（脱炭素社会）に対応した省エネルギー性の向上を図る改善に取り組む必要があります。

めざすべき姿

「中札内村に住んでいる」、「これから住みたい」というあらゆる世代の方が、ライフスタイルの変化に応じた安全・安心な暮らしを実現できる住まい環境づくりを目指します。

主要な施策

①個性ある住文化の実現

主な取組	公約 No
(1) 中札内らしい緑豊かで美しく安全で快適な居住環境の実現に向け、中札内スタイル住宅の建設を推進します。	
(2) 良好的な景観形成のために、「中札内村景観計画」による建築行為等を行う際の基準との整合を図り、本村の景観まちづくりに取り組みます。	

②良質な住宅の形成

主な取組	公約 No
(1) 新たな公営住宅長寿命化計画に基づき、公営住宅等の適切な管理戸数を設定し、公営住宅の長寿命化改善や省エネルギー改善を行い、居住環境の向上や予防保全的な維持管理を行います。	
(2) 良質な住宅に長く住み続けるため、住宅性能向上に関するリフォーム支援事業の推進及び国の支援対策の周知を図り、民間住宅の耐久性向上や断熱改修、省エネルギー設備等の導入を促進します。	5-5

関連公約

5-5 地域が連携した二酸化炭素排出実質ゼロの推進

主な関連計画

- ◆中札内村公営住宅等長寿命化計画（令和5年度～令和14年度）

方向性3 安全に暮らせるまち



5-3-1 防災対策の推進

施策の背景

近年、全国各地で想定を超える大規模災害が毎年発生しています。

本村においても台風、豪雪、ブラックアウトなどの各種災害時に対策本部を設置して、避難者への食料提供や必要電力の確保など避難所の運営を行ってきています。

治山・治水対策は、未然の防止対策が国及び北海道で管理する河川で実施されていますが、今後も流域関係市町村と連携を図りながら、各河川管理者に対し河川改修等の抜本的な対策の要請が必要です。

また、本村が管理する普通河川整備についても、周辺環境及び景観に配慮した保全、保護活動を推進するとともに、機能低下した河川、明渠排水路については農業災害等防止のため、計画的な維持補修を行うなど機能回復の取組が必要です。

めざすべき姿

村民生活を災害から守るため、河川の保全活動を含めた計画的な維持補修を推進していくとともに、村民と災害に関する知識の共有を図り、一人一人の防災意識や行政区等の自主防災機能を高め、自分の身は自分で守り（自助）、地域で助け合う（共助）ことができる災害に強いまちづくりを目指します。

主要な施策

①地域防災力の強化

主な取組	公約 No
(1) 災害対応能力の向上を図るため、国及び北海道の関係機関と協力した総合防災訓練や防災研修を実施します。	
(2) 避難行動要支援者の救援を行うため、共助・公助の体制づくりを強化します。	
(3) 行政区や住民団体の会合において防災に関する講座を行い、自主防災機能を高めます。	5-1
(4) 日頃から防災に対する心構えができるよう、小中学校における防災教育を実施します。	
(5) 防災行政無線や防災メール・SNSによる迅速な防災情報の伝達を行います。	
(6) 道の駅の災害時の避難所機能を充実します。	2-11
(7) 自主防災組織の設立を促進し、自助・共助の取組を支援するとともに、行政区単位等での災害備蓄品の増強を図ります。	5-1 5-2

②治山・治水対策

主な取組	公約 No
(1) 災害の未然防止対策や札内川ダム及び西札内防災ダムの関連施設等における機能保全向上を図るなど、関係機関と連携を図り、治山・治水及び防災対策を推進します。	
(2) 戸蔦別川の流向安定を図るためにも護岸、護床等の保全工事を含めた河川改修を関係機関に要請するほか、支流河川整備についても連携して計画的な整備を推進します。	

関連公約

- 2-11 道の駅の災害時の避難所機能を充実
- 5-1 自主防災組織の設立を促進
- 5-2 災害備蓄品の増強

主な関連計画

- ◆中札内村地域防災計画
- ◆中札内村強靭化計画

方向性3 安全に暮らせるまち



5-3-2 消防・救急体制の充実

施策の背景

災害の大規模化、激甚化、複雑・多様化、更には人口減少の加速、超高齢化社会の到来など、社会情勢の変化に柔軟に対応できる持続可能な消防体制の構築を目指すため、とかち広域消防局及び消防団組織との協力体制を更に強化する必要があります。

めざすべき姿

とかち広域消防事務組合が推進する「将来構想」をベースに、常に住民の安心・安全を保持できるよう各種災害に対し迅速・確実に対応できる消防体制の整備を進めます。また、消防団との連携はもちろん地域の住民と協力し、これまで以上に地域に根差した組織となるよう訓練や職員教育を行うとともに、住民に対する広報啓発活動も積極的に行っていきます。

主要な施策

①消防、救急体制の充実

主な取組	公約 No
(1) 広域的な出動体制の見直しなど、広域化のメリットを引き出せる消防体制の整備に取り組みます。	
(2) 老朽化している消防車両及び関連設備の整備を計画的に進めます。	
(3) 増加する出動、処置の高度化及び内容が多様化する救急需要に対応するため、必要な資機材を購入し隊員の能力向上、スキルアップを図ります。	
(4) 救命率の向上のため、応急手当の必要性について普及啓発活動を行うとともに、応急手当実施率向上を目指し講習受講機会の拡大に向けた取り組みを推進します。	
(5) 多数傷病者、自然災害等、多様化した災害に迅速かつ的確に対応する消防活動能力の充実強化を図ります。	
(6) 消防団組織の充実・強化に向けた活動に協力とともに、団員の確保、現場で安全に活動ができる消防団員の育成支援の取り組みを継続します。	
(7) 住宅用火災警報器の未設置住宅への設置促進、設置住宅における適正な維持管理について、普及啓発活動を継続します。	
(8) 各種災害発生時に備え、災害弱者への対応や避難所での支援など、消防団と相互に活動できる体制構築に取り組みます。	
(9) 火災危険や違反状況などの優先順位を考慮した査察計画を策定し、適正な立入検査の執行を図るとともに、予防技術専門員の育成を推進します。	

主な関連計画

- ◆とかち広域消防事務組合将来構想
- ◆とかち広域消防局広域化消防施設・設備整備計画
- ◆とかち広域消防局消防力の基準

方向性3 安全に暮らせるまち



5-3-3 防犯対策の推進

施策の背景

近年、北海道の交通事故による死者数は減少傾向にあるものの、高齢者による交通事故が被害者・加害者ともに増加傾向にあります。十勝管内においても、交通死亡事故の過半数が高齢者という状況にあり、加齢による身体能力の低下や無謀な道路横断などが要因とされます。

また、地方で生活をするうえでは、自動車は欠かすことのできない交通の足であるため、高齢者の運転による交通事故抑止に向けた取組が求められています。

防犯については、車上狙いや窃盗などの犯罪のほか、悪徳業者による詐欺被害の消費者相談は増加しており、内容も年々多様化、複雑化しているため、それに対応することが求められています。

さらに、相談事例以外にも表面化していない被害や消費者を取り巻く問題も潜在していると考えられることから、今後も専門的な相談員の育成を図り、啓発活動の強化や相談しやすい環境づくりを行う必要があります。

めざすべき姿

学校・老人クラブなどと連携して交通安全啓発活動を実施し、子どもから高齢者まで交通安全意識を高めます。

自分の身は自分で守る行動を取れるよう地域の防犯意識を高め、住みよい地域社会を目指します。

消費生活相談については、専門知識を有する相談員を配置し身近な相談体制を継続することで、消費者被害の未然防止・拡大防止を図ります。

主要な施策

①交通安全対策の推進

主な取組	公約 No
(1) 村内各小学校、コミュニティスクールや老人クラブにおいて、交通安全教室を行うなど交通安全の注意喚起を実施します。	
(2) 交通安全指導員、帯広警察中札内駐在所と連携を図り、児童・生徒の通学路における街頭啓発を期別ごとに実施します。また、交通安全指導車による巡回・啓発を実施します。	
(3) 高齢者に対し、安全運転に向けた講習機会を提供します。	
(4) 地域の要望による危険箇所の調査・確認を行い、警察への要請や注意喚起看板を設置します。	

- (5) 地域安全推進協議会の「通学路安全推進部会」を中心に通学路の安全確保や交通安全危険箇所を調査するとともに、危険箇所については警察等関係機関に対して標識等の設置を要請します。

②防犯体制の強化

主な取組	公約 No
(1) 帯広警察中札内駐在所だよりを各行政区に回覧で周知します。また、メール等を活用して、児童生徒の保護者向けに不審者などの情報を提供します。	
(2) 帯広警察署による青色防犯パトロール講習会を受講し、学校職員と連携して防犯パトロールを実施します。	
(3) 公共施設等に「子ども110番の家」運動を実施するのぼりを掲揚し、地域の防犯意識を高めます。	
(4) 地域安全推進協議会の「地域消費者被害防止部会」を中心に防犯の注意喚起や防犯パトロールを実施します。	

③消費生活相談体制の充実

主な取組	公約 No
(1) 多様化、複雑化する消費者問題に対応するため、消費者協会を核とした相談体制の強化充実を図るとともに、専門的知識を有する相談員の配置・育成を進めます。	
(2) 地域の身近な相談窓口として、気軽に相談が受けられる環境を整えます。	

④啓発活動の強化

主な取組	公約 No
(1) 消費者協会と連携し、日常的な消費者教育・啓発活動を行います。	
(2) 中札内消費者協会や中札内村地域安全推進協議会が連携し、地域住民に対する消費者被害を未然に防ぐための取組や啓発活動を行います。	
(3) 村広報紙やホームページ等により、広く消費者情報を提供します。	

資料編



資料Ⅰ 村長公約一覧

1 未来につなぐまちづくり

No	村長公約	関連施策	該当ページ
1-1	まちづくり基本条例を実践し、村民の暮らしに寄り添い対話と住民参加による協働のまちづくりを推進	1-1-1	P. 18
1-2	さまざまな分野で男女が共に活躍する男女共同参画の推進	1-1-2	P. 19
1-3	ふるさと納税返礼品の魅力向上のため、企業・事業所と連携した新たな商品開発の支援	1-2-1	P. 20-21
1-4	人口減少の緩和を目指して新たな宅地分譲を実施	4-2-3	P. 54
1-5	定住促進事業の取り組み強化による若者定住の促進	4-2-3	P. 54
1-6	移住に関する相談体制、住宅・土地や雇用等の情報発信を充実	4-2-3 4-3-1	P. 54 P. 55
1-7	政策に基づく施策の選択と集中による健全な行財政運営	1-2-1	P. 20-21
1-8	村政を担う職員一人ひとりがいきいきと力を発揮できる環境づくり	1-2-1	P. 20-21
1-9	職員間の情報共有、業務の迅速化と効率化による役場組織の機能向上	1-2-1	P. 20-21
1-10	村の諸団体等との情報共有	1-1-1	P. 18
1-11	村の歴史を次代に引き継ぐ開村80周年記念事業の実施	—	—

2 活気ある産業のまちづくり

No	村長公約	関連施策	該当ページ
2-1	土づくり、生産基盤整備の推進	4-1-1	P. 44-46
2-2	デジタル技術の導入によるスマート農業の推進	4-1-1	P. 44-46
2-3	次代を担う農業者の育成、確保に向けた仕組みづくりや支援策	4-1-1	P. 44-46
2-4	大規模草地育成牧場の整備による後継牛の育成支援	4-1-1	P. 44-46
2-5	家畜衛生や防疫体制の強化、酪農畜産経営安定のための支援	4-1-1	P. 44-46
2-6	村内での起業を支援	4-2-1	P. 50-51
2-7	空港に近い有利性や景観などの優れた環境を生かし、企業や事業所の立地を促進	4-2-1	P. 50-51
2-8	(商工業における) DXの促進	4-2-1	P. 50-51
2-9	道の駅の新たな魅力づくりと発信力の向上	4-2-2	P. 52-53
2-10	日高山脈や農村の美しい景観を生かし、観光事業者と連携した観光の推進	4-2-2 5-1-2	P. 52-53 P. 57
2-11	道の駅の災害時の避難所機能を充実	4-2-2 5-3-1	P. 52-53 P. 65-66

3 みんなで支えあい誰もが安心して過ごせるまちづくり

No	村長公約	関連施策	該当ページ
3-1	妊娠から出産、子育ての切れ目ない包括的な支援	2-1-2	P. 24-25
		2-2-1	P. 30-31
3-2	子育て支援制度の充実	2-1-2	P. 24-25
		2-2-1	P. 30-31
3-3	子どもたちが健やかに育つ保育環境づくり	2-1-2	P. 24-25
3-4	安心できる福祉、保健、医療、介護サービスを提供	2-1-1	P. 22-23
		2-1-3	P. 26-27
		2-2-1	P. 30-31
		2-3-1	P. 33
3-5	食育と連動した安心安全な地場食材の利用拡大	2-2-2	P. 32
		3-1-2	P. 37-38
3-6	地域住民、ボランティア、NPOなどとともに共助のまちづくりを推進	2-1-1	P. 22-23
3-7	障がい者就労の場を創出	2-1-4	P. 28-29
3-8	高齢者が安心して暮らせるための地域交通の充実	5-2-1	P. 60-61
		2-1-3	P. 26-27

4 人を育む教育、文化のまちづくり

No	村長公約	関連施策	該当ページ
4-1	学びを支える就学支援制度の充実	3-1-2	P. 37-38
4-2	返済を必要としない奨学資金制度（一定の条件有り）の創設	3-1-2	P. 37-38
4-3	地域で子どもを育む共育の推進	3-1-2	P. 37-38
		3-2-1	P. 39-40
4-4	外国語教育の推進	3-1-1	P. 36
		3-1-2	P. 37-38
4-5	多様な世代が共に学ぶ環境づくり	3-2-1	P. 39-40
4-6	なかさつない音まちプロジェクトの推進	3-2-3	P. 42-43
4-7	国際交流、友好都市交流の推進	3-2-2	P. 41
4-8	中札内交流の杜のサッカー合宿利用の促進	3-2-1	P. 39-40

5 安全で住みやすいまちづくり

No	村長公約	関連施策	該当ページ
5-1	自主防災組織の設立を促進	5-3-1	P. 65-66
5-2	災害備蓄品の増強	5-3-1	P. 65-66
5-3	大雪時の除雪体制の強化	5-2-1	P. 60-61
5-4	上下水道施設の計画的更新	5-2-2	P. 62
5-5	地域が連携した二酸化炭素排出実質ゼロの推進	5-1-2	P. 57
		5-2-4	P. 64

資料2 各施策とSDGsの対応関係一覧

政策	SDGs																		
	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 健康と福祉の人々に	4 質の高い教育をみんなに	5 ジエンダーパートナーシップを実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 基盤をつくる産業と技術革新の基盤	10 人や国の不平等をなくそう	11 まちづくりを	12 住み続けられるまちづくりを	13 つくる責任、つかう責任	14 具体的な対策を	15 気候変動に具気候変動に具	16 豊かさを守ろう	17 海の豊かさを守ろう	18 陸の豊かさも守ろう	19 すべての人に平和と公正を達成しよ
I-1-1 協働によるまちづくり					●					●	●							●	●
I-1-2 男女共同参画社会の実現	●			●			●		●	●	●							●	●
I-2-1 効率的で健全な行政財運営												●						●	●
2-1-1 地域共生社会の実現	●		●		●					●	●							●	
2-1-2 子育て支援の充実	●		●		●					●	●								
2-1-3 高齢者福祉の充実	●		●							●	●								
2-1-4 障がい者福祉の充実	●		●							●	●								
2-2-1 健康づくりの推進			●							●	●								
2-2-2 食育の推進	●	●	●								●	●							
2-3-1 医療体制の維持・充実			●							●	●							●	
2-3-2 社会保障制度の適正な運用	●		●							●	●							●	
3-1-1 幼児教育の充実				●	●					●	●								
3-1-2 学校教育の推進	●	●		●	●					●	●							●	
3-2-1 社会教育・生涯学習の推進				●	●							●							
3-2-2 国際・地域間交流の推進				●								●							●
3-2-3 文化・芸術、スポーツの振興			●	●								●							
4-1-1 農業基盤整備と経営支援	●						●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	
4-1-2 有害鳥獣対策の推進										●		●	●	●	●	●	●	●	
4-1-3 森林資源の活用								●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	
4-2-1 商工業の振興								●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	
4-2-2 観光・交流の振興									●	●		●		●			●	●	●
4-2-3 移住・定住の促進													●						
4-3-1 雇用促進、就業環境の整備	●		●		●			●		●	●							●	
5-1-1 総合的な土地利用の推進										●		●							
5-1-2 自然環境の保全と景観形成							●	●				●	●	●	●	●	●	●	●
5-1-3 環境衛生・美化対策の充実							●					●	●	●	●	●	●	●	
5-2-1 道路、交通環境の整備										●	●	●							
5-2-2 水道・下水道の整備							●			●		●	●	●	●	●	●	●	
5-2-3 公園・緑地・河川の整備							●				●	●	●	●	●	●	●	●	
5-2-4 住宅環境の整備								●				●		●	●				
5-3-1 防災対策の推進												●		●	●				●
5-3-2 消防・救急体制の充実							●					●	●						
5-3-3 防犯対策の推進												●						●	

資料3 財政計画

歳入

(単位: 千円)

計画区分		第7期 後期							
区分	推計値	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		前年比	推計値	前年比	推計値	前年比	推計値	前年比	推計値
自主財源	村税	701,156	0.8	694,345	△ 1.0	699,352	0.7	704,438	0.7
	村民税(個人)	259,140	0.0	259,140	0.0	259,140	0.0	259,140	0.0
	村民税(法人)	45,880	0.0	45,880	0.0	45,880	0.0	45,880	0.0
	固定資産税	348,006	1.4	341,046	△ 2.0	345,902	1.4	350,836	1.4
	軽自動車税	14,922	1.0	15,071	1.0	15,222	1.0	15,374	1.0
	たばこ税	33,208	0.0	33,208	0.0	33,208	0.0	33,208	0.0
	負担金・分担金	35,277	△ 11.6	41,684	18.2	41,601	△ 0.2	41,519	△ 0.2
	使用料・手数料	243,673	0.3	243,673	0.0	243,673	0.0	243,673	0.0
	財産収入	22,084	3.0	22,084	0.0	22,084	0.0	22,084	0.0
	寄附金	306,803	0.0	306,803	0.0	306,803	0.0	306,803	0.0
	繰入金	284,101	△ 57.9	231,110	△ 18.7	198,310	△ 14.2	246,910	24.5
	経常的	181,350	△ 21.0	186,090	2.6	183,090	△ 1.6	175,590	△ 4.1
	普通建設事業分	81,800	△ 11.4	30,500	△ 62.7	10,000	△ 67.2	66,100	561.0
	臨時の	20,951	△ 94.1	14,520	△ 30.7	5,220	△ 64.0	5,220	0.0
	繰越金	65,000	△ 62.5	65,000	0.0	65,000	0.0	65,000	0.0
	諸収入	116,062	△ 0.3	116,062	0.0	116,062	0.0	116,062	0.0
	小計	1,774,156	△ 21.9	1,720,761	△ 3.0	1,692,885	△ 1.6	1,746,489	3.2
依存財源	地方譲与税	95,972	0.0	95,972	0.0	95,972	0.0	95,972	0.0
	利子割交付金	300	0.0	300	0.0	300	0.0	300	0.0
	配当割交付金	1,300	0.0	1,300	0.0	1,300	0.0	1,300	0.0
	株式等譲渡所得割交付金	1,300	0.0	1,300	0.0	1,300	0.0	1,300	0.0
	法人事業税交付金	12,000	0.0	12,000	0.0	12,000	0.0	12,000	0.0
	地方消費税交付金	111,000	0.0	111,000	0.0	111,000	0.0	111,000	0.0
	環境性能割交付金	8,000	0.0	8,000	-	8,000	0.0	8,000	0.0
	地方特例交付金	3,000	△ 70.0	3,000	0.0	3,000	0.0	3,000	0.0
	地方交付税	2,179,719	2.0	2,222,393	2.0	2,265,239	1.9	2,308,254	1.9
	普通交付税	2,044,719	2.1	2,087,393	2.1	2,130,239	2.1	2,173,254	2.0
	特別交付税	135,000	0.0	135,000	0.0	135,000	0.0	135,000	0.0
	交通安全対策特別交付金	500	0.0	500	0.0	500	0.0	500	0.0
	国庫支出金	168,481	△ 55.4	172,986	2.7	186,834	8.0	214,698	14.9
	道支出金	215,682	△ 58.8	216,135	0.2	212,793	△ 1.5	208,067	△ 2.2
	地方債	1,003,720	63.3	541,000	△ 46.1	290,300	△ 46.3	214,600	△ 26.1
	臨時財政対策債	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	普通建設事業分	1,000,720	62.8	538,000	△ 46.2	273,800	△ 49.1	211,600	△ 22.7
	その他	3,000	0.0	3,000	0.0	16,500	450.0	3,000	△ 81.8
	小計	3,800,974	△ 2.4	3,385,886	△ 10.9	3,188,538	△ 5.8	3,178,991	△ 0.3
	合計	5,575,130	△ 9.6	5,106,647	△ 8.4	4,881,423	△ 4.4	4,925,480	0.9

歳出

(単位: 千円)

計画区分		第7期 後期							
区分		令和8 年度		令和9 年度		令和10 年度		令和11 年度	
		推計値	前年比	推計値	前年比	推計値	前年比	推計値	前年比
消費的経費	人件費	1,010,549	1.3	1,039,971	2.9	1,067,939	2.7	1,088,693	1.9
	物件費	1,384,046	△ 18.1	1,394,047	0.7	1,423,166	2.1	1,534,457	7.8
	維持補修費	142,057	△ 23.5	143,117	0.7	143,947	0.6	145,437	1.0
	補助費	837,818	△ 15.5	824,279	△ 1.6	808,466	△ 1.9	783,100	△ 3.1
小計		3,382,453	△ 12.7	3,418,037	1.1	3,469,323	1.5	3,587,328	3.4
投資的経費	普通建設事業費	1,166,113	10.5	670,553	△ 42.5	422,410	△ 37.0	325,079	△ 23.0
	災害復旧費	0	-	0	-	0	-	0	-
	小計	1,166,113	10.5	670,553	△ 42.5	422,410	△ 37.0	325,079	△ 23.0
その他	扶助費	284,656	△ 7.8	284,656	0.0	282,856	△ 0.6	288,456	2.0
	公債費	451,399	4.1	488,494	8.2	543,742	11.3	642,012	18.1
	積立金	127,174	0.7	126,826	△ 0.3	126,598	△ 0.2	126,442	△ 0.1
	出資金	57,730	0.5	57,730	0.0	57,730	0.0	57,730	0.0
	貸付金	85,500	△ 3.4	85,500	0.0	85,500	0.0	85,500	0.0
	繰出金	111,525	△ 7.5	111,525	0.0	111,525	0.0	111,525	0.0
	小計	1,117,984	△ 1.5	1,154,731	3.3	1,207,950	4.6	1,311,665	8.6
合計		5,658,567	△ 6.6	5,226,698	△ 7.5	5,073,879	△ 2.7	5,188,431	2.4

(単位: 千円)

財源過不足 (歳入－歳出)	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
	△ 83,437	△ 120,051	△ 192,456	△ 262,951
財政調整基金から補填	83,437	120,051	192,456	262,951

財政計画は、令和4 年度から令和6 年度までの決算額及び令和7年度決算見込額(令和7 年12月時点) をもとに、今後4 年間で実施を予定している事業や物価高の影響を見込み推計しています。

歳入のうち村税は、令和7 年度決算見込額を基本としつつ、固定資産税及び軽自動車税は近年の増加傾向を踏まえた推計としています。また、国庫支出金、道支出金及び地方債といった特定財源は、事業実施計画に計上している事業の財源を見込んでいます。

歳出のうち人件費は、定期昇給率を毎年2.81%と想定し、物件費の経常的な委託料については、近年の物価や人件費等の上昇を踏まえ、令和7 年度決算見込額をもとに毎年2.0%の伸びを見込んでいます。その他の項目は、令和7 年度決算見込額や令和4 年度から令和7 年度までの4 か年平均額をもとに推計しています。

計画上は毎年財源不足が生じる見通しとなっていますが、計画で計上している事業費はおおよその額で積算したものであり、実施が未確定な事業も含めて計上しているため、今後の実施計画ローリングや予算編成において、事業の必要性を十分に検討して事業費を削減するとともに、実施年度の変更や特定財源の活用、基金の取り崩し等により財源不足額を圧縮していきます。

また、行財政改革を実施し、各種補助金や人件費、物件費等を見直し、歳出の削減を図ります。

資料4 アンケート結果概要

【アンケート調査実施概要】

調査名	調査対象者	配布・回収方法	配布・回収期間
村民アンケート	中札内村にお住まいの18歳以上の方 500人(無作為抽出)	郵送配布・郵送回収	令和6年8月下旬 ～9月30日
中学生アンケート	中札内中学校に通う全生徒 123人	学校配布・学校回収	令和6年8月下旬 ～9月30日

【アンケート調査回収状況】

調査名	配布数	回収数	回収率
村民アンケート	500	154	30.8%
中学生アンケート	123	87	70.7%

※うち、オンライン回答数／村民 47(回答者の約30%)、中学生 43(回答者の約50%)



中札内村の魅力は、「農業・酪農と特産品」や「自然・景観」

○中札内村のイメージ

村民アンケート 村のイメージ		中学生アンケート 村のイメージ	
1位	農業の盛んなまち	1位	自然豊かなまち
2位	自然豊かなまち	2位	食(食べ物)のまち
3位	静かでのどかなまち	3位	農業の盛んなまち

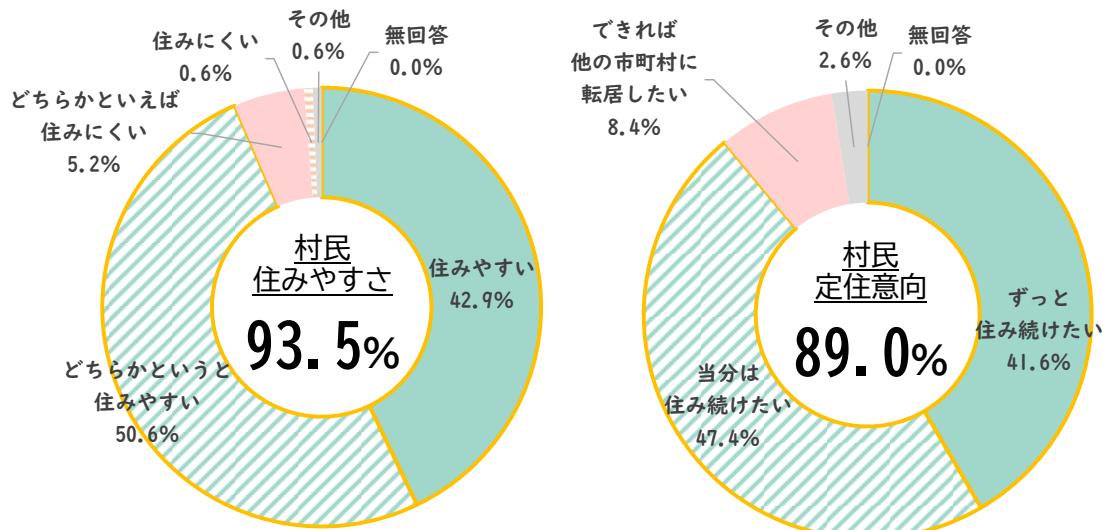
○中札内村の自慢できるもの

村民アンケート 村の自慢できるもの		中学生アンケート 村の自慢できるもの	
農作物や酪農畜産がたくさんある・おいしい		農作物や酪農畜産がたくさんある・おいしい	
道の駅があること・道の駅が凄い		道の駅があること・道の駅が凄い	
六花亭・中札内美術村・六花の森		イベント	
美しい景観がある		自然が豊か	
自然が豊か		お店がある(便利、魅力)	
日高山脈		日高山脈	
イベント		まちがきれい・ごみが少ない	



住みやすいと感じる方、住み続けたいと思う方はそれぞれ9割程度

○住みやすさ・定住意向



※四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。(以下同様)



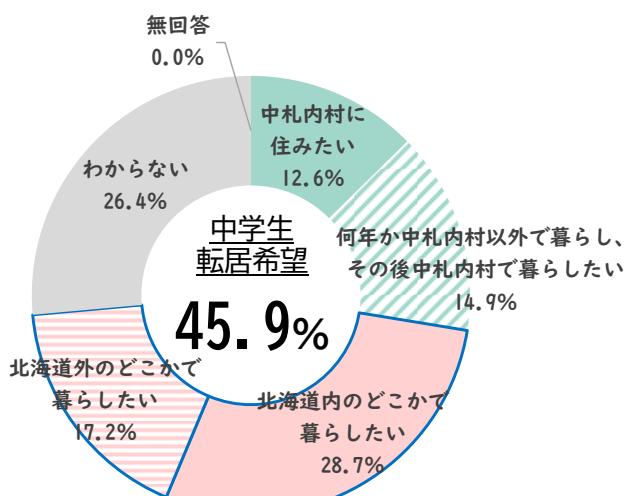
住み続けたくない理由は「日常生活や交通の不便さ」や「働く場所の少なさ」

○住み続けたい理由・住み続けたくない理由

村民アンケート 住み続けたい理由	
1位	自分の家・土地がある
2位	自然環境が良い
3位	長年住み慣れている

村民アンケート 住み続けたくない理由	
1位	日常生活が不便
2位	交通の便が悪い
3位	仕事の関係から

○定住意向と将来の不安



中学生アンケート 住み続ける際の不満・不安	
1位	働く場所が少ない
2位	買い物が不便
3位	自分の力を発揮できる仕事が少ない

中学生アンケート 将来村にあったらよいもの	
お店 (飲食店・買い物できる所等)	
働く場所	
遊ぶ場所 (映画館・遊園地等)	
交通機関	
病院	

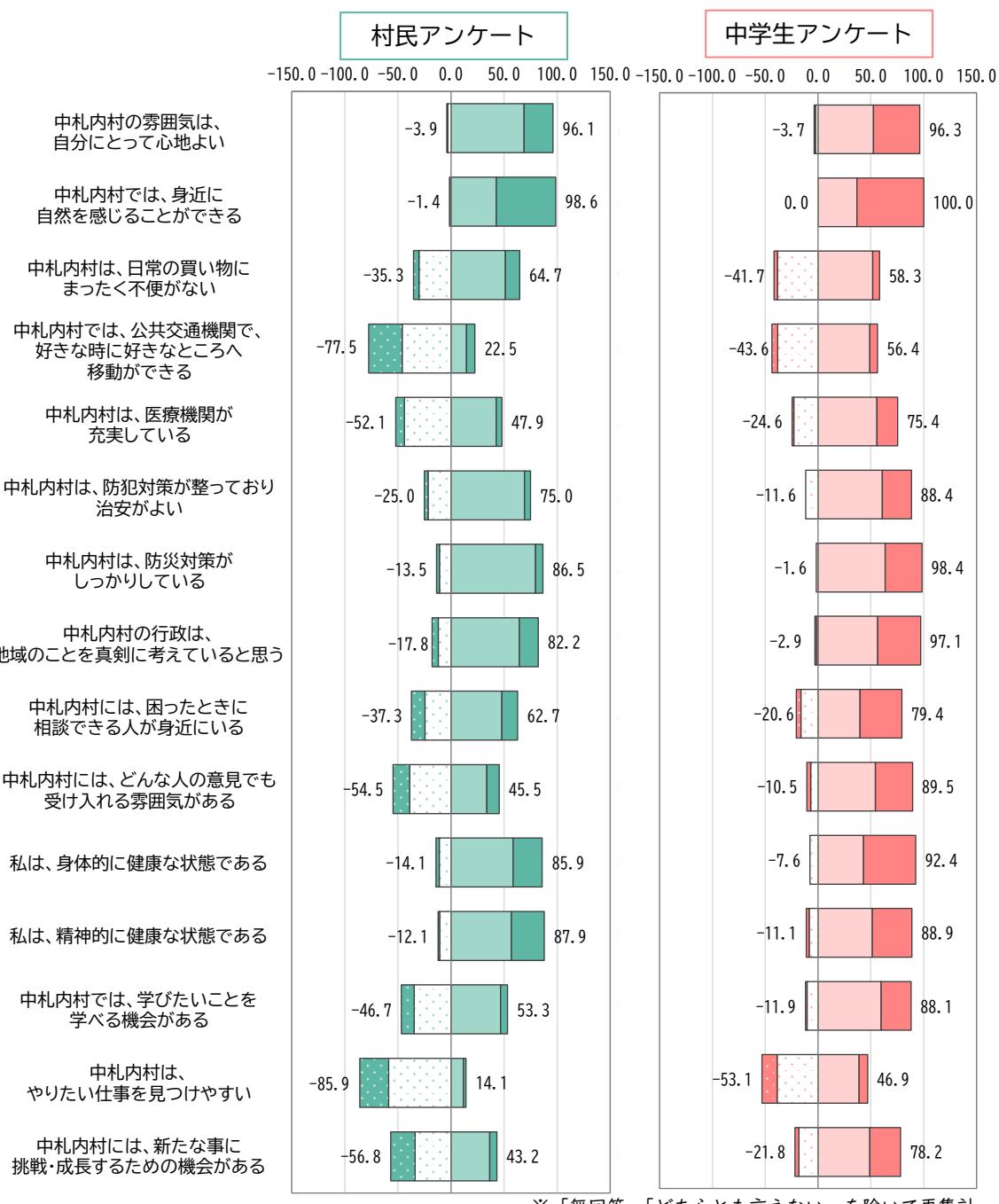
幸福度は村民 7.24 点、中学生 7.53 点



幸福度指標では「公共交通での移動」「やりたい仕事」の評価が低い

○幸福度・地域満足度、幸福度指標

村民アンケート 幸福度	村民アンケート 満足度
7.24 点	6.84 点
中学生アンケート 幸福度	中学生アンケート 満足度
7.53 点	7.75 点



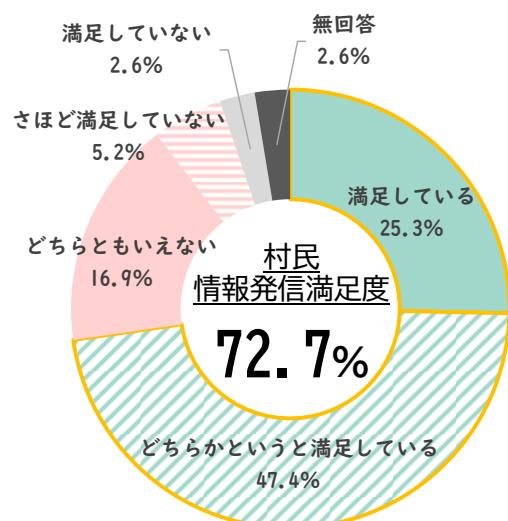
POINT デジタル化によって「行政手続きの利便性向上」や「医療体制の充実」が望まれる

○デジタル化の推進によって希望する変化

村民アンケート デジタル化によって希望する変化	
1位	行政手続きのオンライン化による利便性の向上
2位	オンライン診療などによる医療体制の充実
3位	サテライトオフィスやテレワークなど、場所にとらわれない働き方

POINT 広報紙・SNS等の情報発信強化やわかりやすい行政サービスが求められている

○情報発信満足度・今後強化すべき情報発信媒体・行政サービスへの希望

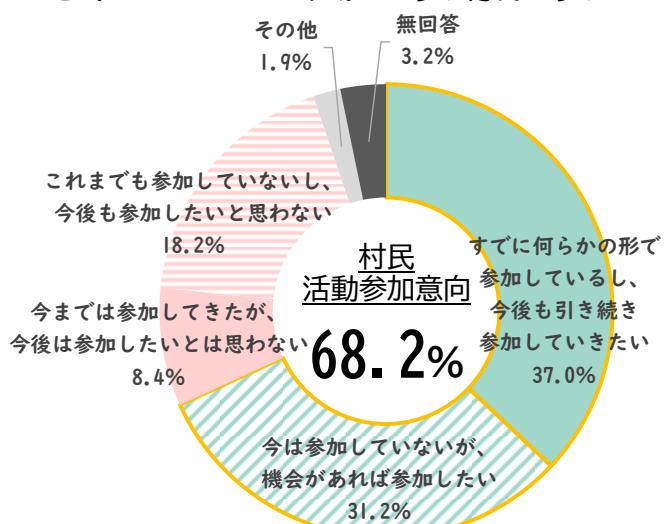


村民アンケート 今後力を入れていくべき情報発信媒体	
1位	広報紙・パンフレット
2位	SNS
3位	村ホームページ

村民アンケート 行政サービス向上への希望	
1位	わかりやすく、利用しやすい役場
2位	積極的でわかりやすい情報公開
3位	専門的な職員の育成と確保

POINT 地域のコミュニティ活動への参加意向は7割程度であるが役の負担も大きい状況

○地域のコミュニティ活動への参加意向・参加したいと思わない理由

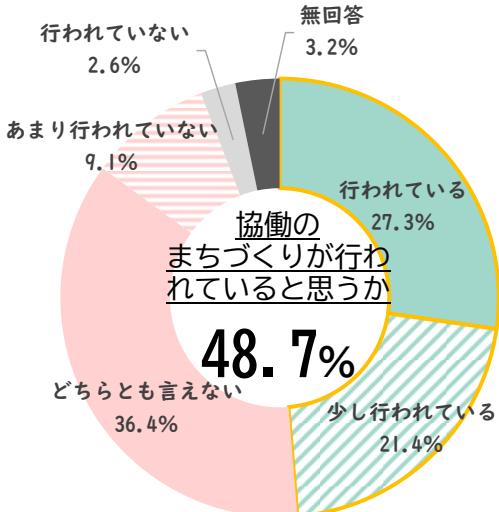


村民アンケート 地域のコミュニティ活動に参加したいと思わない理由	
1位	役員等を任されることが負担
2位	活動に参加する時間がとれない
3位	活動に关心がない・魅力を感じない



協働のまちづくりのために必要なことは「意見交換の場」と「参画機会づくり」

○協働のまちづくりが行われていると思うか・協働のまちづくりに必要なこと



村民アンケート	
協働のまちづくりのために必要なこと	
1位	住民と村（行政）との交流や意見交換する機会をつくること
2位	まちづくりや計画づくりに住民が関わる機会を増やすこと
3位	まちづくりの情報公開を充実すること



地域の課題への対応も重要

○それぞれの地域の課題に対する重要な視点

環境問題	「ごみの減量化」「悪臭対策」が重要
少子化対策	「経済的支援」「子育て支援サービスの充実」が重要
超高齢社会への対応	「移動手段の充実」「在宅サービスの充実」が重要
安全・安心なまちづくり	「空き家・空地の適正管理」が重要
農業の振興	「新規就農者の受入」「食育・地産地消の推進」が重要
移住促進	「空き家・空き地の情報発信」「住宅費用の助成」が重要
上札内地域の活性化	「交通の充実」「働く場の確保」が重要



重要であるが、満足度が低い項目は「土地利用」「商工業」「買い物」

○各取組に関する評価

満足度 トップ3		満足度 ワースト3	
1位	役場などの窓口対応	1位	土地利用の推進
2位	社会教育施設の整備状況	2位	商工業の振興
3位	健康づくり	3位	買い物の便利さ

重要度 トップ3	
1位	医療環境
2位	買い物の便利さ
3位	クリーン対策

資料5 ワークショップ意見概要

【ワークショップ実施概要】

【実施日時・場所】

日時	場所
令和7年2月27日（木）19:00～20:45	農村環境改善センター

【実施テーマ】

検討・議論テーマ	望む未来を創るために必要なこと
----------	-----------------

【参加メンバー】

参加メンバー	【村民】12人	【庁内若手職員】10人
募集方法	住民基本台帳から無作為に抽出された村民300人に案内ハガキを送付し、応募のあった12の方に参加いただきました。	

「望む未来を創るために必要なこと」チームごと意見まとめ

【チーム1】

模造紙 記入内容	
必要なこと	重要な項目
子どもたちの安全（通学路・放課後・公園） 災害対策 自然環境の維持 防災訓練の実施 未来に投資する（すぐにリターンを求める） 商店街の活性化 やりたい人がキッチンスタジオで出店 子育て世帯の負担減・支援 困っていることが相談しやすい（行政・近所付き合い・家族） 共有で使える特化スペース	中期滞在型のリモートワーカー家族を受け入れる環境整備 シェアハウス 室内遊び場 シェルター 住居（バリアフリー・室温（熱中症予防）・清潔さ） くるくる号に代わるオンデマンド交通システム 高齢者の移動手段・支援 フラッと寄れるところ 若い世代のイベント参加 フリースペースの有効活用できる雰囲気づくり 若い世代への教育を最優先・トライさせる

- 住居は非常に重要なキーポイント。シェアハウスなど目的別にあれば、それぞれの特技を持った人たちが集まるのではないか。
- 子どもたちの安全確保が重要。安全を確保する一環として防災訓練も大事。
- 免許返納者の移動手段、くるくる号に変わるオンデマンドの交通システムが必要。
- フリースペースの活用。子どもたちが集まるような場所として活用できたらいい。

【チーム2】

模造紙	記入内容
<p>【まちづくりの視点】</p> <p>美しい村づくりの維持・継続 中央公園の活用 健康づくり（健康ポイント）の充実 ずっと住み続けるための制度サービスの充実 村のSNSの強化 外部を受け入れる 交通手段の充実 農村地区への街灯設置 助成金などのわかりやすい情報発信 歩道の除雪をもっときれいにしてほしい 道の駅以外の観光地（特に冬期） メイン道路（国道）の活性化</p>	<p>高齢者福祉施設 ケアマネジャー増員、保健師増員 子育て世代、高齢者へのサポート等はあるが、中間層へのサポートもほしい 村の特色をもっと前面に押し出す 美しい村にしていくための雑草等の管理 くるくる号の活用方法として、帯広空港等への送迎 生協跡地の利用（帯広駅のフードバレーのような催し）</p> <p>【重要項目】</p> <p>交通手段の充実 冬の観光資源</p> <p>【住民ができること】</p> <p>SNSの発信・活用</p>

- 「メインストリートの活性化」「交通手段の充実」「冬の観光資源がない」がまちづくりの重要課題。
- SNSの発信や活用をすることで、村の認知度向上でまちづくりにつながる。
- 村で作ったものが村に出回らない。また、廃棄が多い現状をSNSで発信することでフードロス対策にも繋がるので、村の農産物の現状を発信していくことが必要。
- 保育施設の充実は難しい面もあるので、地域の方たちが行政区にある会館などを利用して、気軽に預かってもらえる、地域の人たち同士の交流、連携による預けやすい場所が出来ればよい。

【チーム3】

模造紙	記入内容
<p>【まちづくりの視点】</p> <p>アドベンチャーツーリズムの促進 日高山脈の低山トレッキングコースづくり インバウンドの受入促進（宿泊・食事場所を増やす） 道の駅の活用 リピーターの観光客を増やす 観光PR 英語で対応できる人の育成 国立公園の利活用 交通網の整備 空き家・店舗の活用 空き家ゼロ 住む場所 移住者を増やす 中札内で一日楽しめる 公共施設の有効活用→様々な用途 農業の新規参入者の受け入れ 起業サポート 外国人材の受け入れサポート</p>	<p>待機児童ゼロ 若年層が憧れる村 幸福度 No.1の村 すべての世代が生活しやすい 行政手続のオンライン化 イベント情報の一本化 日常的に人が集まる場所 若い世代のつながり 安心な医療</p> <p>【重要項目】</p> <p>移住者を増やす施策 観光インバウンド（日高山脈の活用）</p> <p>【住民ができること】</p> <p>村の良さを情報発信 多くの人に村に対する意見を出す場に参加してもらう</p>

- 「観光PR」「移住者を増やす」「移動手段が自家用車メインの不便さ」の3点が重要ポイント。
- 住民が情報発信をすることで、移住の促進を図れたり、観光にもつながる。色々な人が色々な声を挙げることが大切。
- まちづくりへの意見を出す場の重要性。もっと多くの人に空き家を活かしていこうなどの意見を出してもらえる場を設けることが大事。

【チーム4】

模造紙 記入内容	
<p>【まちづくりの視点】</p> <p>農業に携わる人材の確保（担い手確保など） 長期的な視点 関係人口の増加 景観を守る 大学生の空き家の活用 往診を受けやすいようにする制度の設立 料理コンテストの開催（枝豆・卵） 空き家の解体 中央公園の活用について 交通利便性を向上</p>	<p>【重要項目】</p> <p>食のPR モルックの聖地</p> <p>【住民ができること】</p> <p>サイクリングしながらフォトコンテストの開催 TTE-1グランプリ 卵・鶏肉・枝豆を使った料理コンテスト 「枝豆祭り」などイベント開催 帯広空港からのツアー</p>

- 住みやすくて不満はないが、空き家と中央公園の活用ができないか。例えば、食のイベントやモルック大会など。村をサイクリングしてもらい景観を楽しみながらフォトコンテストを開催するのも良い。
- 食イベントとしてTTE-1（卵・鶏肉・枝豆）グランプリを開催して食のPRができるか。

資料6 時代の潮流と中札内村の現状と課題

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が令和5年に行った将来推計人口によると、日本の将来人口は、令和2年国勢調査による1億2,615万人から2070年には8,700万人まで減少するものと推計され、高齢化率は令和2年の28.6%から、令和52年には38.7%に上昇するものと推計されています。出生の動向をみても、令和5年の出生数は72万7,288人で、統計開始以来最小の数字となり、合計特殊出生率は1.20と過去最低となっています。

このような人口減少・少子高齢化の進行は、働き手である生産年齢人口の減少、それに伴う経済規模の縮小、社会の活力の低下などをもたらすことが懸念されています。また、少ない現役世代で多くの高齢者世代を支えることが必要になり、社会保障制度と財政の持続可能性のリスクの高まりも問題視されています。

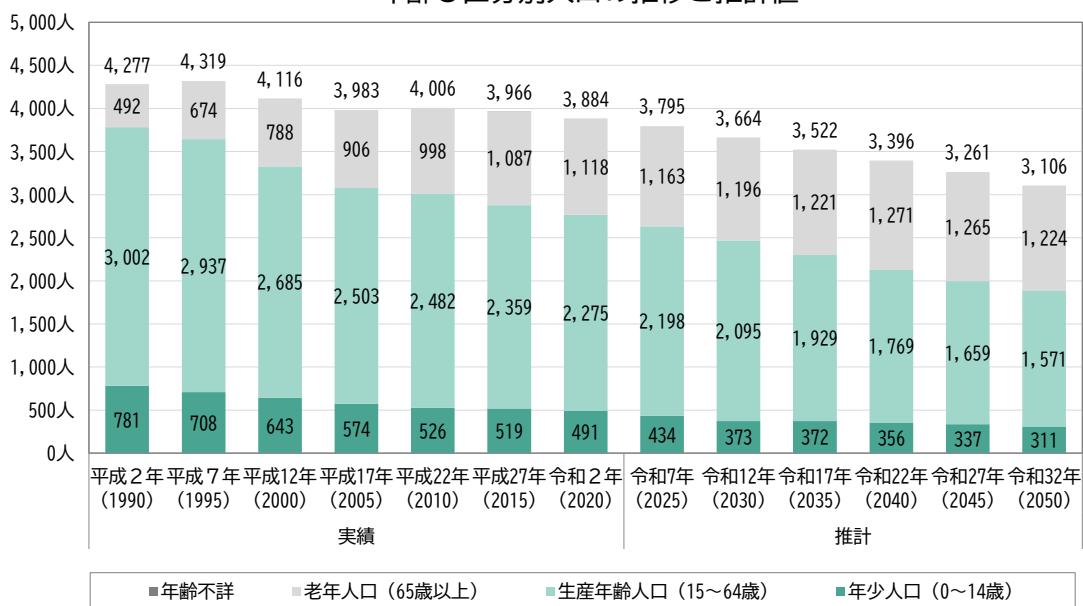
人口減少・少子高齢化に歯止めをかけるため、子どもを産み育てたいと思える社会の実現やワーク・ライフ・バランスのとれた社会づくりといった、持続可能なまちづくりの実現が喫緊の課題となっています。

中札内村の現状と課題

本村の総人口は、平成7年をピークに近年は減少傾向で推移しており、令和2年には3,884人となっています。なお、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計によると、総人口は今後も減少傾向が続き、令和32年には約3,100人まで減少することが予測されています。

また、年齢3区分別の予測では、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）が減少する一方、老人人口（65歳以上）は今後しばらく増加することが見込まれています。

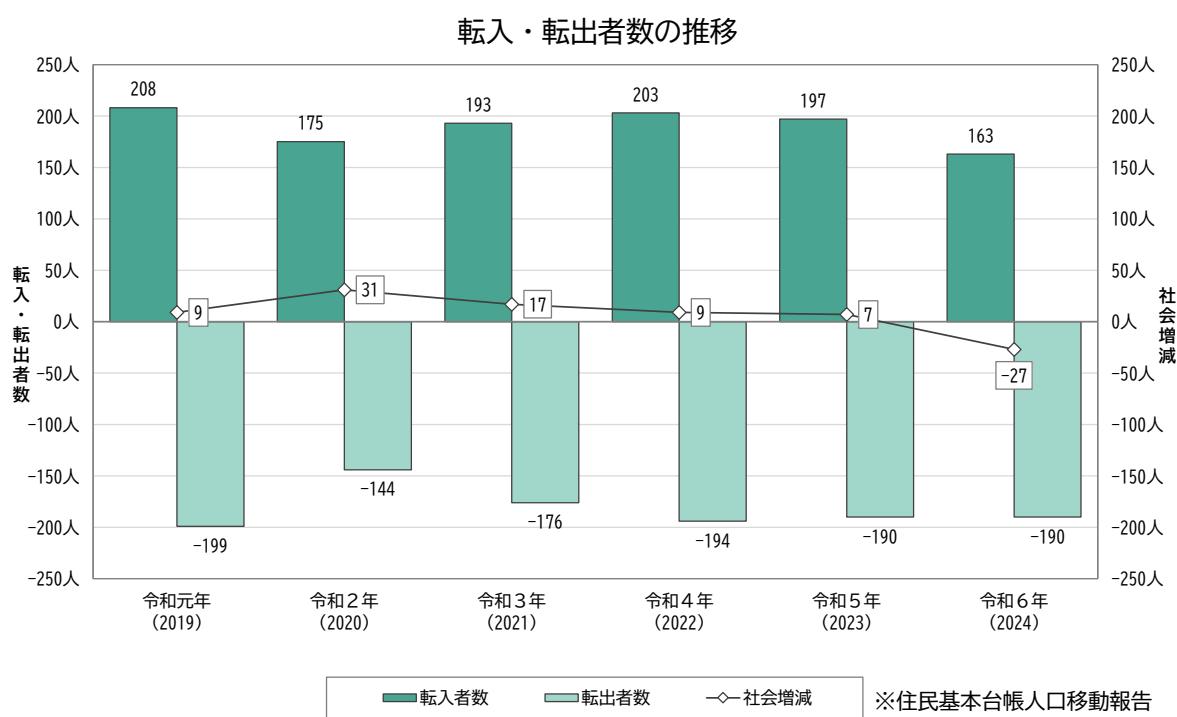
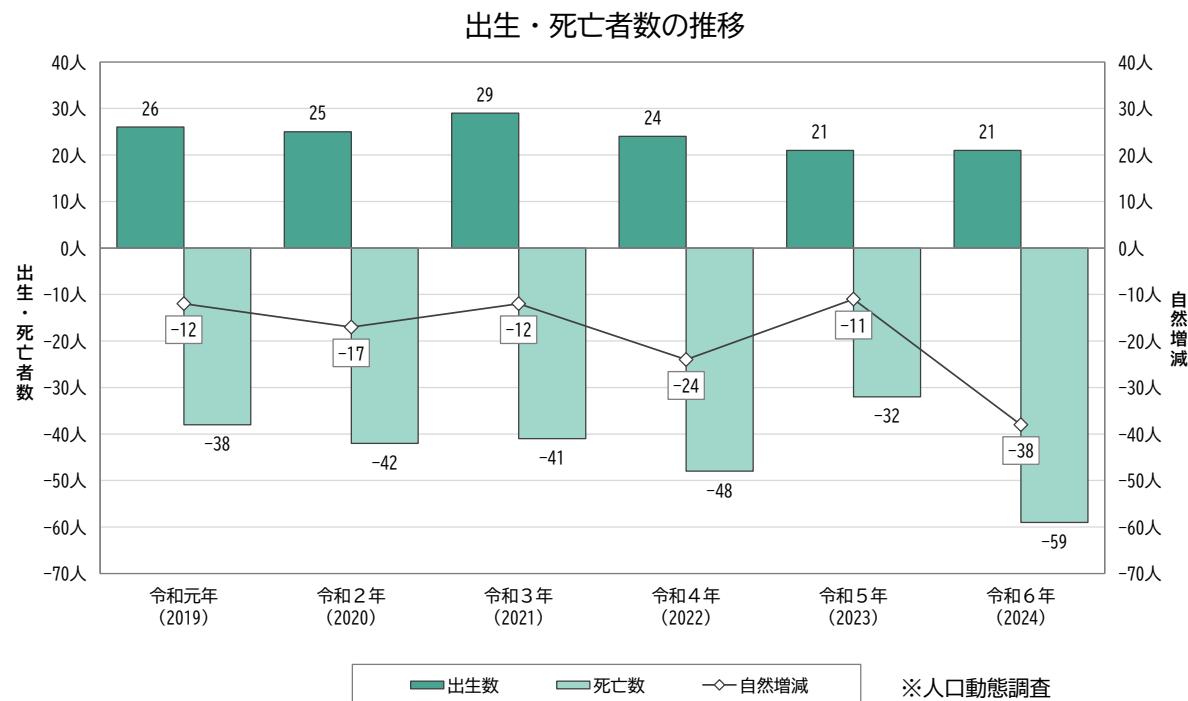
年齢3区分別人口の推移と推計値



※実績：国勢調査、推計：国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口（令和5年）

本村の出生・死亡者数は、いずれも増減を繰り返しているものの、一貫した自然減で推移している状況です。また、転入・転出者数は、令和元年以降、社会増で推移していましたが、令和6年には社会減に転じています。

今後も、出生数の増加と、移住・定住のさらなる促進に向けた取組を強化し、人口減少の抑制を図ること重要です。



人口減少、少子高齢化が進行する中、将来にわたり村の活力を維持するためにも、出生数の増加及び移住・定住の促進に向けた取組を推進することが重要。



(2) 安全・安心に対する意識の高まり

令和6年に発生した能登半島地震をはじめとする近年の全国的な災害の多発化・激甚化の影響や、高齢者等を狙った特殊詐欺の増加、SNSなどで繋がる新たな形態の犯罪グループの脅威等により、安心・安全に対する意識はこれまで以上に高まっています。災害や犯罪による被害を最小限に抑えるためには、防災対策や危機管理体制を強化し、誰もが安心・安全に暮らせる環境づくりに努める必要があります。

また、令和元年に発生した新型コロナウイルスの感染拡大は、暮らしや生活に大きな影響を与えたことを踏まえ、今後は新たな感染症等に対するリスクマネジメントの視点をもった対策を進めることが重要です。

中札内村の現状と課題

本村においても、令和5年3月に「中札内村地域防災計画」の見直しを行うとともに、防災訓練の実施等により平時からの地域防災力の向上に努めており、引き続き、災害に強く、災害が起きた際もしっかりと対応できる安全なまちづくりを推進していくことが重要です。また、地域における見守り等の推進や、啓発活動を強化することで、犯罪被害を未然に防ぐための取組を推進することも重要です。

新型コロナウイルスは令和5年5月に5類感染症に移行し、今後も新型感染症等への備えを継続するとともに、引き続き安心できる医療体制の構築にしっかりと取り組んでいく必要があります。

予測できない大規模災害や、新型感染症等の発生に対して平時からの備え・対策が重要。村全体の防犯意識を高めることで、住民が犯罪被害に遭いにくいまちづくりの推進が必要。



(3) Society5.0 の実現に向けた取組の推進

情報通信技術（ICT）の発達とともに、自動車や家電などあらゆるモノがインターネットにつながる IoT や、人工知能（AI）などを活用した情報通信機器の普及・多様化により、人々の生活、経済活動、サービス、社会の仕組みなどに大きな変化をもたらしました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響は、地方の経済や社会に大きな影響を与えた一方、デジタルやオンラインの活用が飛躍的に進んだことで、テレワークやワーケーションといった柔軟な働き方の普及に繋がっています。

ICT の深化やネットワーク化により、経済や社会の在り方、産業構造が急速に変化する新しい時代が到来する中、あらゆる分野においてデジタル技術を有効に活用しつつデジタルトランスフォーメーション（DX）を強力に推進することで、新たな技術を活用した経済発展と社会的課題の解決を図りつつ、人々の幸せ（ウェルビーイング）を実現する新しい社会の形である「Society5.0」の実現を目指す取組が進められています。

国は令和4年12月、デジタルの実装を通じ、地域の社会課題の解決と魅力の向上を図っていく「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定し、『全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会』の実現を目指すとともに、令和6年12月に公表された「地方創生2.0の「基本的考

え方」(案)」においても、柱の一つに「デジタル・新技術の徹底活用」を掲げ、デジタル技術等の活用をさらに促進する方向性を示しており、地域経済の活性化や持続可能なまちづくりの推進に向けて、積極的な活用を推進することが求められます。

中札内村の現状と課題

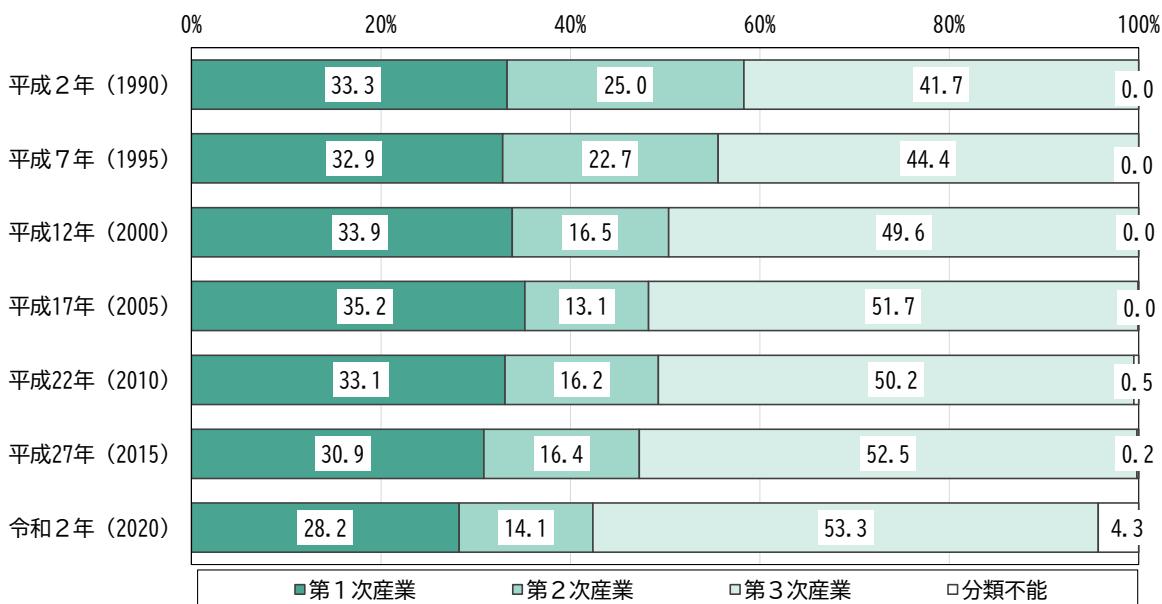
本村では、令和7年3月、国の方針の実現を目指し、本計画の中からデジタルの力を活用した地方創生等に関わりの深い既存の施策や事業を再編するとともに、新たな施策や事業を加え、村独自の戦略として発展的に改訂した「中札内村デジタル田園都市国家構想総合戦略（第3期中札内村まち・ひと・しごと創生総合戦略）」を策定しました。特に、基幹産業である農業分野については、喫緊の課題となっている農業従事者の高齢化や担い手不足に対応しながら、経営の安定化を図るため、先端技術導入による「スマート農業」を推進し、超省力・高品質生産や人手不足解消、労働負担軽減に取り組んでいます。

今後はこれまで推進してきた地方創生に向けた取組を、デジタルの力を活用することで継承・発展させていくとともに、デジタル実装に向けた取組を支える環境整備を推進することが重要です。

産業3分類別男女別就業者数の推移

	総数			第1次産業			第2次産業			第3次産業			分類不能		
	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性
平成2年（1990）	2,419	1,463	956	806	430	376	605	439	166	1,008	594	414	0	0	0
平成7年（1995）	2,441	1,457	984	802	434	368	555	420	135	1,084	603	481	0	0	0
平成12年（2000）	2,241	1,264	977	759	406	353	370	265	105	1,112	593	519	0	0	0
平成17年（2005）	2,160	1,187	973	760	415	345	282	192	90	1,117	580	537	1	0	1
平成22年（2010）	2,130	1,165	965	705	401	304	345	200	145	1,069	556	513	11	8	3
平成27年（2015）	2,109	1,147	962	651	386	265	346	202	144	1,108	557	551	4	2	2
令和2年（2020）	2,128	1,127	1,001	601	358	243	301	170	131	1,135	545	590	91	54	37
変化率（H2→R2）	88.0%	77.0%	104.7%	74.6%	83.3%	64.6%	49.8%	38.7%	78.9%	112.6%	91.8%	142.5%			

産業3分類別就業者構成比の推移



※国勢調査

多方面で Society5.0 の実現に向けた取組が進む中、本村でもデジタルの力を積極的に活用することで、地方創生の取組を加速化するとともに、デジタル実装に向けた環境整備を推進することが重要。



(4) 新たなグローバル化、インバウンド市場の拡大

令和元年に発生した新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い、国内外の観光需要は落ち込み、全国の観光地・観光産業は大きな打撃を受けました。しかし、令和4年の水際措置の大幅緩和や令和5年の第5類感染症への移行に伴い、需要は急速に回復し、現在は全国各地の観光地が賑わいを取り戻している状況です。

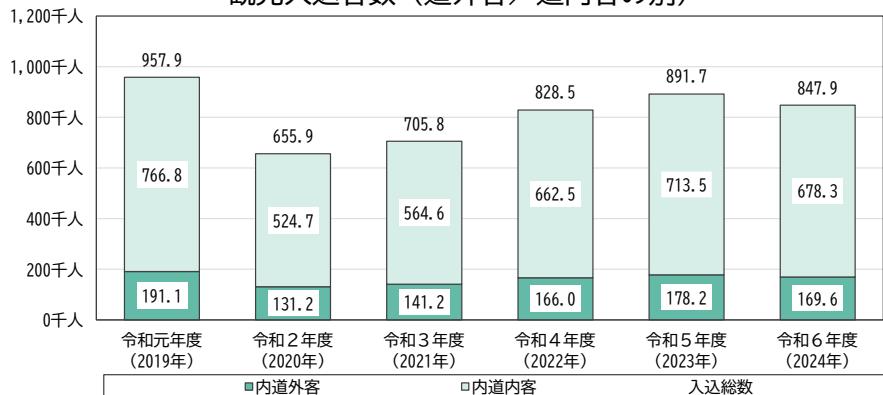
特に、インバウンド需要は急速な回復をみせており、令和6年の年間訪日外客数は3,686万9,900人と過去最高であった令和元年を約500万人上回り、年間過去最高を更新しています。国は、令和5年3月に「第4次観光立国推進基本計画」を策定し、「持続可能な観光」、「消費額拡大」、「地方誘客促進」を3つの柱を示すとともに、旅行消費額・地方部宿泊数等に関する新たな政府目標を掲げることで、戦略的な訪日旅行プロモーションに取り組んでいくこととしています。

中札内村の現状と課題

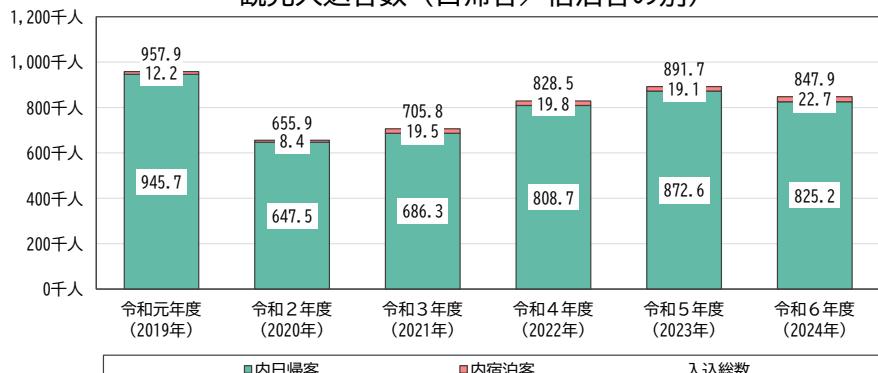
本村の観光入込客数は、令和元年度から令和2年度にかけて、新型コロナウイルス感染拡大の影響により減少し、それ以降は増加傾向となっていましたが、令和6年度で微減しています。内訳では、道内客が8割となり、日帰客がほとんどを占めている状況です。

コロナ禍の収束に伴う観光需要の回復を追い風に、本村における観光のさらなる振興を目指し、インバウンド等の受け入れ環境の整備を推進するとともに、十勝地域一体となったアウトドア観光の推進等をはじめとする地域資源の魅力向上を図ることが重要です。

観光入込客数（道外客／道内客の別）



観光入込客数（日帰客／宿泊客の別）



※北海道観光入込客数調査

本村の観光のさらなる振興に向け、コロナ禍以降急速に回復しているインバウンドの受け入れ環境の整備や、十勝地域と一体となった本村の地域資源の魅力向上に取り組むことが重要。



(5) 地球環境の保全と環境対策の推進

令和5年の世界の平均気温は、産業革命前よりおよそ1.45°C上昇し、観測史上最高となりました。地球温暖化や大気汚染、海洋プラスチックごみ問題、森林火災等、地球規模での環境問題が深刻化する中、日本においても環境保全を推進することは重要です。

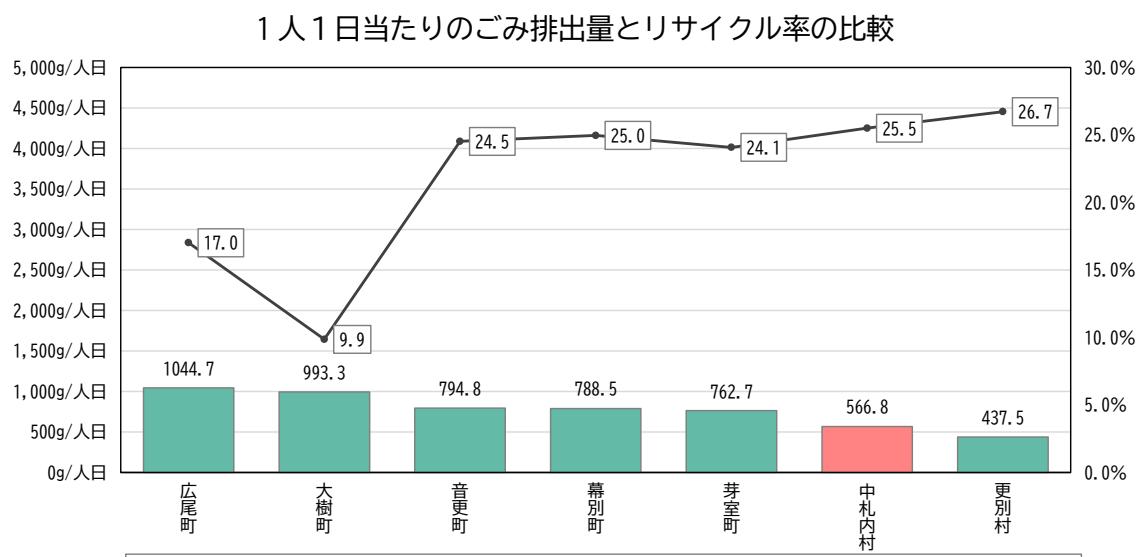
温室効果ガス削減に関する国際的取り決めを話し合う「国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)」において採択された「パリ協定」や、国内においてなされた「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」宣言のもと、温室効果ガスの排出削減を目指し、地球温暖化に対する取組を進めるほか、低炭素社会への転換、資源の再利用・再資源化など循環型社会の構築、自然との共生などの持続可能な社会づくりが求められています。

そして、次の世代に豊かな環境を継承するためには、一人一人の心掛けが何より大切であり、環境負荷の軽減、自然環境や生態系の保全、省エネルギーの推進、ごみの分別収集の徹底・再利用・再資源化といった環境に配慮した意識や行動が重要です。

中札内村の現状と課題

本村では、環境保全や持続可能性を追求した循環農業にいち早く取り組み、近年では、役場庁舎への地中熱設備導入や公共施設のLED化、生ごみ処理施設の更新など省資源化や環境負荷低減を積極的に推進しています。令和6年9月にはゼロカーボンシティを宣言し、2050年までに二酸化炭素排出ゼロを目指しています。

本村の豊かな自然環境を保全し、次世代の子どもたちに引き継いでいくため、地球環境に配慮した持続可能なまちづくりの推進を図ることが重要です。



本村の豊かな自然環境を次世代の子どもたちに引き継ぐためにも、2050年までに二酸化炭素排出ゼロを目指し、地球環境に配慮した持続可能なまちづくりのさらなる推進を図ることが重要。



(6) 持続可能な行財政運営の推進

地方における財政状況は、人口減少・少子高齢化の進行に伴う社会保障費の増加等を背景に、厳しい状況が続いている。限られた予算の中で、将来にわたり安定した行政サービスを提供し続けるためには、事業の選択と集中による効果的・効率的な行財政改革・運営が求められます。

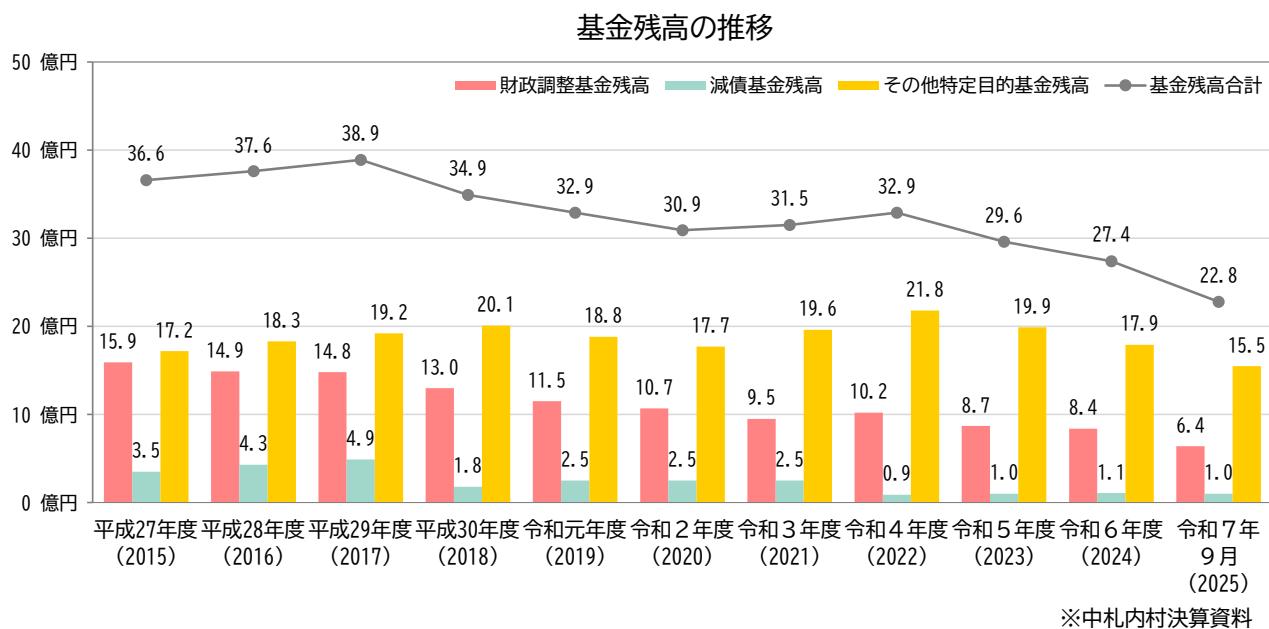
また、高度経済成長期以降に整備された公共施設等の老朽化が進む中、施設の長寿命化対策を進めるとともに、将来的な人口予測等を踏まえた公共施設の適正な配置を実現することも重要です。

中札内村の現状と課題

自治体の預貯金に相当する「基金」には、災害発生時や経済情勢の著しい変動等による財源不足に備えるための「財政調整基金」のほか、地方債の償還に充てるための「減債基金」、特定の目的のために積み立てる「特定目的基金」があります。

平成27年度以降は財政調整基金を取り崩す状況が続いているため、基金残高が減少傾向にあることから、財政健全化に向けた取組が必要です。

今後も引き続き、健全で持続可能な財政構造を維持するとともに、多様化・高度化する村民ニーズに的確に対応するため、デジタル技術等を積極的に活用しながら、村民の利便性向上と行財政運営の効率化を図ることが重要です。



社会情勢の変化により厳しさを増す財政状況の中、安定した行政サービスを将来にわたり提供するためには、効率的・効果的な行財政運営を図ることが必要。

限られた予算で多様化・高度化する村民ニーズ的確に対応するには、健全財政を維持しながら、デジタル技術を活用した利便性向上、行政運営の効率化を図ることも重要。

資料7 中札内村まちづくり基本条例（解説付き）

■目 次

前 文	
第1章	総則（第1条－第3条）
第2章	情報共有の推進（第4条－第8条）
第3章	村民の参加（第9条－第11条）
第4章	コミュニティ（第12条－第14条）
第5章	議会の役割と責務（第15条－第16条）
第6章	村の役割と責務（第17条－第27条）
第7章	住民投票制度（第28条）
第8章	計画策定等の手続き（第29条－第31条）
第9章	政策評価（第32条）
第10章	財政（第33条－第38条）
第11章	連携・協力（第39条－第41条）
第12章	まちづくり基本条例の位置付け及び見直し（第42条－第43条）

■前 文

私たちの「むら」中札内は、十勝平野の南西部に位置し、村の中央を流れる清流札内川と日高山脈の大自然に囲まれた美しく豊かな地域です。

私たちは、先人のたくましい開拓精神、そして、たゆみない努力と英知により築かれた、豊かな大地と歴史や文化を未来に引き継ぐため、地域を愛する気持ちを培いながら、将来にわたり住んで良かったと思えるまちづくりを進めていかなければなりません。

ここに、まちづくりの主役が私たち村民であることを明確に位置付け、村民一人ひとりが自ら考え、行動を起こし、そして、村民、議会及び村の適切な役割分担による協働のまちづくりを実現するため、この条例を制定します。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、中札内村の目指すまちづくりの基本理念と、村民、議会及び村のそれぞれの役割や責任を明らかにして、自律した自治体にふさわしい協働による住民自治の実現を図ることを目的とします。

【解 説】

- 村民、議会、村のそれぞれの役割や責任を明らかにして、第3条の「まちづくりの基本理念」に基づき、協働による住民自治の実現を目指すことを目的として規定しています。
 - ・「住民自治」とは、地方の政治や行政はその地域の住民が、自らの意思と責任で処理すべきという考え方です。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 村民 村内に住み、働き、若しくは学ぶ人又は村内で事業活動その他の活動を行う法人、団体をいいます。
- (2) 村 地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する執行機関をいいます。

- (3) まちづくり 住みよい豊かな地域社会を形成するための様々な空間や暮らしの創造をいいます。
- (4) コミュニティ 村民一人ひとりが互いに助け合い、豊かな暮らしを営むことを目的として結ばれた、行政区やボランティア団体等のまちづくりの担い手となる組織及び団体をいいます。

【解説】

- 「事業活動」とは営利活動だけでなく非営利活動も含みます。
- 「村」とは、議会を除く、村長及び行政委員会又は委員、並びに附属機関をいいます。
・「行政委員会又は委員」とは、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいいます。
- 「まちづくり」とは、街路や公園、建物を整備するといった単なるまちづくりではなく、社会、経済、文化、環境等の生活の根幹を構成するあらゆる要素を含めた空間や暮らしのものの創造をいいます。
- 「コミュニティ」とは、行政区を指すだけではなく、まちづくり活動を行う各種団体及びNPO法人など、様々な目的をもった組織のことをいいます。

(まちづくりの基本理念)

第3条 村民、議会及び村は、次の各号に掲げる基本理念により、協働のまちづくりを推進します。

- (1) まちづくりは、すべての村民がお互いの人権を尊重しながら進めます。
- (2) まちづくりは、村民相互及び村民、議会及び村との間で信頼関係を築きながら進めます。
- (3) まちづくりは、村民、議会及び村がお互いに情報を共有しながら進めます。
- (4) まちづくりは、村民の主体的、自主的な参加のもとで進めます。
- (5) まちづくりは、人材の活用と育成を図りながら進めます。

【解説】

- 以下の5つの基本理念に基づき、村民自らの意思と責任で主体的にまちづくりを推進する「住民自治」の実現を目指すことを規定しています。
 - ・「人権の尊重」～村民がお互いの人権を尊重しながらまちづくりを進めることが基本であるという考え方から明示しています。
 - ・「信頼関係の構築」～村民相互の信頼関係、村民、議会及び村との間の信頼関係の構築がまちづくりには重要であるという考え方から明示しています。
 - ・「情報の共有」～村民、議会、村が共通認識にたったまちづくりを進めるためには、三者がまちづくりに関する情報の共有を図ることが重要であるという考え方から明示しています。

※情報の共有を図るためにには、村の積極的な情報の提供とわかりやすい説明が重要であり、第2章で情報共有の推進方法について規定しています。

- ・「村民の参加」～村民一人ひとりの主体的かつ自主的な参加がまちづくりの基本であるとの考え方から明示しています。

※第3章で村民参加の推進の基本的な考え方について規定しています。

- ・「人材の活用・育成」～まちづくりには、「ひと」が重要な役割を担っているという考え方から明示しています。

※まちづくりに関して様々な発想をしたり、他市町村等の先駆的な取り組みを学ぼうとする人材を育成し、活用することが重要です。

第2章 情報共有の推進

(村民の知る権利)

第4条 村民は、村が保有するまちづくりに関する情報の提供を受け、自ら取得する権利を有します。

【解説】

○主権者である村民の当然の権利の一つである「知る権利」について規定しています。

- ・村民の誰もが機会均等に、また平等な立場で、村が保有する情報を知ることができることの規定です。

(意思決定過程の明確化)

第5条 村は、まちづくりに関する施策等について、意思決定の過程を明らかにするとともに、仕事の内容が村民に理解されるように努めます。

【解説】

○協働のまちづくりを進めるうえで、村として当然の責務である行政の透明性とその説明責任について規定しています。

- ・「行政の透明性」とは、どのような情報に基づき、どのような議論を経て、どのように判断したのかなど、政策が決定されるまでの過程を明らかにすることです。

(情報の共有)

第6条 村は、まちづくりに関する情報は村民の財産という認識に立ち、積極的、かつわかりやすく村民に提供します。

2 村は、村民との情報共有を進めるために、次の各号に掲げる制度を定め、かつ総合的な体系をなすように努めます。

- (1) まちづくりに関する情報をわかりやすく提供する制度
- (2) まちづくりに関する会議及び会議資料を公開する制度
- (3) 村民の請求により、村が保有する情報を公開する制度
- (4) 村民の意見や提言等がまちづくりに反映される制度

【解説】

○情報共有を進めるためには、「情報提供」「会議の公開」「情報公開」「意見聴取と反映」などの制度化が必要であることから規定しており、現在、村が行っている情報共有の制度のほか、まだ取り組まれていない制度もあるため、原則として条例制定と同時に確立することが必要です。

[現在実施しているもの]

- (1)…予算の概要・ホームページ・広報紙の作成、情報宅配便、情報無線、メール配信、SNSなど
- (2)…諸会議の原則公開（議会・総合行政推進委員会などの一部）
- (3)…中札内村情報公開条例
- (4)…意見聴取手続条例（パブリックコメント）、総合行政推進委員会、まちづくりトーク、行政区長会議、むらづくり研修会、ホットメールなど

[今後取り組む必要があるもの]

会議及び会議録の公開に関する条例の制定

(情報収集及び管理)

第7条 村は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集するとともに、別に定める基準により整理・保存し、適正な管理に努めます。

【解説】

○まちづくりに必要な情報収集に努めるとともに、村民からの請求に迅速に対応できるよう、別に定める基準「中札内村文書整理保存規程」に基づく、適正な文書の整理・保存について規定しています。

(個人情報の保護)

第8条 村は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、個人情報の収集、利用、提供、管理等について、細心の注意をはらうものとし、必要な事項は、別に条例で定めます。

【解説】

○個人情報保護法に基づく規定です。

○村は、本条例に基づき、積極的な情報の収集と提供による情報の共有化を進めていくことになりますが、現代社会においては、個人情報の保護という視点も重要な事項であることから、その取扱いについては慎重を期さなければならないことを規定しています。

○「個人の権利及び利益」とは、個人情報の取扱いに伴って保護する必要がある個人の権利利益一般をいい、プライバシーに代表される個人の人格的な利益のほか、誤った情報により行政処分が行われ不利益を被る場合のように、社会生活上の利益や経済的な利益もこれに含まれます。

第3章 村民の参加**(まちづくりに参加する権利)**

第9条 まちづくりの主体は村民であることから、すべての村民はまちづくりに参加する権利を有します。

- 2 まちづくりへの参加について、すべての村民は平等の立場にあり、国籍、民族、年齢、信条、性別、心身の状況、社会的または経済的環境等の違いによって差別を受けません。
- 3 満18歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有します。この場合において、村は権利を保障するため、規則その他の規定により具体的な制度を設けます。
- 4 村民によるまちづくりの活動は、自主性・自立性が尊重されるものとし、村の不当な関与を受けません。
- 5 すべての村民は、まちづくりへの参加または不参加を理由として差別的な扱いを受けません。

【解説】

○村民の主体的なまちづくりへの参加権を規定しています。

○「参加」は強制されることのない村民の当然の権利ですが、義務ではなく、「参加」「不参加」を理由に差別を受けるものではないことを規定しています。

○国籍、民族等の違いによる差別を受けない旨についても、あえて規定しています。

○まちづくりへの参加の規定は、すべて平等であるとしていることから、日本国憲法第14条（平等の原則）に定められている「信条」を第2項に加えています。（平成23年4月改正）

○18歳未満の青少年等の参加の権利についても、まちづくりにはそれぞれの年齢にふさわしい参加の手法が考えられることから、あえて規定しています。

○青少年や子どもの参加を進めるため、権利の規定だけではなく、まちづくりに参加する具体的な制度を設ける規定を第3項に追加しています。（平成23年4月改正）

○日本国憲法の改正手続きに関する法律の一部を改正する法律の規定に基づき、公職選挙法、地方自治法等に規定する選挙権年齢が、満18歳以上に引き下げられたことから、第3項において、満18歳から満20歳未満の者も20歳以上と同様の権利が持てる規定としています。（平成28年4月改正）

(まちづくりにおける村民の責務)

第10条 村民は、一人ひとりがまちづくりの主体であることを認識し、互いに尊重し、協力して住民自治を推進する責務を有するとともに、まちづくり活動においては、自らの発言と行動等に責任を持つよう努めます。

【解説】

- 協働はお互いに利益やリスクを分かち合うものであることから、村だけではなく、村民も責任をもった言動に努める必要があることを規定しています。
 - ・責任をもった言動に努めるとは、村に対して苦情・要望をするだけではなく、様々な身近な課題に対して、自ら解決に努力しようとすることも含まれます。

(まちづくり活動への積極参加)

第11条 村民は、自らのまちづくり活動への参加が住民自治を守り、発展させるものであることを認識し、積極的な参加に努めます。

【解説】

- この条例では、まちづくり活動への参加は、村民の絶対的な責務ではありませんが、積極的に参加することが、住民自治の発展につながるということを規定しています。

第4章 コミュニティ

(コミュニティにおける村民の役割)

第12条 コミュニティは、村民が安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、また地域の課題を共有しながら、解決に向けて自ら行動するなどの役割を担うものとし、村民は、そのコミュニティを守り育てるように努めます。

【解説】

- コミュニティの役割には、様々なものが考えられますが、具体的には次のようなものが挙げられます。

【地域コミュニティ】

- ・地域のニーズ（問題解決）に向けた行動
- ・地域社会の担い手づくり（人材育成）
- ・村民参加の場づくり
- ・行政における政策の立案、実施、評価のモニター

【まちづくり活動団体等】

- ・専門性や特徴を生かし、自ら考え行動する
- ・地域課題解決のため専門性を生かす

(相互の連携)

第13条 それぞれのコミュニティは、必要に応じて連携・協力し、お互いの活動の支援に努めます。

【解説】

- まちづくりにあたって、それぞれのコミュニティがお互いの活動を理解・尊重し、協力しあうことが重要であるとの考え方から規定しています。

(村とコミュニティのかかわり)

第14条 村は、コミュニティの自主性・自立性を尊重するとともに、非営利的な活動等に対して、必要に応じて支援することができます。

【解説】

- 村は、村民の個々の活動と同様に、コミュニティ活動についても自主性・自立性を尊重し、また、営利を目的としない活動に対しては、支援を行うことができる旨を規定しています。
- 「支援」とは、経済的（助成金や物品の提供）な支援だけでなく、職員が持つ専門的な知識や情報を積極的に提供することも含まれますが、あくまでも住民主体、コミュニティ主体の活動であることが前提です。
- ・村は、現在制度として確立している「まちづくりトーク」や「地域担当制」、「情報宅配便」を積極的に活用し、コミュニティとの連携に努める必要があります。

第5章 議会の役割と責務

(議会の役割と責務)

第15条 議会は、村民を代表する意思決定機関として、村政の重要事項を議決する権限並びに村に対する検査及び監査の請求をする権限を有するとともに、村の仕事が公正かつ誠実で効率的に実施されているかを調査・監視し、牽制する役割を果たします。

- 2 議会は、自らも政策立案等を行い、村民の意思が反映される活動に努めます。
- 3 議会は、議会における意思決定の内容及びその経過を明らかにし、わかりやすく村民に説明する責務を担います。
- 4 議会は、別に条例で定めるところにより、議会が保有する情報を公開するとともに、会議の公開及び情報提供の充実により、村民との情報の共有を図り、開かれた議会運営に努めます。

(議員の責務)

第16条 議員は、村民の意思が村政に反映されるよう常に地域の課題や村民の意思を把握し、議会の権限が適切に行使されるよう努めます。

【解説】

- 村民の直接選挙によって選ばれる最高意思決定機関としての基本的な役割と責務を規定しています。
- 議会自ら政策立案に関わることの必要性についても規定しています。
- 村と同様に「説明責任」や中札内村情報公開条例に基づく情報の公開など、議会の透明性の確保についても規定しています。
- 議員の責務についても規定しています。
- 二元代表制を取る地方自治体にとって、執行機関である村とともに議会の役割が非常に重要なにもかかわらず、基本的な役割と責務を定めているのみであり、また、村民の議会に対する関心も高いとは言えない状況であることから、議会における情報の共有と村民参加を積極的に進めるとともに、個々の議員が常に地域の課題や村民の意思を把握するよう第16条「議員の責務」を追加しています。（平成23年4月改正）

第6章 村の役割と責務

(村長等の責務)

第17条 村長は、村民の信託に応え、村政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に透明な村政の執行に努めます。

- 2 村長は、就任にあたって、その地位が村民の信託によるものであることを深く認識し、この条例の理念に基づくまちづくりの方向性を公表します。
- 3 前項の規定は、教育長の就任について準用します。

【解説】

- 村民の直接選挙によって選ばれた村長として、村民の信託に応えるとともに、透明性のある村政執行に努めなければならないことを規定しています。
- 村長は、公約を掲げ立候補し、就任後はその公約を実現すべく努力する義務が生じることから、就任時には村民に対してまちづくりの方向性（考え方）を公表することを義務づけています。
- 教育長については、選挙により選ばれる特別職ではありませんが、教育委員会事務の執行責任者として、その考え方を村民に公表すべきであるとの考え方から規定しています。
- 公表の方法として考えられるのは、就任後最初に開催される議会における「挨拶」や就任後の広報、ホームページなどが考えられます。

(執行機関の責務)

第18条 村の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に努めます。

【解説】

- 「執行機関」とは、地方自治法に定める村長及び教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会のことですが、ここでは村長を除く執行機関の責務について規定しています。

(職員の責務)

第19条 村の職員は、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、効率的な仕事のあり方についても隨時、検証・研究に努めます。

- 2 村の職員は、職務について必要な知識や技術などの能力開発及び自己啓発を行うとともに、職務の遂行にあたっては、創意工夫に努めます。
- 3 村の職員は、自らも地域の一員であることを認識し、日頃から村民との信頼関係づくりに努めます。

【解説】

- 職員は、誠実かつ公正に職務を遂行することが基本ですが、普段から問題意識を持ち、効率的な仕事のあり方について検証と研究が必要である旨を規定しています。
 - ・ これから的地方自治体における行政サービスのあり方は、大きく変化することが十分予測され、職員はこれまでの仕事の仕方を踏襲するだけでは、これらの変化に対応することが困難になることを想定しています。
- 職員は、行政の専門家であるとともに、自ら地域の一員であるという側面も持っています。その持っている専門的知識を存分に発揮し、村民と協力して行動することが、村民との信頼関係を築くことにつながります。

(政策法務の推進)

第20条 村は、地域の特色を生かしたまちづくりを実現するため、自主的な法令解釈とその運用に努めます。

【解説】

- 自治体独自の特色のある政策を推進していくためには、自主的な法律などの解釈とその運用を積極的に展開する必要があることを規定しています。

(出資団体等)

第21条 村は、村が出資や補助、事務事業の委託をしている団体に関し、毎年度、村からの資金の流れについて、情報の公開に努めます。

【解説】

- 村が出資や補助、事業の委託をしている団体に関して、毎年度、村からの資金の流れについて情報の公開に努めるように規定しています。

(村の組織)

第22条 村の組織は、村民にわかりやすく、機能的であるとともに、社会や経済の情勢に柔軟に対応し、相互の連携が保たれるように編成するものとします。

【解説】

- 自治体の組織については、地方自治法で規定されていますが、より村民に分かりやすく、また村民に有益な組織づくりの必要性を明示しています。
- 「社会や経済の情勢に柔軟に対応」とは、国や北海道などの制度改革への対応や村として重点的に取り組む必要がある施策などが出てきた場合などを想定しています。
- 「相互の連携」とは組織内における各課等の連携を指します。

(人事・職員政策)

第23条 村は、適切な数の村の職員によって効率的かつ効果的に職務を遂行するため、定員適正化計画を策定し、人事政策を進めるものとします。

2 前項の定員適正化計画は、次の各号に掲げる事項を考慮して、定期的な見直しに努めます。

- (1) 村の財政状況とその将来推計
- (2) 政策課題の将来の方向性及びこれに伴う行政組織の変化
- (3) 職員の年齢構成及び男女構成の適正化
- (4) 民間企業等の職務経験者の採用

3 村は、職員の政策能力の向上を図るため、政策課題の掘り起こしや見直しなどの調査研究のための研修体制の充実に努めます。

【解説】

- これからの自治体は、少ない職員で効率的な運営を行う必要があることから、その時々の財政状況及び政策課題への対応方法の変化や、その将来的な方向性についても予測しながら、職員定数を定め、組織の見直しや職員の配置を行う必要があります。
- また、少ない職員で運営をしなければならないからこそ、研修体制の充実により、一人ひとりの能力向上を図る必要があると規定しています。

(審議会等への参加)

第24条 村は、各種委員会・審議会その他の附属機関等に類する委員には、公募の委員を加えるように努めます。

2 前項の委員の構成にあたっては、男女比、年齢構成などに配慮し、広く村民の意見が反映されるよう努めるものとします。

【解説】

○村民の行政参加の代表的な一つの方法として、委員の公募について規定しています。

・本村では、議会の同意が必要なもの及び団体の代表者等を指定しているもの以外は「委員会の委員等の公募及び推薦基準(訓令)」に基づき、全委員数の50%を上限として公募及び推薦による委員の人数を規定しています。

○男女共同参画の視点から審議会等の委員の構成については「一方の性に偏らない」と「年齢構成」の配慮に努め、幅広い村民からの意見が反映されるよう第2項を追加しています。

(平成23年4月改正)

(説明・応答の責任)

第25条 村は、まちづくりに関する施策等の推進状況について、村民にわかりやすく説明する責任を果たすものとします。

2 村は、村民からの意見・要望・苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査するとともに、対応記録を作成し、誠実で速やかな応答に努めます。

【解説】

○村民の信託を受けて仕事をしていることから、当然その内容を具体的に説明する責務が生ずることから規定しています。

○「まちづくりに関する施策等」の範囲は広く、例えば公共施設の整備計画、農業や観光の基本計画や推進計画などの各種計画のほか、委託などの事務事業や補助金等の支出状況なども含まれます。

○「施策等の推進状況」とは、企画立案、実施、評価のそれぞれの過程における状況のことをいいます。

○村民からの意見等に対する職員の日常窓口対応等の基本的姿勢について規定しています。対応記録は特に書式を定めているものではありませんが、意見等の内容が具体的にわかり、それに対する対応だけでなく、他の課などとの調整協議が必要な場合には、その経過についても明らかにしておく必要があります。

(行政手続の法制化)

第26条 条例及び規則に基づき村が行う処分、行政指導ならびに村に対する届出に関する手続き等、必要な事項は別に条例で定めます。

【解説】

○行政運営における公正の確保と透明性の向上が、村民の権利利益の保護に資することから規定しています。

○別に定める条例とは、「中札内村行政手続条例」を指しています。

(危機管理体制の整備)

第27条 村は、村民の生命、財産及び暮らしの安全を確保するとともに、緊急時に総合的かつ機能的な活動を行うことができるよう、危機管理の体制整備に努めます。

2 村は、村民、事業者及び関係機関等との連携・協力を図りながら、災害時に備えます。

【解説】

- 村の責務として最も重要な事項の一つとの考え方から危機管理の体制整備について規定しています。
- 村民、事業者及び関係機関等との関係では、国や道などとの連携協力はもとより、行政区など地域との普段からの連携に努めることが重要です。

第7章 住民投票制度

(住民投票の実施)

第28条 村は、まちづくりに関する重要事項について、村民の意思を確認することを目的とした住民投票制度を設けることができます。

- 2 住民投票に参加できる村民の資格、その他住民投票の実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。
- 3 前項に定める条例には、投票結果の取扱いを明らかにします。

【解説】

- 住民投票は、村民の意思確認の最終手段としての位置付けであり、その前に十分な情報共有と住民参加の実践により解決することが重要です。また、恒常に条例を設けるものではなく、事案ごとに、その都度設けることができるとしています。
- 住民投票に参加できる村民の資格等については、事案によりその内容が多様であることが想定されることから、その事案ごとに制定する住民投票条例の中で規定するものとしています。
- 住民投票の結果をどう扱うかについては、その都度、条例制定時に明らかにしておくことを規定しています。
- 村民が、この条例に基づいて住民投票を行おうとする場合は、まず、住民投票条例の制定について地方自治法に基づき、選挙権を有する者の50分の1以上の署名を集め「直接請求」を行うことになり、村長は、請求を受理した日から20日以内に議会を招集し、意見を付けて議会の判断にゆだねることになります。

【参考】

地方自治法第74条の抜粋

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

- ② 前項の請求があったときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。
- ③ 普通地方公共団体の長は、第1項の請求を受理した日から20日以内に議会を招集し、意見を附けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- ④ 議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たっては、政令の定めるところにより、第1項の代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。

第8章 計画策定等の手続き

(計画策定における原則)

第29条 村は、総合的かつ計画的にまちづくりを進めるための基本構想及びこれを具体化するための計画（以下「まちづくり計画」という。）を、この条例の目的及び理念に基づき策定するとともに、新たな行政需要にも対応できるように、必要に応じて計画内容を見直します。

2 前項の基本構想は、議会の議決を経なければなりません。

3 村は、次の各号に掲げる計画を策定するときは、まちづくり計画との整合性に配慮し、計画相互の体系化に努めます。

(1) 法令または条例に規定する計画

(2) 国または他自治体と関連する計画

4 村は、第1項及び前項の計画の策定にあたっては、次の各号に掲げる事項の明示に努めるとともに、計画の実施においては、これらの事項に配慮した進行管理に努めます。

(1) 計画の目標及びこれを達成するための具体的な施策

(2) 前号の施策の実施に要する概算の費用及び期間

【解説】

○最上位のまちづくりのための計画であるまちづくり計画の位置付けと、その見直しについて規定しています。

○各種計画の策定にあたっては、まちづくり計画との整合を図らなければならないことを規定しています。また、各種計画の中には目標を達成するための施策や概算費用なども明示するよう努めなければならないことを規定しています。

(計画策定過程への参加)

第30条 村は、各種計画の策定、実施、評価等の各過程において、村民が参加できるよう努めるとともに、まちづくり計画などの重要な計画の策定に着手しようとするときには、あらかじめ次の各号に掲げる事項を公表し、意見を求めるものとします。

(1) 計画の概要

(2) 計画策定の日程

(3) 予定する村民参加の手法

(4) その他必要とされる事項

【解説】

○協働のまちづくりのために必要な計画策定過程からの村民参加について規定しています。

○まちづくり計画などの重要な計画の策定については、住民参加の一つの形態である「意見聴取」の手法を取り入れなければならない旨を規定しています。

(条例制定等の手続)

第31条 村は、まちづくりに関する重要な条例の制定、または改廃をしようとするときには、村民の参加を図り、意見を求めるように努めます。ただし、次の各号に掲げる事項については除外します。

(1) 関係法令及び条例等の制定・改廃に基づくもので、その条例等の制定・改廃に政策的判断を必要としないとき。

(2) 用語の変更等簡易な改正で、条例に規定する事項の内容に実質的変更が伴わない場合

(3) 前2号の規定に準じて条例の制定・改廃議案を提出する者（以下「提案者」という。）が不要と認めたとき。

2 提案者は、前項に規定する村民の参加等の状況に関する事項を付して、議案を提出しなければなりません。

【解説】

- まちづくりに関わる重要な条例の制定等においては、村民の参加を図り、意見を求めるよう努めなければならないことを規定しています。
- 村民の参加等の状況とは、参加の有無とその状況、また無の場合にはその理由などを指します。

第9章 政策評価

(政策評価の実施)

第32条 村は、効率的かつ効果的なまちづくりを行うため政策評価を実施します。

2 政策評価は、まちづくりの状況の変化等を見極め、最良な方法で行うよう常に検討し、これを改善します。

3 政策評価の実施にあたっては、村民参加による評価を行います。

【解説】

- 政策評価については現在も継続して行っていますが、評価の内容などについては常に最良な方法で行うよう研究に努め、改善しなければならないことを規定しています。また、村民評価の実施についても明示しています。
- 村民評価については、総合行政推進委員会の活用を想定しています。

第10章 財政

(総則)

第33条 村長は、予算編成及び執行にあたっては、まちづくり計画及び政策評価を踏まえて行います。

【解説】

- まちづくり計画は中・長期的な目標を定めた村の最高位の計画であることから、それを踏まえた予算編成や予算執行が行われなければなりません。しかし、「計画」と「予算編成及び執行」の間にはズレが生じている場合もあり、この調整を図るため、政策評価との連動の必要性について規定しています。

(予算編成)

第34条 村長は、予算編成にあたって、予算に関する内容説明の充実を図り、村民が予算の内容を具体的に、かつ十分に把握できるよう、情報の提供に努めます。

2 前項の規定による情報提供は、予算の編成過程や財政計画が明らかになるようわかりやすい方法によるものとします。

【解説】

- 予算についての内容説明の充実を図ることにより、その透明性を確保することを規定しています。
 - ・村では、毎年度「予算の概要」を作成し、村内全世帯に配布しています。
 - ・今後の課題としては、予算編成過程を明らかにすることです。

(予算執行)

第35条 村長は、予算化した仕事の予定及び進行状況等が明らかになるように努めます。

【解説】

- 仕事の結果報告だけではなく、その仕事のスケジュールや進捗状況までを明らかにするよう規定しています。

(決算)

第36条 村長は、決算にかかる主要な仕事の成果を説明する書類、その他決算に関する書類を作成し公表するとともに、これらの書類が政策評価に役立つものとなるように努めます。

【解説】

- 事務事業ごとに課題・問題点などを整理し、次の仕事に繋げていくことができるような成果書作成の必要性を規定しています。

(財産管理)

第37条 村長は、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、その保有状況を明らかにし、資産の適正な活用に努めます。

2 前項の財産については、その資産価値、取得の経過、管理の状況、処分の予定など運用や保全の状況などが明らかになるように努めます。

【解説】

- 厳しい財政状況のなか、行政運営を行う上において、財産の管理やその運用のあり方は、自治体として非常に重要な事項であり、計画的な管理・運用に努めなければならないことを規定しています。
- ・特に、遊休地であって利用計画が想定出来ない財産については、処分も含めた検討を行うものとします。

(財政状況の公表)

第38条 村長は、予算の執行状況、財産、地方債、一時借入金の現在高、その他財産に関する状況を公表するときには、その状況に対する見解を示すように努めます。

【解説】

- 財政状況の公表にあたっては、村民が理解しやすいように、公表内容に関する村長の見解を示すことを規定しています。

第II章 連携・協力

(国及び北海道との関係)

第39条 村は、国及び北海道と対等の関係にあることを踏まえ、適切な役割分担による地方自治を確立するよう努めます。

【解説】

- 国や北海道とは上下関係ではない対等の関係にあることを明記し、適切な役割分担を行うことで自律的な地方自治を進めていくこうということを規定しています。
- ・現在の地方分権の論議に代表される国と北海道との関係（役割分担／国からの権限や財源を大幅に移譲）の見直し、北海道と市町村の関係では「権限移譲」など、今後の適切な国・道・市町村の役割分担のあり方というものについて真剣に取り組んでいく必要があります。

(他の地方公共団体及び関係機関との関係)

第40条 村は、他の地方公共団体及び関係機関との共通課題又は広域的課題に対しては、それぞれの自主性を保ちながらお互いに連携し、協力し合いながら解決にあたるよう努めます。

2 村は、前項に規定する課題を解決するため、他の地方公共団体及び関係機関と共同で組織を設けることができます。

【解説】

○医療や福祉、教育、環境などの分野で共通で抱えている課題や、広域的に取り組んだ方が良いと考えられる課題などについて、他の近隣自治体や関係機関などと情報の共有を図りながら、連携して取り組むということを規定しています。

○課題解決のための「共同で設ける組織」とは、一部事務組合や広域連合、協議会など多様なものが考えられます。

○また、友好都市の関係にある埼玉県川越市との連携等も想定しています。

(他の地域の人々との連携)

第41条 村民は、様々な活動を通じて他の地域の人々との交流を図り、その経験をまちづくりに生かすよう努めます。

2 村は、前項のような活動に対する支援に努めます。

【解説】

○村民のまちづくり活動は、村内だけに限られるものではなく、村外の色々な地域と様々な分野で複合的に取り組まれていることから、その経験を村のまちづくりに生かすよう努力すべきである旨を規定しています。また、村は、村民のそういった活動に対して支援に努めるよう規定しています。

○友好都市川越市との絵画交流や物産交流、東京・札幌・帯広の各ふるさと会なども、そういった活動の一つです。

○また、他の地域には、日本だけでなく外国も想定しており、例えば現在実施している米国ハワイ州中学生との交流などもその一つと考えられます。

第12章 まちづくり基本条例の位置付け及び見直し

(この条例の位置付け)

第42条 この条例は、中札内村のまちづくりの基本となるものであり、村及び議会は、この条例を最大限に尊重し、他の条例及び規則等の制定・改廃、ならびに、村政運営や施策の実現に向けた基本的な制度の整備に努めます。

【解説】

○この条例は本村の条例の最上位に位置するものであることを規定しています。また、村や議会は、この条例を最大限に尊重して、他の条例や規則の制定・改廃をし、この条例の理念に基づく村政運営や制度の整備に努める旨を規定しています。

(この条例の検討及び見直し)

第43条 村は、この条例が所期の目的を達成しているかどうかについて、条例の施行後4年を超えない期間ごとに、総合行政推進委員会において検討します。

2 村は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びこの条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じます。

【解説】

○この条例が、社会情勢の変化に適合し、所期の目的を達成しているかどうかについて、条例施行後4年を超えない期間ごとに「総合行政推進委員会」で検証することを規定しています。また、その結果を踏まえて、見直しが必要であると判断した場合は、改正などの必要な措置を取ることについても明示しています。

- ・当然、上記改正等に際しては、本条例第31条（条例制定等の手続）に基づく手続きが行われることになります。また、第1項で「総合行政推進委員会」での検討を規定していることから、これも意見聴取の一つの手法ではないかという考え方も出来ますが、この定期的な見直しが、各条項の形骸化の防止や、この条例の基本理念に基づく村民の自治意識の動機付けを目指していることから、村民全体から意見を求める必要があります。
- ・見直しの期間を4年とした理由は、村長の任期中1回は見直しの論議をすべきとの考え方からです。

資料8 委員名簿

中札内村総合行政推進委員会 委員名簿

(任期：令和6年6月20日～令和8年6月19日)

職名	氏名	所属部会
会長	桑田 尚行	まちづくり部会
副会長	下埜 智加	財政部会
まちづくり部会長	杉本 伸子	まちづくり部会
委員	嶋崎 直子	
委員	鳥倉 華以	
委員	林 理央	
委員	井川 晃博	
委員	佐藤 孝志	
委員	渡邊 環	
財政部会長	佐久間 正	財政部会
委員	杉本 啓子	
委員	佐藤 裕二	
委員	加藤 成孝	
委員	長谷部 早苗	
委員	後藤 友太	
委員	荻原 精一	

庁内策定会議 委員名簿

(令和8年3月現在)

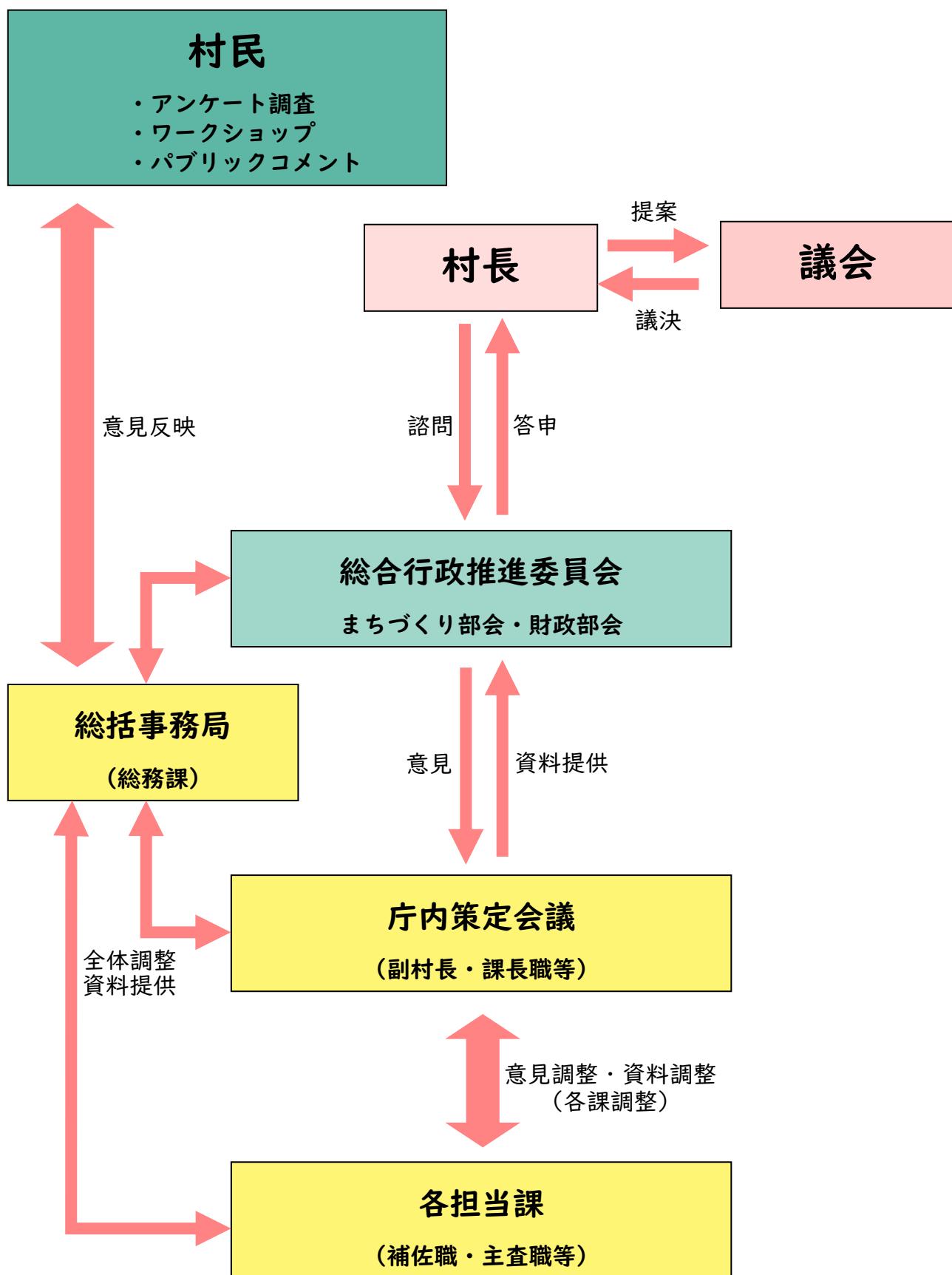
職名	役職名	氏名
委員長	副村長	尾野 悟里
副委員長	教育長	上田 稔子
委員	総務課長	渡辺 大輔
	住民課長	平山 直人
	福祉課長	高桑佐登美
	産業課長	平澤 悟
	施設課長	北村 公明
	教育委員会次長	氏家 佑介
	農業委員会事務局長	野原 誠司
	議会事務局長	中道 真也
	消防署長	山澤 康宏

事務局

(令和8年3月現在)

役職名	氏名
総務課長	渡辺 大輔
総務課長補佐	下浦 強
総務課主査	羽磨菜々絵
総務課主査	金沢 愛
総務課主査	重松 和希

資料9 策定体制



資料 10 計画の構成と計画期間

(1) 基本構想（令和4年度～令和11年度） 8年間

本村が目指す「将来像」を示し、村としてのまちづくりの方向性を明らかにするものです。今後の行政運営の指針になるとともに、村民や事業者などまちづくりに関わる人々にとっての活動の基本となります。

計画期間は8年間です。

(2) 基本計画（令和8年度～令和11年度） 4年間

基本計画では、基本構想で示す「将来像」の実現に向けた、分野別のビジョンや目標を示します。実施計画や個別計画を策定する際の指針となるものです。

計画期間は基本構想の8年間を、「前期4年」「後期4年」に区分して策定するため、計画期間は4年間です。

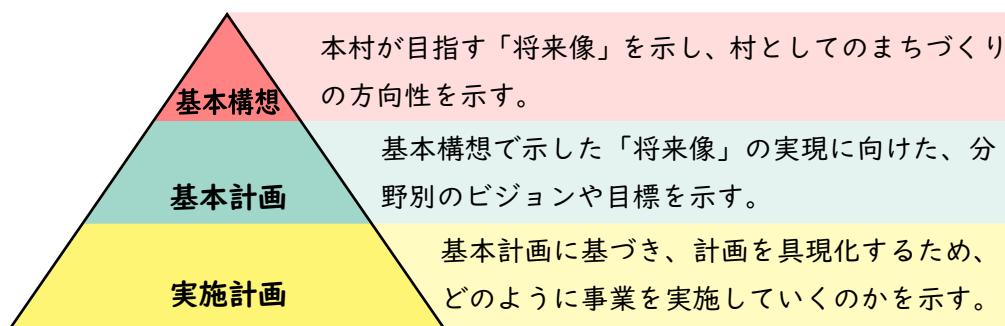
※なお、基本計画は首長改選期に合わせ、公約等で示された方向性との整合性を図るために必要に応じて見直しすることとします。

(3) 実施計画（令和8年度～令和11年度） 4年間

基本計画に基づき、計画を具現化するため、どのように事業を実施していくのかを年度ごとに明らかにしたものです。

計画の期間は4年間です。また、諸情勢の変化に対応するため、別に策定することとし、毎年度の見直しを行います。

◆計画の構成図◆



資料 II 中札内村について

■村章



中札内村章は、昭和32年開村10周年を機会に公募し、昭和34年3月28日に定められました。(図案者／国井嘉太夫)

中央の白丸は、潔白・真心を表し、中と札内を組み合わせて、団結・協力を意味し、輪郭は主産物の豆のウネを図案化したものです。

大正村から分村して11年目の意味をもたせるため、ウネの数を11本にし、中札内という字を平面化しました。

また、畠の面積は幅3間、長さ100間を1反歩と称し、ウネの数は11本で1反歩(ウネ幅1尺6寸を用いている農家が大半であった)であるため11枚としました。

■村民憲章

わたくし達は雄大なポロシリ岳を仰ぎ札内川の清く流れるところ、たくましい開拓精神を受けつぐ中札内の住民です。郷土の輝く未来をになう心をこの憲章に表します。

- Ⅰ. 健康で明るい村をつくりましょう。
- Ⅰ. 生産を高め、豊かな村をつくりましょう。
- Ⅰ. きまりを守り、住みよい村をつくりましょう。
- Ⅰ. 互いに助けあって、幸せな村をつくりましょう。
- Ⅰ. 文化を育て、楽しい村をつくりましょう。

■村のシンボル

開村30周年記念事業として、村民アンケートを実施して決定。(昭和52年9月1日指定)



村花「すずらん」



村木「カシワ」



村鳥「ヒバリ」

■まちづくり基本条例

前文抜粋（平成19年3月9日制定）

私たちの「むら」中札内は、十勝平野の南西部に位置し、村の中央を流れる清流札内川と日高山脈の大自然に囲まれた美しく豊かな地域です。

私たちは、先人のたくましい開拓精神、そして、たゆみない努力と英知により築かれた、豊かな大地と歴史や文化を未来に引き継ぐため、地域を愛する気持ちを培いながら、将来にわたり住んで良かったと思えるまちづくりを進めていかなければなりません。

ここに、まちづくりの主役が私たち村民であることを明確に位置付け、村民一人ひとりが自ら考え、行動を起こし、そして、村民、議会及び村の適切な役割分担による協働のまちづくりを実現するため、この条例を制定します。

■シンボルマーク ピータン



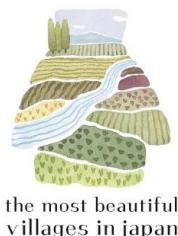
ピータンは、地域の活性化とイメージアップを図るため、平成3年にシンボルマークやキャッチフレーズなどを村民から募集し誕生しました。

顔はたまご、目は豆、靴はメークインと、当時の中札内村の代表的な特産物を組み合わせたもので、ピヨピヨひよこの「ピー」と中札内村の観光地「ピヨウタンの滝」の「タン」を合わせてピータンという愛称になりました。

左手にはシルクハットを持ち、村民や訪れる人々に対して信愛と敬意を表し、右手には村の花であるすずらんを持っています。

ピータンは、カントリーサインとしても使用されているほか、ゆるキャラとして多くの方に親しまれています。

■「日本で最も美しい村」連合



日本各地にある小さくても輝く魅力を持った自治体が、自らの地域に誇りを持って自立をめざす運動を展開しています。

中札内村は平成28年10月に加盟し、村の美しい景観や文化を将来に引き継ぐための取り組みを行っています。

中札内村
北海道